

机上資料 2

中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
(第2回) H31.1.16

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン

(答申)

平成 30 年 1 月 26 日

中央教育審議会

<目次>

| | |
|--|----|
| はじめに | 1 |
| I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 ー学修者本位の教育への転換ー | 3 |
| 1. 2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿 | 3 |
| 2. 2040年頃の社会変化の方向 | 7 |
| 3. 2040年を見据えた高等教育と社会の関係 | 10 |
| II. 教育研究体制 ー多様性と柔軟性の確保ー | 14 |
| 1. 多様な学生 | 14 |
| 2. 多様な教員 | 18 |
| 3. 多様で柔軟な教育プログラム | 20 |
| 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等 | 22 |
| 5. 大学の多様な「強み」の強化 | 25 |
| III. 教育の質の保証と情報公表 ー「学び」の質保証の再構築ー | 27 |
| IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 ーあらゆる世代が学ぶ「知の基盤」ー | 34 |
| 1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模 | 34 |
| 2. 国公私の役割 | 36 |
| 3. 地域における高等教育 | 39 |
| V. 各高等教育機関の役割等 ー多様な機関による多様な教育の提供ー .. | 42 |
| 1. 各学校種における特有の検討課題 | 42 |
| 2. 大学院における特有の検討課題 | 43 |
| VI. 高等教育を支える投資 ーコストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充ー | 46 |
| VII. 今後の検討課題 | 49 |
| おわりに | 50 |

はじめに

本答申を「2040年の高等教育のグランドデザイン」と位置付けた主目的は何か。それは、これから大学で学ぼうという高校生、高等学校の前段階にいる子供たち、また、人生100年時代を迎えこれからは見据えてもう一度学びたいと考えている社会人、さらに、我が国では是非勉強してみたいと思っている留学生、そして現在高等教育機関で学んでいる学生に対し、「我が国の高等教育がこれからどう変化していくのか」を明らかにすることである。

高等教育における教育は、その前段階の教育機関と、修了後に人材が活躍する社会の間に位置付けられている。特に大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、自由な研究の遂行を通じて社会に大きく貢献している。高等教育は、初等中等教育段階と社会との協力と連携の中で更に進化するものである。

さらに、世界的規模の激しい社会的変化の中で、大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤となるものである。このことは、世界の多くの国々において共通に認識され、それに基づく方策の充実を目指した政策的な努力が様々に行われている。我が国においても、2040年の高等教育が求められる役割を果たすことができるよう、必要な環境条件の整備に向けた国としての政策的な努力が強く求められる。

我が国の高等教育のミッションは多様である。例えば、「大学」という機関に対し、世界的研究・教育が行われている機関をイメージする場合もあれば、地域の実情を踏まえた人材育成を行っている機関をイメージする場合もある。また、職業に直結する学びを提供している機関をイメージする場合もあれば、芸術や体育などの特定の専門分野に特化した機関をイメージする場合もある。このような多様性こそが、我が国で学んで日本や世界で活躍する人材の厚い層を創出するのであり、その多様性は今後も尊重していくべきものである。また、その中で、学生や教員は流動性をもって、様々な機関でその教育研究活動を行っていくことが望ましい。そのためには、教育研究の仕組みや制度の柔軟性も担保されていかなければならない。

中央教育審議会の高等教育段階に関する答申は、昭和29(1954)年の「医学および歯学の教育に関する答申」以降、42を数える。その間に、教育内容、質の保証、規模、役割、ガバナンス等について様々な提言がなされてきており、多くの提言の内容については、それに基づいた政策的な取組とも相まって、各高等教育機関で取組が進んでいるが、様々な要因や制約の中で、全ての高等教育機関での取組に至っていないものもある。

今回の答申は、これまでの答申の内容を踏まえた上で、取組が十分でないものについては、改めてその必要性を強調するとともに、2040年という22年先を見据えて、そこから逆算的に考え、必要な提言を行った。提言の中には、速やかに始めなければ間に合わないもの、議論を深めていくことで更に大きな改革につなげるべきもの、また、その改革が終了するまで

一定の期間を要するものがある。特に、改革の具体的な方策については、速やかに始めなければ間に合わない事項を中心に記載しており、この取組をしっかりと進めて成果を出していくことで、その後の社会状況の変化にもしなやかに対応できる高等教育を目指していく。

本審議会では、平成 29 (2017) 年 3 月に「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問を受けて以降、総会で 4 回、大学分科会で 12 回、将来構想部会で 30 回、制度・教育改革ワーキンググループで 20 回、大学院部会で 8 回にわたって審議を重ねてきた。その成果として取りまとめた本答申は、これからの高等教育改革の指針として位置付けられるべきものと考えており、その実現すべき方向性は以下のとおりである。

- ・ 高等教育機関がその多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる教育を行っていること。このための多様で柔軟な教育研究体制が各高等教育機関に準備され、このような教育が行われていることを確認できる質の保証の在り方へ転換されていくこと。
- ・ 18 歳人口は、2040 年には、88 万人に減少し、現在の 7 割程度の規模となる推計が出されていることを前提に、各機関における教育の質の維持向上という観点からの規模の適正化を図った上で、社会人及び留学生の受入れ拡大が図られていくこと。
- ・ 地域の高等教育の規模を考える上でも、地域における高等教育のグランドデザインが議論される場が常時あり、各地域における高等教育が、地域のニーズに応えるという観点からも充実し、それぞれの高等教育機関の強みや特色を活かした連携や統合が行われていくこと。

これらが実現することで、高等教育が全ての学修者の「学び」の意欲を満たすと同時に、引き続き社会を支える重要な基盤となり、高等教育改革が全ての関係者の意見や思いを酌み取り、協力と支援を得ながら、進められていくことを期待している。

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換—

1. 2040年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

(2040年に必要とされる人材)

2040年という年は、本年（平成30（2018）年）に生まれた子供たちが、現在と同じ教育制度の中では、大学の学部段階を卒業するタイミングとなる年である。

2040年を迎えるとき、どのような人材が、社会を支え、社会を牽引することが望まれるのかについては、後述する社会の変化を前提として考える必要がある。

これからの人材に必要とされる資質や能力については、OECDにおけるキー・コンピテンシー¹の議論をはじめとして、21世紀型スキル、汎用的能力など、これまで多くの提言が国内外でなされてきた。これは、将来においても、陳腐化しない普遍的なコンピテンシーであると考えられている。

その背景には、①テクノロジーが急速かつ継続的に変化しており、これを使いこなすためには、一回修得すれば終わりというものではなく、変化への適応力が必要になること、②社会は個人間の相互依存を深めつつ、より複雑化・個別化していることから、自らとは異なる文化等を持った他者との接触が増大すること、③グローバリズムは新しい形の相互依存を創出しており、人間の行動は、個人の属する地域や国をはるかに越え、例えば経済競争や環境問題に左右されることがあるとされている²。

現在、OECDでは2030年の将来を見据えて、キー・コンピテンシーの改定作業を行っているが、一人一人のエージェンシー³を中核として、新たな価値を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動をとる力が「変革を起こすコンピテンシー」として提言されている⁴。

加えて、累次の中央教育審議会答申等において示されてきた社会の変化に対応するために獲得すべき能力は、いつの時代にも、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。

¹ 「コンピテンシー（能力）」とは、単なる知識や技能だけではなく、技能や態度を含む様々な心理的・社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求（課題）に対応することができる力。

そのうち「キー・コンピテンシー」とは、日常生活のあらゆる場面で必要なコンピテンシーを全て列挙するのではなく、コンピテンシーの中で、特に、①人生の成功や社会にとって有益、②様々な文脈の中でも重要な要求（課題）に対応するために必要、③特定の専門家ではなく全ての個人にとって重要、といった性質を持つとして選択されたもの。

² 平成18年9月15日 初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会 第15回資料

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/039/siryo/attach/1403354.htm

³ 「エージェンシー」とは、自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していく力。

⁴ 2015年からEducation2030プロジェクトが進められてきた。「The Future of Education and Skills Education 2030」(The Organisation for Economic Co-operation and Development(OECD)2018)
<https://www.oecd.org/education/2030/>

(※) 「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針
～」

(平成 20 年 12 月 24 日 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」)

(1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 統合的な学習経験と
創造的思考力

こうした能力は、いわゆる一般教育・共通教育と専門教育の双方を通じて、また、学生の
自主的活動等も含む教育活動全体を通して育成されていくものである。

なお、今後の情報を基盤とした社会においては、基礎的で普遍的な知識・理解等に加えて、
数理・データサイエンス等の基礎的な素養を持ち、正しく大量のデータを扱い、新たな価値
を創造する能力が必要となってくる。基礎及び応用科学はもとより、特にその成果を開発に
結び付ける学問分野においては、数理・データサイエンス等を基盤的リテラシーと捉え、文
理を越えて共通に身に付けていくことが重要である。

予測不可能な時代の到来を見据えた場合、専攻分野についての専門性を有するだけではなく、
思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・
倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社
会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21 世紀型市民」（「我が国の高等教育の将来
像（平成 17 年 1 月 28 日 中央教育審議会答申）」以下「将来像答申」という。）が多く誕生
し、変化を受容し、ジレンマを克服しつつ、更に新しい価値を創造しながら、様々な分野で
多様性を持って活躍していることが必要である⁵。文理横断的にこうした知識、スキル、能力
を身に付けることこそが、社会における課題の発見とそれを解決するための学問の成果の社
会実装を推進する基盤となる。

特に、人工知能 (AI) などの技術革新が進んでいく中においては、新しい技術を使ってい
く側として、読解力や数学的思考力を含む基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持
ち、その知識や技能を活用でき、技術革新と価値創造の源となる飛躍知の発見・創造など新

⁵ 「これからの時代に求められるのは、個々の能力・適性に合った専門的な知識とともに、幅広い分野や考え方を俯瞰し
て、自らの判断をまとめ表現する力を備えた人材である。また、求められる人材は様ではなく、むしろそれぞれが異
なる強みや個性を持った多様な人材によって成り立つ社会を構築することが、社会全体としての各種変化に対する柔軟
な強靱さにつながるものである。」（「高等教育における国立大学の将来像（最終まとめ）」平成 30 年 1 月 26 日 一般社
団法人国立大学協会）

「大学が育成すべき能力は、第一に、人間としてのあり方を常に問う主体的で洞察力に富んだ思考力であり、第二に、
AI による代替が不可能な分野で新たな職能を深めることのできる柔軟性であり、第三に過去と現在、変わるものと変わ
らぬものを知った上で、今日と未来の変化を理解し適切かつ主体的に判断する能力である。そして第四に、さらなる流
動化に備えて、地域（世界における日本、日本における各地域）を熟知し、日本及び地域が持っている資源を活用し、
その独自性を表現する能力である。」（「未来を先導する私立大学の将来像」平成 30 年 4 月 日本私立大学連盟）

たな社会を牽引する能力が求められる⁶。一言で言えば、AI には果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材が必要となるのである。

（我が国の世界における位置付けと高等教育への期待）

2040 年を迎えるとき、我が国が世界の中で、どのような役割を果たすことができるのか、という観点は、我が国の高等教育の将来像を考える上で重要である。これまで我が国は、教育の力で人材と知的な財産を生み出し、世界の中で活躍の機会を得てきた。現在、我が国は、課題先進国として、少子高齢化や環境問題、経済状況の停滞等、世界の国々が今後直面する課題にいち早く対応していく必要に迫られている。成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを集約し、組み合わせて生み出す新たな価値となる「新しい知」である。その基盤となるのが教育であり、特に高等教育は、我が国の社会や経済を支えることのみならず、世界が直面する課題の解決に貢献するという使命を持っている。

世界の高等教育においては、国内の教育機会の提供の段階から、近隣諸国を含めた域内の教育機会の提供の段階を経て、高等教育がまだ充実していない地域での教育機会の提供の段階、そして、MOOC（Massive Open Online Course:大規模公開オンライン講座）をはじめとするオンラインでの教育機会の提供の段階へと在り方の多様化が進み、広がりを見せている。この変化を踏まえれば、高等教育システムは、国、地域を越えて展開される「オープン」な時代を迎えていると言える。

国境を越えた大学間競争は、世界大学ランキング等の影響もあり激化しており、国家を巻き込んだ競争に発展している。他方、情報通信技術の進歩等とも相まって、かつては相互に独立的に、あるいは孤立的、対立的に発展してきたそれぞれの社会セクターにおいても、他の社会セクター等との間の相互の参加や連携が不可欠となり、これらの動きにより、今日の社会にふさわしい形での自らの存立基盤や独自性の強化につながるということも増えてきている。大学も例外ではなく、大学間の国際的な連携・協力や、高等教育システムの調和を基礎として、高等教育の国際協力も進展している。既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、人類の普遍の価値を常に生み出し、提供し続ける高等教育を維持・発展させ

⁶ 「Society5.0 を牽引するための鍵は、技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材と、それらの成果と社会課題をつなげ、プラットフォームをはじめとした新たなビジネスを創造する人材であると考えられる。」
「Society5.0 において我々が経験する変化は、これまでの延長線上にない劇的な変化であろうが、その中で人間らしく豊かに生きていくために必要な力は、これまで誰も見たことがない特殊な能力では決してない。むしろ、どのような時代の変化を迎えるとしても、知識・技能、思考力・判断力・表現力をベースとして、言葉や文化、時間や場所を超えながらも自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や人間性が問われることになる。
特に、共通で求められる力として、①文章や情報を正確に読み解き、対話する力、②科学的に思考・吟味し活用する力、③価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探究力が必要であると整理した。」（「Society5.0 に向けた人材育成」平成 30 年 6 月 5 日 Society5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会）

るためには、質を向上させるための切磋琢磨は必要であるが、国内外で機関ごとにただ「競争」するのではなく、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」という考え方により比重を置いていく必要がある。特に、我が国のような課題先進国の高等教育機関が世界的課題解決に貢献することは重要であり、この貢献が各国との安定的な関係の構築にも資するという意識を持つことが必要である。

(高等教育が目指すべき姿)

基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。

- ・ 「何を教えたか」から、「何を学び、身に付けることができたのか」への転換が必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に対し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。
- ・ 学生や教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブ・ラーニングや情報通信技術（ICT）を活用した新たな手法の導入が必要となる。
- ・ 学修の評価についても、学年ごとの期末試験での評価で、学生が一斉に進級・卒業・修了するという学年主義的・形式的なシステムではなく、個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要となる。
- ・ 「何を学び、身に付けることができたのか」という認識が社会的に共有されれば、社会の進展に伴い更に必要となった知識や技能を身に付けるべく生涯学び続ける体系への移行が進み、中等教育に続いて入学する高等教育機関での学びの期間を越えた、リカレント教育の仕組みがより重要となる。

予測不可能な時代にあつて、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため、学修者にとっての「知の共通基盤」となる。このような視点に立ち、「何を学び、身に付けることができるの

か」を中軸に据えた多様性と柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要がある⁷。

また、個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムが構築されるのではなく、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築していくためには、高等教育機関内のガバナンスも組織や教員を中心とするのではなく、学内外の資源を共有化し、連携を進め、学修者にとっての高等教育機関としての在り方に転換していく必要がある。

これらの点については各学校種や課程の段階に応じて、学修者を中心に据えた教育の在り方をそれぞれ検討すべきである。

加えて、一つの機関での固定化された学びではなく、学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性を高める方策が必要である。

2. 2040年頃の社会変化の方向

現在、国連をはじめ、様々な立場から、将来社会の予測や、あるべき社会の実現に向けての議論と努力が始まっている。その幾つかの議論を整理すると、2040年の社会変化の方向の一端は、以下のように示すことができる。

(SDGsが目指す社会)

国連が提唱する持続可能な開発のための目標(SDGs)は、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」という考え方の下、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できる社会を目指している。このような目標に基づく行動により、

- ・ 全ての人々の人権が尊重され、平等に、潜在能力を発揮でき豊かで充実した生活を送れるようになること、
- ・ 自然と調和する経済、社会、技術の進展が確保されていること、公正で、恐怖と暴力のない、インクルーシブ(包摂的)な世界を実現し、平和を希求すること、
- ・ 貧困と飢餓を終わらせ、ジェンダー平等を達成し、全ての人に教育、水と衛生、健康的な生活が保障されていること、
- ・ 責任ある消費と生産、天然資源の持続可能な管理、気候変動への緊急な対応などを通して、地球の環境が守られていること、

が実現されることが目標とされている。

⁷ 「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申 平成20年12月24日)、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(中央教育審議会答申 平成24年8月28日)

■ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1217067.htm

■ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm

また、SDGs で掲げられている課題に関して、自らの問題として捉え、身近な所から取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である「持続可能な開発のための教育 (ESD)」も行われている。SDGs を達成するための ESD の推進と、SDGs の目標達成と相まって、全ての人が必要な教育を受け、その能力を最大限に発揮する社会の到来が期待される。

(Society5.0、第4次産業革命が目指す社会)

第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society5.0 (超スマート社会) の実現に向けた取組が加速している⁸。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されている。

また、AI が人間の能力をはるかに超えていく (シンギュラリティ (技術特異点)) ののではないかという意見もある⁹。他方、一部の企業や国がデータの囲い込みや独占を図る「データ覇権主義」、寡占化により、経済社会システムの健全な発展が阻害される懸念も指摘されている。既に様々な分野で、AI や IoT、ロボットといった共通基盤技術と、産業コア技術、関連データの多様な組合せ¹⁰により、革新的な製品・サービスが生まれてきており、今後も急速に技術開発が進んでいくと考えられる。これらの技術革新は、AI やロボットによる職業代替可能性を格段に高め、仕事の仕方や身に付けておくべきスキルや能力を現在想定されているものから大きく変化させていくことが予想される。資本集約型・労働集約型経済から、知識集約型経済へと移行する中で、現時点では想像もつかない仕事に従事していくことも予想され、幅広い知識を基に、新しいアイデアや構想を生み出せる力が強みとなる。

(人生100年時代を迎える社会)

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、平成19 (2007) 年に日本で生まれた子供は107歳ま

⁸ 「第4次産業革命の社会実装によって、現場のデジタル化と生産性向上を徹底的に進め、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約など様々な社会課題を解決できる、日本ならではの接続可能でインクルーシブな経済社会システムである「Society5.0」を実現するとともに、これによりSDGsの達成に寄与する。」(未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定)

⁹ レイ・カーツワイル博士により提唱された「未来予測の概念」

「The Singularity Is Near: When Humans Transcend Biology. Viking」(Ray Kurzweil 2005-1-1)

¹⁰ 共通基盤技術、産業コア技術、関連データの組合せの例：AI × 運転技術 × カメラデータ = 自動運転、AI × ゲノム編集等 × 生物データ = 新規創薬等

で生きる確率が50%あると言われている。こうした人生100年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、進路を探索したり、自らビジネスを立ち上げたり、様々な活動を並行して行うなど、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになり、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場がある社会となることが予想される。全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会の実現が必要であり、幼児教育から小・中・高等学校教育、高等教育、さらには社会人の学び直しに至るまで、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルや知識、必要な能力を身に付けられる学び直しの場が提供されていることが予想される。

また、我が国の社会では、依然として単線型のキャリアパスであり、定められた期間内で進級したり、就職したりすることが前提となる考え方が強い。しかしながら、マルチステージの人生への変化が予想される中においては、様々なキャリアの可能性を、時間をかけて模索する時間と柔軟性を持つ仕組みづくりが重要である。

(グローバル化が進んだ社会)

社会・経済・科学技術等の在り方が地球規模で連動する、広範で構造的な変容がグローバル化であり、人の国際的な移動が爆発的に拡大し、情報通信技術も劇的に進歩している。他方、グローバル化が進むときに、各国においては独自の社会の在り方、文化の在り方などの価値に着目するローカル化の動きも活発化することも想定される。グローバル化は、社会の標準化に進む動きとも言えるが、標準化のみでは、いずれ、進歩が止まり、停滞が訪れることも危惧される。ローカル化の多様化が加味されることによって、バランスの良い標準化と多様化が進むことが期待される。

我が国の人の移動、流動性は、他国と比べて低い¹¹とはいえ、訪日外国人や就労するために来日する人材の増加なども見られる。今後、留学生の受入れ拡大を含めた海外からの人材の積極的な受入れが更に進めば、社会の様々なシステムが、多様性を踏まえたものとして構築されていくとともに、我が国の文化や社会のこれまでの在り方の良さが調和した社会に発展していくことが期待される。

また、アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなり、アジアを中心として、人、物、情報などの資源の流動性はますます拡大すると考えられる。

¹¹ 国連「World Population Prospects: The 2017」によれば、2010年～2015年の社会移動率（人口千人当たり純流入者数）は、カナダ：6.54、スウェーデン：5.30、ドイツ：4.38、英国：3.08、米国：2.86であるのに対し、日本は0.56にとどまっている。

社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化¹²しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

(地方創生が目指す社会)

我が国の総人口は、平成 20 (2008) 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少し始めており、国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位推計 (平成 29 年推計) によれば、2040 年には 1 億 1,092 万人となる。出生数は、年間 100 万人を下回っており、平成 29 (2017) 年には 94 万人まで減少し、2040 年には 74 万人程度になると見込まれている。高齢化は、三大都市圏を中心に急速に進行し、平成 27 (2015) 年に 3,387 万人であった高齢者人口 (65 歳以上) は、2042 年に 3,935 万人 (高齢化率 36.1%) でピークを迎える見込みである¹³。

他方、AI、IoT 技術、ビッグデータの活用により、産業・社会構造が資本集約型から知識集約型にシフトしつつある。このことは、地方の産業にとっては、その地域の中で生産性の向上、高付加価値化が可能となるということであり、都市ではなく地域が産業の拠点となる可能性も高まるとも言える。農業、医療・ヘルスケア、防災、インフラの維持管理など第 1 次産業分野から第 3 次産業分野まであらゆる産業分野でデータ活用による高付加価値化が進むことにより、全国各地において地方のポテンシャルを引き出すことが期待される。地方創生が実現すべき社会は、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」である。都市に出なければ教育機関や働く場所がないということではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される。

3. 2040 年を見据えた高等教育と社会の関係

ここまで、2040 年に求められる人材像と高等教育の目指すべき姿、それらのベースとなる社会変化の方向について述べてきたが、ここでは、それらを踏まえた高等教育と社会の関係について整理する。

¹² 「在留外国人統計」(法務省)によると、我が国の在留外国人数は平成 24 (2012) 年末が約 203 万人であったのに対し、平成 29 (2017) 年 12 月末時点では、約 256 万人となっている。また、「海外在留邦人数調査統計」(外務省)によると、海外在留邦人数については、平成 24 (2012) 年に約 125 万人であったのに対し、平成 28 (2016) 年には約 134 万人となっている。また、「ジェトロ世界貿易投資報告」(平成 29 年版)によると、平成 28 (2016) 年度の日本企業の海外売上高比率は 56.5%であり、拡大傾向にある。さらに、「平成 28 年外資系企業動向調査」(経済産業省)によると、日本での今後の事業展開について、「事業の拡大を図る」と回答した企業は 55.5%である。

¹³ 「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告～人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～」(自治体戦略 2040 構想研究会 平成 30 年 4 月)

■http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jichitai2040/index.html

(大学をはじめとした高等教育と社会との関係)

大学は、教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っており、そのための組織が整備され、ガバナンスが機能し、資源配分が行われることで、「知識の共通基盤」として社会を支えている。その活動が、現在の社会を支え、また未来の社会を創出するために貢献していくことは重要であり、そのためには、教育と研究を通じた活動を社会に発信し、透明性確保と説明責任を果たしていくことが必要である。

「学問の自由」及び「大学の自治」とは、大学における学問の研究とその結果の発表及び教授が自由かつ民主的に行われることを保障するため、教育研究に関する大学の自主性を尊重する制度と慣行であり、国際的にも高等教育の根幹を支える概念となっている。つまり、憲法で保障されている「学問の自由 (Academic Freedom)」は大学と教員・研究者に蓄積された知識に基づいた研究と、その結果の発表と教授の自由であり、「大学の自治」は、これらの自由を保障するためのものである。教育研究の自由が保障されていることが、新しい「知」を生み出し、国力の源泉となる根幹を支えていることを再確認しておく必要がある。実際、我が国の研究論文の約7割を大学が占めており、また、例えばノーベル賞等の世界的な研究に関する賞の受賞者は大学の研究者が圧倒的な割合を占めている。これらは、学生と教員を擁している大学が、自由な発想をその源泉とし、教育研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っているという仕組みに負うところが大きい。

その上で、高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。その際、知識集約型社会への転換によって、知や情報が経済的な価値の源泉となることで、知の拠点である大学そのものが産業を支える基盤になることが期待される。

そのためにも、高等教育システムそのもの、そして、高等教育機関の「建学の精神」や「ミッション」は時代の変化の中で、変わるべきものと変わらないものがあることを高等教育機関とその構成員が改めて意識し、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。

(研究力の強化と社会との関係)

多様で卓越した新しい「知」は、未知のものへ挑戦する全ての学術研究の中で生み出され、第5期科学技術基本計画等で目指しているイノベーションの創出や科学技術の発展に大きく資するものであり、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニ

ーズに応えていくことは高等教育の役割の一つである。他方、新興国が成長し先進諸国間でも国際競争が激しくなる中で、論文数や論文の引用状況から見た日本の地位は相対的に低下傾向にあり、日本の存在感が薄れてきている。大学の研究力を引き上げるとともに、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出していくことが重要である。

また、高等教育機関における学術研究は、専門化・細分化された分野の中だけで収まらない学際的・学融合的な研究が進められるようになってきている。知識や技術の全てを個人や一つの組織で生み出すことが困難な時代になっており、新たな知識や価値の創出に多様な専門性を持つ人材が結集し、チームとして活動することの重要性がますます高まっている。学術研究の成果もまた、社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成していくことが必要である。

なお、一概に研究といっても、その成果は多方面にわたる。科学技術との関連や、政策形成への貢献といった直接的な関係性の強いものだけではなく、例えば、社会発展や世界平和への貢献の基礎となる知見の集積や、個人の生活や内省につながる知的探求等は、本来、大学が担うべき重要な社会的な機能である。

(産業界との協力・連携)

新卒一括採用や年功序列などのこれまでの雇用慣行を見直す動きが見え始めている中、これらの動きは、高等教育の変化の大きな後押しになる。通年採用導入による、ポテンシャル採用からジョブ型採用への転換や、大学教育の質と学修成果を活用した採用活動の拡大などは、産業界が取り組んでいくべき課題である。労働集約型経済から知識集約型経済への転換を真剣に考えていく際に、高等教育と産業界等との協力関係は欠かせない。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。

その際、今後更に重要性の増すリカレント教育については、知識の最新化や新たな知識を学ぶことのみならず、多様な学生が相互に学び合うことを実現するために、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。また、大学内外の資源を有効活用していくことは重要であり、ガバナンスにおいても、教育研究を充実する際にも、学外の協力を得ていくための産業界等との協力関係、連携関係を充実していく必要がある。

さらに、大学と社会の接続を考える際には、学修者が自らを社会の一員として自覚し、自らの学びの社会的意味を理解し、学修の質を向上させる機会としての「インターンシップ」の充実等が求められる。また、学修者が複数の大学間や企業間、大学と企業の間などを行き来しながら、時間をかけて複線型にキャリアを形成していくことが可能となるためには、大

学と産業界共に今まで以上に流動性を高めていくことが重要である。これらの観点から、海外などで見られる大学での学修と企業での勤務を両立させるような学び方を検討することも必要¹⁴である。

(地域との連携)

「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」とは、各人が望む地域で、自らの価値観を大切に生活していくことができる社会であり、地域に住む人自らがその環境を維持し、その価値を創造していくものである。

人口減少下においてそのような社会を実現するためには、地方の産業における生産性の向上、高付加価値化のみならず、公共交通や教育機関、医療機関の提供、労働力の確保等、地域全体の維持・発展が必要である。そのいずれにおいても、高等教育が果たす役割は重要であり、知的な蓄積のある教員の存在や人材の育成、教育研究成果を活用した産学連携等により、地域の教育・医療・インフラ・防災・産業等を支えている。

また、高等教育機関、特に大学の自発的な研究機能は、教育機能とともに、地方創生にとって極めて重要な役割を担っている。それぞれの地域の社会、経済、文化の活性化のリソースや、特色・誇りの源泉であるとともに、地元産業や新規の企業立地における好条件となり、更には地域における国際交流の推進、国際化への対応への直接的な拠点ともなる。

なお、特にリカレント教育においては、介護福祉や保育等、地域特有のニーズも数多く存在し、地方公共団体と高等教育機関が、十分に連携して進める必要がある。

¹⁴ 英国では、主に 18～19 歳の若者が企業で働きながら学位を取得できる制度(ディグリー・アプレントイスシップ=Degree Apprenticeships)を 60 以上の大学が企業と共同で設計し、目的意識を持って主体的に学ぶ学生を育成している。本制度は、2015 年より現英国政権の重点施策となっており、学費の 3 分の 2 は政府が補助し、残りの 3 分の 1 は企業が拠出する。

Ⅱ. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—

「Ⅰ. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿」で述べたとおり、個々人がその可能性を最大限に活かし、AI時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が考える教育から脱却し、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」＝「多様な価値観が集まるキャンパス」になることが必要である。

「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、「18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」や従来の大学や学部・学科における教員の「学内出身者を中心とした教育研究体制（自前主義）」から脱却し、「多様な学生」を受け入れることのできる体制を整備するとともに、学部・学科を越え、大学を越えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による多様な教育研究を展開することが必要である。

こうした「多様な価値観が集まるキャンパス」において、個々人の特性を伸ばし、文系・理系の区別にとらわれず、新たなリテラシーにも対応した「多様で柔軟な教育プログラム」を提供することができるよう、迅速かつ柔軟なプログラム編成を可能とすることも含め、既存の制度の見直しを行うことも必要である。

これらに加えて、「多様性を受け止める柔軟なガバナンス等」の在り方を検討していくことが必要である。

また、高等教育機関が「多様性」を発揮するためには、各大学は自らの強みや特色を意識して、自大学の発展の方向性の明確化や他大学との連携の推進など、「強み」を強化していくことが必要である。

なお、高等教育機関には「多様性」と「柔軟性」が求められるとともに、高等教育機関で学ぶ学生や、教育研究を行う教員は、組織に縛られることなく、その「流動性」を確保していくことが重要である。

こうした観点から、将来の高等教育機関の教育研究体制について検討すべき事項を以下のように整理することができる。

1. 多様な学生

今後、高等教育機関は、18歳で入学する日本人を主な対象として想定するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。

また、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、体制や環境を整えていくことも必要である。

(リカレント教育)

人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。一方、従来行われてきたリカレント教育は、必ずしも学修者の視点に立ってはおらず、リカレント・プログラムの内容や供給数、実践的な教育を行える人材の確保、受講しやすい環境の整備などが課題となっている¹⁵。

今後は、これまでの履修証明制度の活用の状況を産業界や地方公共団体とともに検証しつつ、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度の見直しを行うとともに、社会人の多様な学修形態に対応できるよう、単位累積加算制度について検討を進める。

また、高等教育機関でのリカレント教育が今以上に充実・拡大するためには、産業界、地方公共団体等と緊密に連携した実践的・専門的なリカレント・プログラムの開発や、実践的な教育を行う人材の育成プログラムの開発・実施などが必要である。これらに加えて、産業界、地方公共団体をはじめとする関係者が高等教育機関での学びを積極的に支援するとともに、採用時や処遇に際して学修の成果を適正に評価することが求められる。そのためには、新卒一括採用や流動性の低さ等の雇用慣行にも変化が求められる。

さらに、後述する「地域連携プラットフォーム(仮称)」や「大学等連携推進法人(仮称)」などの仕組みも活用しつつ、複数の高等教育機関が連携してリカレント・プログラムを提供することも併せて推進すべきである。

(留学生交流の推進等)

多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である。加えて、優秀な留学生の、学部段階での受入れや多様な国・地域からの受入れを推進することが求められる。

そのために、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、より優秀な留学生を引き付けることができる教育を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。

¹⁵ 「労働者のニーズ」と「雇用者のニーズ」と「高等教育機関が提供する学修」の不一致は危険である。三者の未調整は、社会人の学び直しに低い効果しか及ぼさない恐れがある」(OECD 日本教育政策レビュー 平成30年7月)

留学生の卒業後の我が国での在留を絞り込む方向¹⁶から、適切に課程を修了した留学生が我が国で就職し、活躍することを促進する方向に在留政策を大きく転換するとともに、留学生の就職促進が期待される。

こうしたことを含めて、高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するためには、今後は英語での授業科目を充実するのみならず、労働政策や地域での取組も含め、留学生の日本語能力の修得、インターンシップへの参加や就職支援をどのように行っていくか、検討していくことが重要である。

なお、高等教育機関が留学生を受け入れるに当たっても、また、日本人学生が外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするに当たっても、我が国の教育レベルの国際通用性の確保が重要であり、その第一歩として、我が国の学位等の国際通用性を確保する方策が求められる。

(高等教育機関の国際展開)

我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、特に高等教育が拡大し、学生の雇用市場としても拡大が予想されるアジア¹⁷を含めた海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすことが必要である。これまでも、スーパーグローバル大学創成支援事業に採択された大学をはじめとして、国際化の取組が進められてきたところである。また、「ASEAN+3 学生交流と流動性に関するガイドライン (2016 年)」など、アジア地域と我が国の高等教育機関の間の単位互換や学生交流を促進する枠組みの整備も進められてきた。

18 歳人口の減少を見据え、18 歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制から脱却し多様な学生を受け入れていくためには、制度面での対応や情報提供を通じて、アジア各

¹⁶ 留学生のうち卒業後我が国企業で就職できる者は 3 割程度にとどまり、特に留学生が就労可能な在留資格への変更許可を得なければいけないことが就職の際の高いハードルになっている。

¹⁷ 2002 年から 2009 年までの全世界の大学生は約 5,500 万人増加したが、そのうちほぼ半数は中国とインドの学生の増加によるものであるなど、アジアにおける高等教育が拡大している。(平成 29 年 11 月 8 日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会 (第 8 回) 資料 1)

【中国】2010 年から 2014 年にかけて、全日制高等教育在学者数は 2331.8 万人から 2547.7 万人に、大学院在学者数は 153.8 万人から 184.8 万人に増加した。

【韓国】2000 年から 2010 年にかけて、大学生数は約 1.3 倍 (189 万人から 246 万人) に増加、高等教育進学率は 45% から 71% に上昇した。また、給付型奨学金事業の拡大により、高等教育機関への公財政支出 (対 GDP 比) は 0.8% (2010 年) から 1.0% (2013 年) へ拡大した。

【ASEAN】

(シンガポール) 「ワールド・クラス大学」の国内誘致計画を掲げ、1998~2008 年までに欧米から 14 大学を誘致。また、高度な技能を有する労働力需要の高まりに対応するため、2020 年までに大学進学率を 30% (2014 年) から 40% に高めるとの方針を 2012 年に発表。

(マレーシア) 知識集約型社会への移行に対応するため、人的資本の質の向上を重視する方針を掲げ、第 11 次マレーシア計画 (2016-2020) 等で、産業界のニーズを踏まえた大学カリキュラムの策定や世界トップレベル大学の育成等を掲げている。

(インドネシア) 国が定めた 1994~2018 年の第 2 次長期国家発展計画では、国家の持続的な経済発展のための人的資源の開発を重視し、高等教育機関の研究振興を図ることが考えられている。

国を中心とした日本の高等教育へのニーズが高い国に対して、我が国の大学の海外校の設置、海外協定校との連携などを通じた国際展開を進めていく必要がある。

<具体的な方策>

リカレント教育の充実

- これまで、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技能取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応等多様な目的・内容のプログラムを想定し、職能団体や地方公共団体、企業等との連携を推奨した履修証明制度を創設（平成 19（2007）年）し、社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学修機会の提供を促進してきた。

今後は、これまでの履修証明制度の活用状況を産業界とともに検証しつつ、

- ・より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、総授業時間数 120 時間以上という現行規定を見直し、60 時間以上とするとともに、
- ・あらかじめ公表すべき事項を追加するなど、社会的認知・評価を高めるための取組を実施する。

あわせて、一定の条件の下で、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とし、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げや、複数の高等教育機関間で単位を積み重ねる単位累積加算等に活用できるよう必要な制度改正を行う。さらに、正規の学位課程の一部を修了した者に対する学修証明を法令上位置付ける。

- 新しいスキルを新たに学ぶ場合や、女性が職場復帰を目指す場合なども含め、社会人が場所や時間を問わず、プログラムを受講できるよう、放送大学や通信教育、MOOC 等の活用を検討する。また、プログラムに関する情報提供の在り方を検討する。
- 質の高い実務家教員を確保するため、実務家教員の育成プログラムを開発・実施するとともに、修了者の情報にかかる共有の在り方を検討する。
- 関係省庁と連携して、社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担の軽減方策を検討する。

留学生交流の推進

- 優秀な留学生を獲得するために、日本語教育や卒業後の就職機会も含めた日本留学情報を発信する海外拠点の構築や、渡日前の入学許可実施に向けた留学生の共通試験としての「日本留学試験」の海外での利用促進、大学における日本語準備教育（ファウンデーションコース）の設置を推進する。
- 高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するため、産学官コンソーシアムで取り組まれている留学生の就職促進のプログラムの成果の横展開や、日本での就職を目指す留学生へのインセンティブとなるよう奨学金の重点化を進める。

- 18歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃や、外国における12年未満の高等学校相当の教育課程の追加指定を推進するなど、大学入学資格の一部を見直す。

学位等の国際通用性の確保

- 学士の学位の名称が約700種類にまで増加していること等を踏まえ、学位の専攻分野の名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底する。その上で、学位プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針にどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載すること等の取組を促進する。また、全国の大学が付与する学位の専攻分野の名称に関する状況について、可視化の方策を検討する。
さらに、英文表記として、「Bachelor of (学術的に広く認知されている分野の名称) in (現在付記されている名称)」とすることを国が推奨する。
- ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（以下「東京規約」という。）」の発効を受け、国内情報センター（National Information Centre: NIC）の設立準備を進める。
- 日本の学位等と外国の学位等との国際的通用性を確保するため、東京規約の趣旨にも鑑み、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類等について、翻訳の際の基準となるような英語表記を整理する。

高等教育機関の国際展開

- 海外校の設置に関して、
 - ・校地・校舎の自己所有等が困難な場合について、どのような場合が自己所有原則の例外に当たり得るのか具体的に示すこと
 - ・定員超過率が一定以上の場合、新規の設置認可を認めない規定を緩和することなどの運用改善により、海外校の設置を促進する。また、専任教員の考え方、現地法人格の取扱いなどについても今後検討する。
- 我が国の大学が、教育の質を担保しつつも柔軟な形で海外展開を行うための、海外協定校との連携強化を通じた新しい海外展開方策のモデル（転入学や留学等との組合せ、単位互換や「多様なメディアを高度に利用した授業」を活用した教育プログラムの構築）を取りまとめ、大学に対して提示する。

2. 多様な教員

今後、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。

教員の採用については、各高等教育機関においてその業績等を踏まえた丁寧な選考が行われているが、教員組織全体を踏まえた教員の多様性を採用時に確保するとともに、採用後もその能力を更に伸ばし業績を重ねていくために、必要な研修や業績評価、教育研究活動を行うことができる環境の整備が行われていく必要がある。

また、各高等教育機関間、高等教育機関と産業界との間での教員の流動性を確保することは重要である。その際、クロスアポイントメント¹⁸等を活用し、各教員が所属する組織を越えて、柔軟に教育活動を展開できるよう、教育、研究、社会貢献、管理運営など従事比率（エフォート）管理を行う等の配慮が必要である。

また、真に教育の質の充実を図るためには、教員が教育者としての責任をこれまで以上に自覚し、自己の教授能力の向上のために不断の努力を重ね、学生の学修意欲を喚起するような授業を展開していくことが必要である¹⁹。教員自身が教育の質を自らの事として捉え、取り組まない限り、高等教育機関も本当の意味で変わることはできない。本答申で求めている高等教育改革は、各教員と軌を一にすることで、円滑に進むものであり、考え方及び方向性の共有を適切に行っていく必要がある。

<具体的な方策>

学位プログラムを中心とした大学制度

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする。その際、当該プログラムに対する責任体制を明確にする。
- この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。
- 特に工学分野において、学部等全体で教員編制を行い、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の編成等を促進するための制度改正を先行して実施した。

多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証

- 社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務経験を有する者の大学教育への参画を促すため、専任教員として実務家教員を配置することができる旨を、大学設置基準上、確認的に規定する。

¹⁸ 機関間の協定により、大学教員等がそれぞれの機関で「常勤教員」としての身分を有し、それぞれの機関の責任の下、必要な従事比率（エフォート）で業務を行うもの

¹⁹ 「21世紀の大学像と今後の改革方針について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」（大学審議会答申 平成10年10月26日）

- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、実務家教員で6単位以上の担当授業科目を持つ場合は、教育課程の編成等に責任を負う者とするよう努めることとする。
- 質の高い実務家教員を確保するため、実務家教員の育成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の情報に係る共有の在り方を検討する。

3. 多様で柔軟な教育プログラム

(初等中等教育との接続)

初等中等教育段階における、2030年以降の社会の在り方を見据えた育成を目指す資質・能力としては、「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く『知識・技能』の習得）」、「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養）」という三つの柱で確実に育成するため、新学習指導要領の周知・徹底及び着実な実施を進めることとしている。

特に高等学校教育においては、

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成（国語）
- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視（数学、理科）
- ・見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実（理科）

などにより学習の質を向上することに加えて、

- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実（数学）
- ・将来、知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設（理数）
- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修化（情報）
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実（情報）

などが図られることとなっている。

さらに、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けら

れるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けることとしている²⁰。

このような初等中等教育段階の変化も踏まえ、高等学校教育で育成を目指す資質・能力を前提に、アドミッションやその後の高等教育にどう生かしていくかという高大接続の観点と、入学段階からいかに学生の能力を伸ばすかという観点で高等教育における「学び」を再構築することが重要である。

（文理横断、学修の幅を広げる教育）

近年、産業界においても、新しい事業開発や国際化の進展の中で、いわゆるジェネラリストではなく、高度な専門知識を持ちつつ普遍的な見方のできる能力と具体的な業務の専門化に対応できる専門的なスキル・知識の双方の人材育成が求められている。

加えて、学術研究においても産業社会においても、分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。なお、その前提として、高等学校までの初等中等教育における文理分断の改善が求められる。

（多様で柔軟な教育プログラム）

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。これにより、例えば学部・研究科等の組織の枠を越えて幅広い分野から文理横断的なプログラムの編成等が可能となる。

その際、適正な履修ガイダンスを前提として、学生が、所属する学部・研究科等の組織を越えて、幅広い授業科目の中から柔軟に選択できるようにするなど、学修者の視点から履修の幅を広げるような取組も重要である。

また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

²⁰ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中央教育審議会答申 平成 28 年 12 月 21 日）

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm

加えて、社会人などの多様な受講スタイルを持つ学生や本業と兼務している実務家教員等の、時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど教育プログラムの質の向上を目指し、情報通信技術（ICT）を利活用した教育を推進することが必要である。

<具体的な方策>

学位プログラムを中心とした大学制度【再掲】

- 大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされているが、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」を新たな類型として設置を可能とする。
- この場合、学部等の専任教員が「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」においても専任教員として教育に携わることができることとする。
- 特に工学分野において、学部等全体で教員編制を行い、複数の専攻分野を組み合わせた教育課程の編成等を促進するための制度改正を先行して実施した。

大学間の連携による教育プログラムの多様化

- 大学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設する必要がある。一方で、他大学等の単位を一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る「単位互換制度」が設けられており、その具体的な運用は各大学の判断に委ねられている。
単位互換制度が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、基本的な考え方を改めて明示する。

情報通信技術（ICT）を活用した教育の促進

- 情報通信技術を利用して授業を実施する場合の授業形態、指導方法や修得単位数など、授業実施に当たって留意すべき点について改めて整理した上で、広く周知を行い、授業における ICT の利用を促進する。
- あわせて、必要な技術者の育成・確保や ICT 環境の在り方を引き続き検討する。

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内や大学を越えて人材や資源を結集する必要があり、それを支えるガバナンスが重要である。

近年、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、教授会の役割の明確化、副学長の職務の変更や監事の権限強化等の制度改革が行われたが、今後は、各大学で制度改革の趣旨を踏まえ、学内で実質化していくことが求められている。

なお、高等教育機関の教育研究の高度化・複雑化に伴い、事務職員の法的な位置付けも明確化²¹され、例えばURA²²のように、様々な役割を担う教職員も必要とされてきており、教員と職員が協働して、教育研究に重要な役割を果たすことが期待される。

また、教育研究及び財務情報の分析等を通じて各大学のマネジメント機能や経営力を強化させることが必要である。

さらに、これらの各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、一法人一大学となっている国立大学の在り方の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配意しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を促進するための情報の分析・提供などの支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。

なお、今後は、学校法人に対して、経営改善に向けた指導の強化や経営困難な場合に撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する。また、破たん処理手続の適正化による学生保護の充実を図る。

学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくためには、高等教育機関は、他の機関や、関係する産業界、地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。

また、今日の社会における高等教育機関の役割を踏まえて、組織の自律的なマネジメント機能や経営力をより強いものにする契機として、これまでは学外のものとして認識されてきたことを学内の構成要素として適切に位置付けていくことも必要になっている。具体的には、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点に加え、高等教育機関は、客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、運営の透明性を確保し、社会への説明責任

²¹ 「大学のガバナンス改革の推進について（平成26年2月21日 中央教育審議会大学分科会審議まとめ）」に基づき、平成29（2017）年に学校教育法については「事務職員は、事務に従事する」を「事務職員は、事務をつかさどる」（第37条第14項）と改正するとともに、大学設置基準については「大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を置く」を「大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける」と改正した。

²² University Research Administrator の略。大学等において、研究戦略の立案や研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進等を担う者を指す。

を果たしていくことが考えられる。そのために、これからは学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる。

<具体的な方策>

大学等の連携・統合の促進

1. 国立大学の一法人複数大学制の導入

- 一法人複数大学制の導入に向けて、
 - ・法人の長と学長の役割分担と選考の在り方
 - ・理事（役員会）・監事・経営協議会・教育研究評議会の在り方
 - ・中期目標・中期計画・評価の在り方
 - ・一法人複数大学を導入した法人における特例措置などについて検討する。

2. 私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策

- 各学校法人の自主的な判断の下、その強みを活かし、弱みを補い合うために行う連携・統合について、「建学の精神」の継承に配慮しつつ、支援する。
- 高等教育の質保証に十分留意しつつ、設置認可の仕組みについては基本的に枠組みを維持しながら、申請に必要な書類の精選等私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化の方策を検討する。
- 経営指導強化指標（「運用資産－外部負債」がマイナス、経常収益差額が3か年マイナス）を設定し、法人の自主的な経営改善を一層促進するとともに、経営改善に向けた指導を強化し、資金ショート恐れを含む経営困難な場合に、撤退を含む早期の適切な経営判断を促す指導を実施する。

3. 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学等の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入する。その際、連携を推進するための制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和等）を、質の保証に留意しつつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の安易な救済とならないよう配慮する。

※上記の取組の実効性を高めるため、教育研究及び財務情報を通じた大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、大学等の連携・統合を促進するための情報の分析・提供などの支援体制を構築する。

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるという観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン」を策定する。

学外理事の登用促進

- 広報、寄附金等の外部資金獲得、地域貢献など、学外理事に期待する役割を明確化した上で、それに則した人材として、学外理事を少なくとも複数名置くことを求める。そのために必要な制度整備等を行う。

5. 大学の多様な「強み」の強化

「将来像答申」では、大学が有する七つの機能²³を示し、各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能の一部分を併有し、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違いに基づいて、緩やかに機能別に分化していくという将来像を描いた。

「将来像答申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、これからも維持していくべきものと考ええる。一方で、各大学においては、「将来像答申」以降の社会全体の急速な変化や18歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すことにより、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。

ただし、「学術の中心」²⁴である大学は、現時点の「強み」の維持・強化にとどまることなく、不断の大学改革により、新たな「強み」を持続的に生み出していくとともに、次代の社会を牽引するような新たな価値を創造することが期待されている。

その際、大学として「強み」や「特色」を明確にした上で、それらを伸ばしていくために、「4. 多様性を受け止めるガバナンス等」でも記載した、大学間の連携・統合を進めていくことも一つの方策である。

機能の選択と比重の置き方を考えるに際して、人材養成の観点から各機能を分かりやすく集約し、大学として中軸となる「強み」や「特色」をより明確にしていくことも考えられる。その際、以下の観点は各大学の基本的な機能の例を示したものであり、そこに各大学がどの

²³ 大学が併有する各種の機能の例

1. 世界的研究・教育拠点、2. 高度専門職業人養成、3. 幅広い職業人養成、4. 総合的教養教育、5. 特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、6. 地域の生涯学習機会の拠点、7. 社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

²⁴ 「第83条第1項 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」（学校教育法（昭和22年法律第26号））

ような価値を付加していくのか、ということがより重要である。

【参考】人材養成の三つの観点（例）

- ・世界を牽引する人材を養成（卓越した専門分野の研究に基づき、俯瞰力や独創力を備えた我が国と世界を牽引する人材）
- ・高度な教養と専門性を備えた先導的な人材を養成（各専門分野において高い価値の創出を先導する人材）
- ・具体の職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材を養成（立地している地域の産業活性化や個別のニーズにきめ細やかに対応できる高い実務能力を備えた人材）

これらの三つの観点も踏まえつつ、各大学の役割・機能の明確化・特色化を加速する改革を促す。

大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確にすることは重要であるが、一方で、大学には多様性があり、一つの観点で大学の全てを包括することはできないことにも留意する。学内においては、学部や研究科などの各々の「強み」や「特色」を再確認することも必要である。

短期大学、高等専門学校、専門学校においても、中軸となる「強み」や「特色」を意識し、より分かりやすい発信が必要である。

人材養成の観点については、学修者の視点で考えた場合も、学修者が自らの将来を描き学びを進めていくために重要であることから、各大学が養成する人材像をより分かりやすく提示していくことが望ましい。また、学修者にとどまらず、大学外（産業界、地方公共団体、高校等の生徒・保護者）から大学が理解を得、支援を受け、大学外との連携を強めていく上でも重要な観点となり得る。

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

大学への進学率が50%を超えるユニバーサル段階²⁵においては、大学教育の機能は、エリートや社会の指導者層の養成だけではなく、社会に適応し得る全国民の育成へと広がっていくと言われている。進学率が上昇し、大学に入学する学生の裾野が広がっていく過程において、かつての少数エリートが通っていた時代の大学と比較して教育の質の変化を懸念する声が出てくるのは、世界共通の現象とも言える。

しかしながら、知識集約型社会の進展と、質の高い高等教育での人材育成を進める各国の状況等を踏まえると、できるだけ多くの人材が高等教育機関において社会のニーズも踏まえた質の高い教育を受け、自らの能力を高めることは重要であり、ユニバーサル段階とエリート段階で求められる教育の質は同じものではないことを認識した上で、今後、高等教育機関は、入学時から修了時までの学修者の「伸び」、更に卒業後の成長をも意識した質の向上を図っていく必要がある。

（我が国における質保証の取組状況）

我が国の大学については、上記のような高等教育の大衆化に伴う問題を前提としたとしても、教育の質を保証するための取組は不十分な状況がある。例えば、国立教育政策研究所の調査によれば、大学1、2年生の授業出席時間の平均は1週間当たり約20時間、予習・復習の時間の平均は約5時間にとどまっており、授業以外の学修時間が非常に短い。そして、この数字は過去の同様の調査と比較しても改善されておらず、例えば授業以外の学修時間が11時間以上とする大学1年生が5割を超える米国等の大学²⁶と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

また、米国等の大学と比べて、学生が受講する科目が多く、授業以外の学修時間の確保を難しくしているのではないかという指摘もあり、密度のある学修体制を整える必要がある。この背景には、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮・把握することなく、単に個々の教員が教えたい内容が授業として提供され、教育課程内の位置付けや水準などを含めて体系的なカリキュラムが意識されていないという課題があると考えられる。

大学教育の質の保証については、これまでも累次の中央教育審議会等の答申で提言が行われ、文部科学省の事業を活用するなどして多くの積極的な改善の努力が進められているが、

²⁵ アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート段階」から「マス段階」へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

²⁶ NSSE (The National Survey of Student Engagement) 2007

一方、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。

こうした状況について、社会からの説明を求める声が厳しくなってくるのは当然である。諸外国においても、大学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、各大学において公費を投入するに値する質の教育を行っているのか、説明責任が求められるようになっている。

(保証すべき教育の質)

多様な学生が学ぶキャンパスを実現していくためには、現在中心となっている 18 歳で入学してくる日本人学生のみならず、社会人、留学生等、多様で幅広い年齢層の学生が学ぶ環境を整えていくことが必要である。その際には、魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにすることが必要である。

質保証システムを再構築するに当たって、保証すべき高等教育の質とは何か、ということ問い直す必要がある。どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、学修者の個々のニーズに基づく観点があるため、一概には言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を發揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。

これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

(大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」)

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。このため、各大学においては、それぞれの「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められる。

一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、各大学が学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(以下「三つの方針」という。)に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、そ

の成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度²⁷に則って点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要である。なお、大学が教育を実施する際には、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用することが重要である。

また、教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

なお、カリキュラムの策定に当たっては、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラムの整合性や体系性を確保できるよう、全学横断的にカリキュラムを検討するために必要な体制の整備やガバナンスの強化も重要である。

また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。これらに加えて、経営状況等も含めた大学の基本的な情報について、各大学が積極的に公表することも必要である。また、社会が理解しやすいよう、国は、全国的な学生調査や大学調査を通じて整理し、比較できるよう一覧化して公表すべきである。

教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることも覚悟しなければならない。

なお、高等教育機関が質の保証の取組を進めることと同時に、産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果に関する情報を選考活動において積極的に活用するとともに、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。その際には、学修成果の中身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく必要がある。

（国が行う「質保証システム」の改善）

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育

²⁷ 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(中央教育審議会答申 平成 24 年 8 月 28 日)において、「成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に沿ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し、関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。」とされている。

なお、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の三つの方針は学校教育法施行規則に基づきその策定及び公表が各大学に義務付けられているものであり、一方、プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメント・ポリシー」は三つの方針に基づく大学教育の成果を大学が自主的に点検・評価する際に用いられるものである。

研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

設置認可の段階においては、教育研究上の理念など設置の趣旨が具体的かつ明確に示されているか、設置の趣旨に照らし教育課程は適切であるか、教育課程を展開するのにふさわしい教員組織であり、かつ、校舎等施設・設備が質的にも量的にも十分であるか等を確認している。

大学の設置後の段階においては、様々な評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促している。

この設置認可と認証評価のシステムは、我が国の高等教育機関の質が保証されていることを国内外に示すものであるが、その前提となるものは、昭和 31（1956）年に制定された大学設置基準である。時々の状況の変化を受けて改正は順次行われてきたところではあるが、設置基準における学問分野の種類の見え方が現状に合っているかどうか、高等教育への進学率が右上がりの時代の状況を踏まえた外形的な基準が現状にも即したものかどうか等について検討する必要がある。

2040 年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、前述したとおり「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したものとして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を経た上で行うべきである。

これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて質保証のための必要な見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。

<具体的な方策>

全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学は、自ら設定した「三つの方針」に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針を策定・活用し、自己点検・評価を実

施した上で、教育の改善・改革につなげることが重要である。このようなPDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目のそれぞれの単位で有効に機能している必要がある。

- その上で、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学関係者が参画する大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す。
- 教学マネジメントは大学が自らの責任のもと、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、当該指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当該指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する。

【参考】 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について
- ・カリキュラム編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成における外部人材の参画等）、アクティブ・ラーニングやICTを活用した教育の促進
- ・柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限定（CAP制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の高度化、SD（スタッフ・ディベロップメント）の高度化
- ・教学IR体制の確立
- ・情報公表の項目や内容等に係る解説 等

学修成果の可視化と情報公表の促進

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が地域社会や産業界等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が必要である。
- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

（学修成果・教育成果の可視化に関する情報）

- ・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率

や就職率など)、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

(大学教育の質に関する情報)

・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- これらの情報について、当該大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な学生調査や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設ける。

教育の質保証システムの確立

- 大学設置基準については、定性的な規定については解釈の明確化を図り、当該解釈に基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるようにするため、解釈に関する通知を発出する。
今後、時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生/教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討する。
- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第 15 条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。

- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」—

これまで述べてきたように、将来の社会の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、地域における学修者からのアクセスの機会を確保するために、地域の高等教育機関が一定の規模を確保していくことが必要となるが、我が国においては、これを急速に進む18歳人口の減少の中で実現しなければならない。その将来像を描くに当たっては、現在の進学動向などを正確に把握するとともに、将来の進学動向の推計について具体的な形で可視化することが重要である。

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

(学士課程への進学者数の増加)

高等教育機関への主たる進学者である18歳人口は平成4（1992）年の約205万人をピークに減少を続け、平成21（2009）年頃からは約120万人前後で推移しており、現在は約118万人にまで減少している。一方で、この間に大学進学率はほぼ右上がりになり、平成4（1992）年には26.4%であったものが現在は52.6%となっており、これに伴い、大学進学者数も平成4（1992）年の約54万人から現在は約63万人にまで増加している²⁸。特に、近年は女性の進学率の上昇幅が大きく、ここ10年間で40.6%（平成19（2007）年度）から49.1%（平成29（2017）年度）へ大きく上昇している。これに応じて、短期大学からの転換も含め四年制大学の数も増加している。多くの高等学校卒業生が大学進学を希望し、教育の質が確保された大学教育の裾野が広がっていくことは学生・社会にとって望ましく、社会の発展と安定にも寄与している。しかしながら、学生の可能性を最大限に伸ばすという学修成果が出ているのかについては引き続き各大学の努力が必要な状況にある。

(高等教育機関の進学者数の推計)

本答申の議論を開始するに当たり、国立教育政策研究所は、平成26（2014）年度までに生まれた者の数、小中学校等の各学年の在籍者数などを基に、18年後すなわち2033年の18歳人口を都道府県別に推計した。

この推計を基に、各都道府県における大学進学率が平成27（2015）年（推計当時）と同率のまま推移すると仮定した場合、2033年の大学への進学者数は2015年の約85%の規模となる。

²⁸ 高等教育機関全体の進学率は、平成4（1992）年には57.2%であったものが現在は80.6%となっているが、18歳人口の減少に伴い、進学者数は平成4（1992）年の117万人から97万人に減少している。（文部科学省「学校基本統計」）

これらの経緯を踏まえ、本審議会においては、新たに2040年の高等教育機関への進学率を推計した。この推計は、過去4年間（平成26（2014）～平成29（2017）年度）の都道府県別・男女別の進学率の伸び率等を条件において、機械的に計算したものである。

この推計によれば、2040年の高等教育機関の進学率は83.6%となり、平成29（2017）年と比較すると3ポイント増加する。特に、大学進学率は57.4%²⁹となり、平成29（2017）年と比較すると4.8ポイント増加することとなった。一方で、今後18歳人口が再び減少局面に突入することを反映し、高等教育機関への進学者数は2040年には約74万人となり、平成29（2017）年と比較すると約23万人減少することとなる。そのうち、大学進学者数は約51万人となり、平成29（2017）年と比較すると約12万人減少する。高等教育機関としても、大学としても現在の約80%の規模となる。

今まで増え続けてきた大学への進学者数が、平成29（2017）年度をピークとし、これからは減少局面に入る計算となる。

（進学者数の規模を踏まえた高等教育機関全体の規模）

平成17年（2005）年の「将来像答申」では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代」から、「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。2040年を見据えた高等教育の規模を考える際も、その方向性は変わらない。

教育が本来目指すものは、人間の社会生活の持続的な質的向上と、個々人の人間としての幸福追求のための資質と能力の向上であることを大前提とした上で、今後、Society5.0やグローバル化が進むことを踏まえれば、個々人の生産性の向上が必要不可欠であり、できるだけ多くの学生が進学すること、また、一旦社会に出た後にも学びを継続するために、質が高く、社会のニーズと学修者の個々のニーズに共に応えられる魅力的な高等教育を提供していくことは重要である。

一方、2040年には、18歳人口が約88万人、現在の規模と比較すると約74%になり、大学進学者数は約51万人に減少することが予想されている。各高等教育機関は、「18歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保することができないということを認識した上で、いかに学生の可能性を伸ばすことができるかという教育改革を進め、その観点からの規模の適正化について検討する必要がある。

その際、教育の質を保証することができない機関については、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることを覚悟しなければ

²⁹ 平成26（2014）年度～平成29（2017）年度における都道府県別・男女別の大学進学率の伸び率によって、今後2040年度まで大学進学率が推移したと仮定して推計。その際、①男性の進学率が平成29（2017）年度と比較して5%以上上回った場合は、+5%を上限と設定、②女性の進学率が男性の進学率を上回った場合は、当該年度以降は男性の進学率と同値と設定、③進学率の伸び率がマイナスの場合は、平成29（2017）年度の進学率が今後も維持されると設定、と幾つかの仮定を置いた。

ならない。

他方、人生100年時代やグローバル化を踏まえて、高等教育を受ける学生の多様性を考えた際、これまで以上に社会人や留学生を積極的に受け入れていくことが必要であり、その観点においては、社会人や留学生の規模が拡大することが期待される。

(大学院の規模)

今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、諸外国と比べて遜色ない水準で2040年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は2分の1から3分の1程度と低い水準にある。

まずは早急に、大学院教育の体質の改善とも言えるような取組を進めていくことで、大学院が2040年の社会で求められる需要に質的にも量的にも応えられる好循環を生み出していくべきである。具体的には、大学院の専攻ごとの入学定員の充足状況などの現状に鑑みると、直ちに大学院の規模を拡大するというより³⁰、その前に、例えば、産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズにより一層対応して、各大学院が、学生の修了後の進路を確保し、高度な専門的知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成することができるよう、明確な人材養成目的に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けて、分野横断的なコースワークや海外大学とのジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリーの充実などに取り組むべきである。

2. 国公私の役割

我が国の高等教育機関における国公私の設置者別の役割の在り方について、その原型の誕生は明治期までさかのぼる。

国立大学は、明治10(1877)年に「東京大学」が創設されたところに始まった。公立大学や私立大学は、維新の改革動向に触発された国民の学習意欲の高まりに支えられて、数多くの公私立専門教育機関が設立されたところが出発点となり、大正7(1918)年に大学令が公布されたのちも、大正期だけでも4の公立大学、22の私立大学が発足するに至った。

戦後、昭和22(1947)年に学校教育法が制定³¹され、新制国立大学の設置については、文部省が総合的な実施計画を立案することになったが、我が国の大学の大都市への集中を避けること、また、教育の機会均等を実現することが当時の命題とされた。

³⁰ 大学院への進学者数のうち、社会人は、修士課程で約10%、博士課程で約40%と学士課程より高くなっており、18歳人口の減少と大学院の規模の関連性は学部と比較すると低いと考えられる。

³¹ 昭和22(1947)年に、国立大学は70、公立大学は17、私立大学は81が設置された。

他方、昭和 30（1955）年頃までに我が国経済の復興と再建が進み、国民の高等教育への進学希望は著しく高まった。このような高等教育に対する個人的、社会的な要請に対応して、我が国の高等教育機関は拡充・発展の一途をたどるが、極めて速いスピードで行われた量的拡大の主たる担い手は私立大学であった³²。こうした高等教育の発展の経緯を踏まえて、国公私役割を検討することが、今後の高等教育改革にとって必要不可欠である。

（国立大学の役割）

国立大学については、平成 17（2005）年「将来像答申」で述べられた役割³³が、2040 年に向けて、どう変化していくのか、という観点で検討する必要がある。

前述の 2040 年頃の社会の変化の方向を踏まえた新しい役割の再整理として、例えば、

- ・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- ・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- ・Society5.0 の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- ・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。また、地域の教育研究の拠点としての役割は地域の活性化や生まれた地域に左右されず高等教育を受けることができるという観点から引き続き重要であるほか、リカレント教育や留学生交流、産学連携や国際展開、教員間のネットワークを含めた連携等において積極的・先導的な役割を果たしていくことが期待されている。一方、学生の経済的負担軽減の観点からの全国的な高等教育の機会均等の確保は、高等教育の無償化の進展を前提とすれば、その役割がどのように担われるかについては変化が生じる可能性があるとの意見もある。

国立大学については、18 歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなど Society5.0 の実現を踏まえた人材育成を含め、上述のような役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。

このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等におい

³² 昭和 30（1955）年には 31.6%であった全大学数に占める国立大学数の割合は、現在、平成 29（2017）年には 11%まで低下している。

³³ 世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実践的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等の役割。

て、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野³⁴で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

（公立大学の役割）

公立大学については、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。したがって、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会の均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある³⁵。

（私立大学の役割）

私立大学については、学部学生の約8割の教育を担うなど、様々な学生に対し門戸を開き、それぞれの「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学は一部のエリートだけではなく、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。そのための知識・技術の創造拠点を、大学の独自性に沿って創ることも、私立大学の役割である。このため、私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進め

³⁴ 【学部】設置主体別・分野別の入学者数割合 平成29年度（平成元年度）
国立 人文社会 22% (22%) 理工農 40% (42%) 保健 11% (6%) 教育 14% (22%) その他 13% (7%)
公立 人文社会 44% (63%) 理工農 21% (18%) 保健 20% (9%) 教育 2% (2%) その他 13% (7%)
私立 人文社会 55% (68%) 理工農 16% (21%) 保健 11% (4%) 教育 7% (3%) その他 12% (4%)
【大学院（修士）】設置主体別・分野別の入学者数割合 平成29年度（平成元年度）
国立 人文社会 9% (10%) 理工農 65% (73%) 保健 6% (4%) 教育 6% (12%) その他 14% (2%)
公立 人文社会 17% (27%) 理工農 53% (58%) 保健 17% (12%) 教育 1% (1%) その他 12% (2%)
私立 人文社会 32% (39%) 理工農 46% (51%) 保健 9% (6%) 教育 3% (2%) その他 10% (2%)
【大学院（博士）】設置主体別・分野別の入学者数割合 平成27年度（平成17年度）
国立 人文社会 10% (13%) 理工農 35% (48%) 保健 38% (35%) 教育 4% (2%) その他 13% (2%)
公立 人文社会 11% (25%) 理工農 23% (18%) 保健 57% (54%) 教育 1% (1%) その他 9% (2%)
私立 人文社会 24% (37%) 理工農 16% (14%) 保健 47% (47%) 教育 4% (2%) その他 9% (0%)

³⁵ 「時代をLEADする公立大学 公立大学の将来構想に向けての議論の方向性と可能性」 2017年5月 公立大学協会

る必要がある³⁶。

(国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。その際、教育研究活動の共通点をもつ国公立大学の複合システムを活かして、我が国の高等教育の発展に国公私全体で取り組んでいく必要がある。

3. 地域における高等教育

(都道府県別の進学動向と学部の配置状況)

本審議会においては、全国的なデータだけでなく、各地域において将来推計がどうなるのか、それぞれの高等教育機関にどのようなインパクトがあるのかを可視化する観点から、都道府県別に、平成 29 (2017) 年現在の大学進学者数、進学率、国公私別の大学数と入学定員、さらには大学進学時における自県内外への流出入の状況等を示した上で、2040 年の都道府県における大学への進学者数、入学者数、定員充足率の国公私別の推計も併せて提示³⁷した。

このデータから、都道府県ごとに、平成 29 (2017) 年度現在の入学定員の実績値と 2040 年度の入学者数の推計値とを比較することにより、仮に、現在の定員規模を維持した場合の 2040 年に不足する入学者数を国公私別に算出することができる。この数字は、機械的に算出したものであるが、個々の大学が今後の定員の在り方を検討する上での基本的なデータとなる。もちろん、今後、18 歳で入学する日本人学生だけでなく、多様な年齢層と多国籍の学生を受け入れていくことにより、必ずしも推計どおりの定員削減が必要となるとは限らない。しかしながら、大きなシェアを占める 18 歳での入学者数の推計と、分野の違いを含めた大学の配置状況を可能な限り分かりやすく可視化しておくことは、各高等教育機関が他の機関との連携・統合を含めた将来の組織改編等の戦略を立てていく上でも重要と考えられる。このため、本審議会では数字だけではなく、地理的な学部の配置状況や設置されている学部の分野が分かるよう、各都道府県の地図上にマッピングした。

今後は、地域においても、例えば、こうしたデータや情報を可視化したマップを作成し、「地域連携プラットフォーム (仮称)」での議論や、個々の高等教育機関の戦略に役立てるこ

³⁶ 「未来を先導する私立大学の将来像」(平成 30 年 4 月 日本私立大学連盟) より抜粋。一部加筆修正。

³⁷ 平成 30 年 2 月 21 日将来構想部会 (第 13 回 資料 29 頁～)

■http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/042/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/03/08/1401754_03.pdf
(資料 2)

とができるよう、国は学校基本調査等を用いた基本的なデータの整理を行うことが必要である³⁸。

（国が提示する将来像と地域で描く将来像）

人口減少がより急速に進むこれからの 20 年間においては、地方における質の高い教育機会の確保が大きな課題となる。現状においては、全体としての学生数は増加する一方で、私立大学の約 4 割が定員割れとなっている。我が国においては、私立大学が多く、かつ、小規模の大学が多いのが特徴であり、特に小規模な大学が多い地方において学生確保が厳しくなっている。今後、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へと転換する想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかっている。これは教育界だけの課題ではなく、産業界を含めた地方そのものの発展とも密接に関連する課題である。そういう意味では、高等教育の将来像を国が示すだけでなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像となる地域の高等教育のグランドデザインが議論されるべき時代を迎えていると考えられる。

この場合に、その地域の単位は、各高等教育機関が結びつきの強い地域を中心に、歴史や文化に裏打ちされた、経済圏や生活圏といった関わりや、昨今の国際化の状況も踏まえて捉えることが適切である。その際は、必要な関係者と議論していく必要がある。

そのために、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。各高等教育機関は地域の人材を育成し、地域の行政や産業を支える基盤である。これを十分に機能させていくためには、常に地域において何が必要とされているのか、地域に対して当該高等教育機関が何を提供できるのか、等の観点についての情報共有と連携が欠かせない。「地域連携プラットフォーム（仮称）」においては、18 歳の伝統的な人材育成ニーズのみならず、リカレント教育、共同研究の在り方、まちづくりのシンクタンクとしての機能など幅広い観点を議論する場とする必要がある。その際には、地域の高等教育機関の経営戦略が重要であり、学長等、トップの力量と覚悟が求められる。

「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築する際には、地域の高等教育機関を中心として、地方公共団体、産業界等が積極的に関わり、その果たせる役割も含め、当該地域の高等教育のグランドデザインを提示していくことが重要である。

³⁸ その他、jSTAT MAP などの統計 GIS（地理情報システム）を用いたデータの活用方法を紹介することも検討。

地域における高等教育のグランドデザインを描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景など特有の事情を考慮する必要があり、国が直接関与するよりは、地域が「地域連携プラットフォーム（仮称）」を活用しつつ、検討を進めていくことが適当である。一方で、議論の前提としての各種データの網羅的な収集・整備、「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築への支援、連携・統合の仕組みの制度的整備などは国が担うべき役割である。

<具体的な方策>

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築【再掲】

- 地域における高等教育のグランドデザインの策定をはじめ、地域の高等教育に積極的に関わるといった観点から、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム（仮称）」において議論すべき事項等について、国による「ガイドライン³⁹」を策定する。

国公立の枠組みを越えた連携の仕組み【再掲】

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学の強みを活かした連携を可能とする制度（大学等連携推進法人（仮称））を導入する。その際、連携を推進する制度的な見直し（例えば、単位互換制度に関連して「自ら開設」制度の緩和等）を、質の保証にも留意しつつ、併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配慮する。

³⁹ ガイドラインに盛り込む事項としては、例えば、「地域ごとの大学進学率・進学者数等の将来推計」、「地域ごとの特性や産業構造等を踏まえた将来の人材ニーズの見込み」、「将来の人材ニーズに対応した大学等の規模・分野・配置の在り方」、「国公立の枠組みを超えた連携・統合の可能性」、「卒業生の地元定着を促進するための教育プログラム」、「18歳の日本人学生だけではなく多様な学生の受入れ」、「地域の教育、研究、文化拠点としての役割」等が考えられる。

V. 各高等教育機関の役割等―多様な機関による多様な教育の提供―

1. 各学校種における特有の検討課題

これまでの論点は、四年制の大学を中心としつつ、概ね各学校種に共通する課題について述べたものである。ここでは、新たに制度化された専門職大学・専門職短期大学をはじめとして、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの学校種について特有の検討課題を、以下のとおり整理した。

なお、学校種ごとに、制度目的、修業年限、学位を授与する機関であるか否か、教育内容として学術を重視しているか、職業ないし实际生活を重視しているかなどに違いがあり、多様な高等教育機関を形成している。また、今後は、転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現していくことも必要である。

(専門職大学・専門職短期大学)

専門職大学・専門職短期大学は、平成 31 (2019) 年度から開設予定であり、理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引でき、かつ、変化に対応し新たな価値を創造できる人材を育成するため、産業界と密接に連携して教育を行う新たな高等教育機関として期待されている。

また、既存の大学・短期大学が、専門職学部や専門職学科を設置することも可能であり、各大学は自らの人材養成の目的を明確にし、強みや特色を踏まえる中で、その必要に応じて専門職学部等への転換も期待されている。

(短期大学)

短期大学は、全国に幅広く分布しているが、4割以上が中核市よりも人口規模が小さい地方都市に設置され、自県内入学率・就職率共に約7割に上るなど地方の進学機会の確保に重要な役割を果たしている。女子学生の教育にも大きな役割を果たすとともに、幅広い教養を踏まえて職業又は实际生活に必要な能力を育成する教育を行っており、幼稚園教諭、保育士、看護師、栄養士、介護人材等の多様な人材を養成してきた。

今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待されることであり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。

また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。

(高等専門学校)

高等専門学校は、中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等教育機関として、実践的・創造的な技術者の養成に大きく貢献してきた。

今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化、大学との連携など高専教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高専教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である。

(専門学校)

専門学校は、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して、実践的な職業教育を実施している。高等教育機関全体の中では、大学に次ぐ学生数を受け入れており、地域密着型の高等教育機関として、地方の道県でも高い進学率となっている。留学生や社会人の受入れも多く、また、平成26(2014)年度からは、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程⁴⁰」の認定制度が開始され、約3割の学校が取組を進めている。「職業実践専門課程」では、学校関係者評価や、情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。

今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

2. 大学院における特有の検討課題

大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能⁴¹を担っている。高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。

一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて四つの機能を各々選択し、比重を置いた上で、教育研究を展開しているとは必ずしも言えないという指摘がある。特に、博士課程(後期)については、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じているとの指摘もある。

⁴⁰ 専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が認定したもの。認定要件は、①修業年限が2年以上、②企業等と連携して教育課程を編成し、演習・実習等を実施、③総授業時間数が1,700時間以上又は総単位数が62単位以上、④企業等と連携して教員に対し実務に関する研修を実施、⑤企業等と連携して学校関係者評価と情報公開を実施。

⁴¹ 「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」(中央教育審議会答申 平成17年9月5日)

大学院において、こうした現状を改善し、2040年に向けた高等教育の課題と方向性に照らした転換を図るためには、各大学院が四つの人材養成機能を踏まえつつ、人材養成目的を明確に意識し、「卒業認定・学位授与の方針」から順次「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を明確に設定すること、三つの方針に照らして、コースワークと研究指導を適切に組み合わせて行うことが前提として必要となる。また、各大学は、改めて、質の向上を図るために、

- ・三つの方針に位置付けられた専攻の性格や進路の確保の状況に応じて最適な定員の設定や社会のニーズへより一層対応する観点から教育組織（課程）や教育研究体制、入試や学位授与の在り方の再点検を行い、必要な場合は見直しを図ること、
- ・人材養成目的と課程（「修士課程」「博士課程（区分制・一貫制）」「専門職大学院の課程」）との関係性についても、再点検を行うことが必要である。

これらに加え、大学院は、個々の教員のレベルを越えた組織として、学生の進路や就職などに対する意識が十分とは言えないという指摘があることから、各大学は、学生の進路に対して責任を負うという観点からも、各専攻で養成する人材の需要について調査・把握するとともに、修了者の状況を追跡しその状況を踏まえた上で人材育成を進めていく必要がある。

このため、国は、今後、三つの方針を出発点として、大学院の教育研究の充実を図るために、その策定と公表を法令上義務付けるべきである。その際には、「Ⅱ．教育研究体制」で触れられた学部、研究科等の枠を越えた学位プログラムや、大学間の連携の仕組み等を、大学院においてどのように実現すべきかという点についても、併せて検討を進めることが重要である。

さらに、大学院におけるリカレント教育の在り方についても、大学院が、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成する役割を有していることから、真剣に向き合う必要があり、高等教育全体のリカレント教育の在り方との関係を十分踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

一方、大学院固有の課題として、かつてならば博士課程（後期）に進学していたような優秀な日本人学生が進学しないケースも増加し、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況が生じているという課題⁴²が挙げられる。

こうした課題に対応するために、これまでもキャリアパスの多様化や経済的支援に取り組んできたが、今後各大学は、各大学院の教育内容の見直しを図るとともに、

- ・企業との人材獲得競争という意識を持って組織的・戦略的に学生に対する情報発信や優秀な学生の獲得（多様かつ具体的なロールモデルの提供等）

⁴² 進学状況や将来的な見通しについては、その要因や実情について分野ごとに更に詳細な分析を行っていく必要がある。

- ・博士課程・博士号取得者と企業との間のミスマッチを解消するため、企業と大学との相互理解が進むような取組（企業等と協働したカリキュラムの作成、共同研究、長期的なインターンシップ等）
- ・民間の取組も活用した、博士人材のキャリア構築に係る各大学における組織的な支援（民間の就職支援企業の活用や専門的なメンターの配置等）

を進める必要がある、国は、これらの取組を支援するとともに、新たに

- ・文部科学省の経済的支援に関する施策（授業料減免、奨学金、日本学術振興会の特別研究員等）について、学生の進学的意思決定のタイミングを踏まえた制度の見直し
- ・各大学におけるファイナンシャル・プラン（大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見直し）の提示に努めることについて法令上位置付けることの検討
- ・企業における博士号取得者の活用・処遇の改善の促進（諸外国における博士号取得者や能力に見合った処遇についての情報収集、優れた取組を行っている企業等の取組の発掘と顕彰等）

に着手することが必要である。

また、国は、これまでの政策により蓄積された人材や研究の強みを活かし、引き続き「卓越大学院プログラム」を通じて、各大学の優れた取組を支援するべきであり、個別プログラムの取組に終始させることなく、我が国全体の大学院改革、すなわち大学院システム全体の見直しや各大学院における教育改革の加速化につなげていくことが求められる。

なお、これまで大学院では、教員が自らの後継者を育成するという意識が強く、大学院学生が個々の研究室の研究の実質的な担い手となっていた。こうした状況は、体系的な大学院教育への改善が進展する中で、変化しつつあるものと考えられるが、研究活動の基礎となる研究室等における研究支援体制の確立（研究活動の担い手の確保）については、こうした変化を踏まえて、今後総合的な検討が進められる必要がある。

VI. 高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の 拡充—

2040年に向けて、日本全体の人口が減少し、特に生産年齢人口の割合が減っていく中で、社会を支え、国民が豊かな生活を享受するためには、高等教育がイノベーションの源泉となり、地域の知の拠点として確立し、学修者一人一人の可能性を最大限伸長することで未来を支える人材を育成する役割が期待される。このような役割を果たすことのできる高等教育は国力の源であり、必要な公的な支援を確保しつつ、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を強化していくことが求められる。

民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については、教育投資に対する投資効果をどう得たかという観点から再整理をしていく必要がある。個人や組織もまた所得や収益としてその投資を回収することができる。また、高等教育機関の諸活動による地域の社会経済活動への寄与や雇用の創出、研究シーズを活かした新たな産業の創生など、その効果は様々であり、加えて、新たな知の発見や創造、世界や日本が直面する課題に対する警鐘を鳴らし、課題解決を提示する機能は、直ちに経済効果には換算できない普遍的な価値につながっているといえる。

また、公的な支援については、社会全体の負担により行われるものであり、人口減少期において、学修者一人一人の能力と可能性の最大化が国力の源と位置付けるのであれば、効果を最大化する形で投入されるべきである。

あわせて、各高等教育機関が生み出す経済効果や便益と、各高等教育機関にかかるコストを明確にすることが重要である。現時点では、高等教育機関の教育コストや研究コストが明確になっていないという課題がある。今後は、国公私別・大学別のコストを明らかにし、各高等教育機関がどれだけの教育コストをかけて学生に対する教育をしているのかを、学生と社会に対して情報公表していく必要がある。加えて、高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべきである⁴³。

他方、現在の、我が国の財政構造を諸外国と比較すると、社会保障支出対GDP比の規模は国際的に中規模（社会保障以外の支出規模は最低水準⁴⁴）である一方、租税収入は低い水準となっている。そのため、既に多大な公債残高を抱える中で、歳出が歳入を上回る状況が続いており、財政収支はOECD諸国で比較しても悪い状況となっている。このままでは将来世

⁴³ 例えば、英国大学協会の調査によると、研究、教育及び学生やコミュニティーに対する各種サービスの提供等、大学自身の活動は2014・15年度概算では332億ポンド(4兆9,800億円)の総生産(Gross Output)をもたらした。これは、英国の法律関連業界や広告・マーケティング業界の年間総生産額より大きい額である。

■https://scienceportal.jst.go.jp/reports/britain/20180201_01.html

⁴⁴ 対GDP比に占める社会保障以外の支出は、日本はOECD30か国中29位。財務省「日本の財政関係資料」

代に大きな負担を残すことになるという危機的な状況であることを共有することは必要ではあるが、生産性の減少⁴⁵につながる人口減少や少子高齢化を克服していかなければならない局面であるからこそ、高等教育が知を結集してこうした課題解決に向けた力を発揮していかなければならない。こうした点を踏まえ、2040年を見据えた高等教育への公的支援の在り方については財政の在り方を含めて社会全体で検討し、将来世代への投資として、必要な公的支援を確保していく必要がある⁴⁶。

高等教育への投資、特に公的な支援については、高等教育機関としての教育研究機能の効果的な発揮を求めて国民から負託されたものであることを自覚した上で、現状が効率的・効果的な支出となっているか、対外的に十分説明できる支出となっているか等、教育研究への影響を含めた評価・検証等を真摯に行い、その成果を活用して大学の経営改善を図り、その資源を適正に管理し、最大限に活用すべきである。

また、高等教育機関の財源を安定的に確保していくためには、国は寄附文化を醸成しつつ、大学も公的な支援だけに依存することなく、主体的な努力により、民間企業、地方公共団体や個人等からの寄附等の支援を積極的に得るとともに、委託費や附属病院収入・事業収入等の民間からの投資も意欲的に確保し、財源を多様化することが重要である。その際、知識集約型社会においては、課題を解決するビジネスモデルや、そのビジネスを支えるデータをはじめとする知的資産が重要な資源であり、それらを活用することで新しい産業が発展していくと考えられ、その基盤として「知」を高度に集積する高等教育が投資を呼び込み、同時に資産マネジメントに関わる取組を速やかに進めていくことができるように、新しい資金循環メカニズムが構築されることが期待される。

なお、本答申では、各高等教育機関に対して、様々な改革を促しており、その実現を目指すには、必要となるコストについて十分に検討する必要がある。「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換するためには、個々の学生の学修成果の可視化、個々の学生に寄り添った多様で柔軟な教育プログラムの提供、多様な教員による教育の提供等が求められる。また、地域における教育研究機能の強化のための連携・統合を進めるためにも、その要となる人材の配置などが必要となる。

各高等教育機関のこれまでの改革の中で、着手されているものも多いが、その改革が社会の発展に大きく貢献するものであること、また各機関内で適切な資源配分や効率化を行って

⁴⁵ OECD「Looking to 2060: Long-term global growth prospects」によれば、我が国の生産年齢人口比率は2011年には63.3%であったのが2030年には57.3%にまで減少してOECD加盟国中最下位となり、世界のGDPに占める割合は、2011年には6.7%であったのが、2030年には4.2%にまで減少するとの予測がある。

⁴⁶ 財務省「日本の財政関係資料」

■https://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/201803.html

いくことを前提とした上で、そのコストを可視化し、どう確保していくのか、という観点も必要となる。

広く公的・私的セクターが高等教育機関を支えることを、納得感を持って受け入れてもらうためには、まずは、高等教育機関が、現在の社会を支え、未来の社会に貢献していくとともに、時代に合わせた取組の重点化、効果の最大化を実施していくことが今まで以上に求められる。いかに高等教育機関が教育研究活動を通じて社会に貢献し、その便益を高めていくか、また、それにより得られる経済効果をいかに高等教育に還元していくか、ということを示しつつ、必要な投資を得られる機運の醸成を国は後押ししていく必要がある。

学生支援という観点から、平成 29（2017）年度からは「給付型奨学金⁴⁷」及び「第 1 種無利子奨学金の所得連動返還型奨学金制度⁴⁸」が開始された。さらに、「新しい経済パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、2020 年 4 月から所得が低い家庭の子供たちを対象とした大学等の授業料減免と給付型奨学金の拡充を行う方針が決定された。

高等教育における教育や研究への投資の在り方や、限られた財源の中で、公的な支援、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方について、国のあるべき姿の一環として引き続き、議論をしていく必要がある。

⁴⁷ 意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給。

⁴⁸ 返還に際し、従来の、年収にかかわらず返還月額が一定な定額返還型又は卒業後の所得に応じた返還月額が設定される所得連動返還型のいずれかの返還方式とするか選択できる制度。

VII. 今後の検討課題

本答申を踏まえ、中央教育審議会においては、引き続き以下の検討を行うこととする。

- ・「Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表」で述べた設置基準等の質保証システムについて見直しを行うこと
- ・教学マネジメントに係る指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方に関する検討を行うこと

国においては、以下の施策の立案に速やかに着手する必要がある。

- ・「地域連携プラットフォーム（仮称）」の立ち上げに向けた各高等教育機関への助言、地方公共団体等との意見交換の実施と、議論すべき事項についての「ガイドライン」の策定
- ・国公立の枠組みを越えた連携の仕組みである「大学等連携推進法人制度（仮称）」について、制度の枠組み、認定する際の基準の内容、連携を推進するための制度的な見直し
- ・国立大学において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性の検討
- ・大学間の連携・統合（国立大学の一法人複数大学制度、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化 等）に必要な制度改正
- ・制度・教育改革ワーキンググループで議論した事項のうち、設置基準の抜本的な見直しや教学マネジメント指針の策定など、引き続きの検討が必要とされたものを除き、必要な制度改正

- リカレント教育
- 留学生交流の推進
- 学位等の国際的通用性の確保
- 高等教育機関の国際展開
- 学位プログラムを中心とした大学制度
- 多様なバックグラウンドの教員の採用と質保証
- 大学間の連携による教育プログラムの多様化
- 情報通信技術（ICT）を活用した教育
- 教育の質保証システムの確立（設置基準における解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについての必要な見直し 等）

おわりに

本答申が提言した高等教育のグランドデザインは、全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる高等教育改革を実現するためのものであり、そのためには各高等教育機関や国が自ら責任を持って、本答申を活かした改革を進めていかなければならない。

加えて、この改革は、高等教育機関の努力のみならず、それ以前の教育機関との連携、そして、人材が活躍する社会が、「学び続けること」こそが、価値であるということ共有できて、初めて実現されることである。高等教育が個々人の可能性を最大限伸長するための教育を行うためには、高等教育機関で学ぶことを可能とする能力を備えた学生を各機関が受け入れていく必要がある。このような中で、初等中等教育段階においては、文理分断の状況を改善し、多様なキャリアを自ら考えていくことができる教育が行われることが求められる。また、産業界をはじめとした社会においても、学修成果が適正に評価されるとともに、その前提として、産業界等が評価の視点をより明確に提示していくことが必要である。このような観点について社会的コンセンサスを得ていく努力も必要である。

現在、高等教育機関で学んでいる学修者には、後に続く学修者の学びも含めて高等教育が充実していくために、これから行われる高等教育改革に参画することを期待している。

そして、学修者を含めた全ての関係者による高等教育改革が2040年までに実を結び、教育と研究の機能が十分に発揮された高等教育を通じて、我が国そのものが新しい価値を生み出す国へと発展していくことを期して、必要な政策が着実に遂行されていくことを求める。

(別添1) 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会
制度・教育改革ワーキンググループ 審議まとめ

- I. はじめに
- II. WGで議論すべき論点
- III. 個別事項
 1. リカレント教育の充実
 2. 留学生交流の推進
 3. 学位等の国際的通用性の確保
 4. 高等教育機関の国際展開
 5. 学位プログラムを中心とした大学制度
 6. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上
 7. 大学間の連携による教育プログラムの多様化
 8. 情報通信技術（ICT）を活用した教育の促進
 9. 全学的な教学マネジメントの確立
 10. 学修成果の可視化と情報公表の促進
 11. 教育の質保証システムの確立

I. はじめに

- 平成29(2017)年3月6日、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「我が国の高等教育に関する将来構想について」諮問がなされた。
- 諮問に基づいて検討を進めるため、平成29(2017)年3月29日、まず、中央教育審議会大学分科会の下に「将来構想部会（以下「部会」という。）が設置された。次に、諮問事項のうち、特に制度面に関して、専門性を有する委員を中心に議論を行う場として、平成29(2017)年5月29日、部会の下に「制度・教育改革ワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置された。
- WGでは平成29(2017)年7月から審議を開始し、12月に一旦「論点整理」を取りまとめた。その後も精力的に審議を進め、今般、「審議まとめ」を取りまとめ、部会に報告する。

¹ 諮問事項は、「①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策」、「②変化への対応や価値の創造等を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方」、「③今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方」、「④高等教育の改革を支える支援方策」である。

II. WG で議論すべき論点

- WG では、部会での将来構想の議論に沿って、特に制度面を中心に議論を行うこととしており、四つの諮問事項のうち、主に「①各高等教育機関の機能の強化に向け早急に取り組むべき方策」及び「②変化への対応や価値の創造を実現するための学修の質の向上に向けた制度等の在り方」に係る事項を論点とした。
- 審議を開始する前に整理した審議事項は、具体的には、以下のとおりである。

諮問事項①関連

- (1) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校それぞれの機能強化に向けて、早急に取り組むべき具体的施策や制度改正等の方策
- (2) 三つの方針を踏まえた教育課程の改善、指導方法の改善と、組織的な教育体制の確立
- (3) 個々の学生の学修成果の把握・評価の方法の開発と普及、情報公表など、学修成果の可視化の在り方

諮問事項②関連

- (1) 「学位プログラム」の位置付けや学生と教員の比率の改善、ICT の効果的な活用など設置基準の在り方
- (2) 事前規制である設置基準と事後評価である認証評価の関係、認証評価の在り方、情報公開の推進
- (3) 学位等の国際的通用性の確保
- (4) 高等教育機関の国際展開、外国人留学生の受入れや日本人学生の海外留学の推進
- (5) 地域の産業界との連携、社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備
- (6) 高等教育機関間あるいは企業等との間での教員・学生の流動性の向上、外部人材を活用した教育の質の向上
- (7) 効果的な運営のための高等教育機関間の連携

(平成 29 年 7 月 28 日 第 1 回 WG 資料 3 - 5 より)

- 部会での議論は「高等教育の将来構想」全体となっており、「2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿」から、「教育研究体制」、「教育の質の保証と情報公表」、「18 歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置」、「各高等教育機関の役割等」、「高等教育を支える投資」など多岐にわたっている。部会での議論はこれまで 27 回（うち 1 回は懇談会）に及んでおり、審議の進捗に沿って、専門性の高い検討が必要となった事項が、その都度、WG で議論されることとなった。

WG では、部会からの要請を受けて、上記の審議事項①及び②について、現状と課題、

解決するための制度的な見直しという観点から、個別に議論を進めた。WG での審議内容は、部会における議論のうち、特に「教育研究体制」及び「教育の質の保証と情報公表」に反映されている。

以下、答申の項目に沿って個別事項を再整理した。

Ⅱ. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

(多様な学生)

1. リカレント教育の充実 ②－(5)
2. 留学生交流の推進 ②－(4)
3. 学位等の国際的通用性の確保 ②－(3)
4. 高等教育機関の国際展開 ①－(1) ②－(4)

(多様な教員)

5. 学位プログラムを中心とした大学制度 ②－(1)

※ (多様で柔軟な教育プログラム) にも関係

6. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上 ①－(2) ②－(6)

※ 「9. 全学的な教学マネジメントの確立」にも関係

(多様で柔軟な教育プログラム)

7. 大学間の連携による教育プログラムの多様化 ②－(7)
8. 情報通信技術 (ICT) を活用した教育の促進 ②－(1)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表

9. 全学的な教学マネジメントの確立 ①－(2)
10. 学修成果の可視化と情報公表の促進 ①－(3)
11. 教育の質保証システムの確立 ②－(2)

これらの事項については、審議まとめが取りまとめられた後、直ちに制度改正等に取り組む必要がある。なお、9. ～11. の事項については、今後更なる議論が期待されることから、中長期的な視点に立った取組が必要となる。

Ⅲ. 個別事項

1. リカレント教育²の充実

(1) 現行制度・現状

- IT 技術等の進展に伴う産業構造の変化や長寿命化社会の到来といった経済・社会の急速な変化に応じて、職業や働き方の在り方が様変わりしている中で、一人一人の国民が生涯を通して社会で活躍できる社会や、また我が国の労働生産性の向上を実現するためには、全ての国民が社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付け、またそれを更新していくことが、これまで以上に求められている。
- これまで、リカレント教育については、中央教育審議会等³の答申や制度改正を踏まえ、各大学等において、科目等履修制度や履修証明制度等を活用しながら、様々な取組が進められてきたところである。平成 27 (2015) 年には、文部科学省においても、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を創設し、より実践性や実学に重点を置いたリカレント教育の更なる促進に取り組んでいる。
- また、政府の人生 100 年時代構想会議が本年 6 月に取りまとめた基本構想でも、「リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない」とされている。さらに、働き方改革等の観点から、女性の再就職支援機能の強化を求める指摘もされている。今後、日本は人口減少社会と知識基盤社会の中で、経済を成長させ、一人一人の国民が豊かで健康に生きていくことができる社会を目指す必要がある。
- そのためには、例えば、WG のヒアリングにおいて人生の中で 3 回大学に入るのが当たり前の社会を創るべきだと指摘されたように、これからの時代に求められるリカレント教育を充実し、大学を主として中等教育修了直後の生徒を受け入れる機関から、個人の人生のキャリアアップ・キャリアチェンジを担うことができる機関へ転換していくことが求められている。

² OECD (経済協力開発機構) が 1973 年に取りまとめた報告書「リカレント教育—生涯学習のための戦略—」によると、リカレント教育は生涯学習を実現するために行われる義務教育以後の包括的な教育戦略であり、その特徴は、青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇など他の諸活動と交互に行う形で分散させることであるとされている。

³ 例えば、「大学院制度の弾力化について (答申)」(昭和 63 年 12 月 19 日 大学審議会)、「リフレッシュ教育の推進のために」(平成 4 年 3 月 社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議)、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について (答申)」(平成 4 年 7 月 29 日 生涯学習審議会)、「通信制の大学院について (答申)」(平成 9 年 12 月 18 日 大学審議会)、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について (答申)」(平成 12 年 11 月 22 日 大学審議会)、「大学等における社会人受入れの推進方策について (答申)」(平成 14 年 2 月 21 日 中央教育審議会)

- その点で、従来、日本では、社会人の「学び直し」と言われることが多いが、今後は、新しい知識やスキルを学んだり、自らの知識やスキルに必要な「学び直し」を行ったりすることが社会人の学修の中心となるべきである。

(2) 課題

- 高等教育機関におけるリカレント教育については、プログラムの内容や費用負担、履修時間等について様々な課題が指摘されており、日本は、OECD 諸国の中で、大学の学生に占める社会人学生の割合が低く、リカレント教育が広く行われているという状況からはほど遠い。
- 例えば、文部科学省のアンケート調査では、従事者が高等教育機関で学ぶことを原則認めていないとする企業の主な理由として、半数を超える企業が「本業に支障を来すため」を挙げている。
- また、学び直しを経験したことのない社会人の多くが、学び直す際の障害要因として、「費用が高すぎる」、「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない」を挙げている。
- あわせて、職場への希望として、約半数の社会人学生が、大学等での学びの成果を評価することや、学修しやすいフレキシブルな労働時間とすることを挙げており、また、リカレント教育を行っている社会人の中には、大学等で学んでいることを企業に報告していない者も一定数いることが調査で明らかになっている。日本においてリカレント教育を進めていくためには、大学等で学ぶことを応援し、受講者や企業にとっての具体的なインセンティブも示しつつ、学んで知識やスキルを身に付けたことを評価する社会にしていくことが重要である。

そのためにも、企業等は、どのような知識やスキルを社員に求めているのかを具体的に明らかにし、高等教育機関と連携してプログラムの開発・実施に結びつけていくことを進めていくことが必要である。
- さらに、内閣府の調査では、社会人が高等教育機関で学びやすくするために必要な取組として、「学び直しに関する情報を得る機会の拡充」を挙げている。

(3) 制度改正等の方向性

- こうした課題に対応しつつ、今後、更に社会人が学び続けることができる環境整備を進めるため、国や大学等は、リカレント教育を大学等のミッションとして明確に位置付け、ますます多様化する高等教育や大学の役割・ニーズに応えていくことができるよう、社会や産業界も巻き込みながら、ガバナンス改革や学内外の体制整備、それ

らを支える経営改革の在り方、大学等や企業、受講者にとってのインセンティブも含めた検討を進めていくことが必要である。

- リカレント教育を進める上では、どのような社会人や企業をターゲットとし、そのニーズに応じて、どのような知識やスキルを身に付けさせようとするのかということを確認し、それに応じた教育内容や教育方法を開発することが不可欠である。
- また、幾つになっても学び続ける姿勢を身に付けるため、学生のうちからインターンシップ等によって社会との接点を持ち、自己のキャリアについて自ら考えるという意識を育成することも重要である。
- なお、従来のリカレント教育の概念を越えて、目的意識を持ち、主体的に学び続ける学修者を増やしていくことが必要であり、海外で見られる働きつつ学ぶ学修プログラム⁴なども参考にしつつ、18歳での進路選択の多様化と、学ぶ目的意識、能力の醸成ができるよう、その方策を検討することも必要である。

産学連携による教育プログラムの改善・充実

- 社会人や企業等からは、実践的・専門的なプログラムの充実を求める声が多いことから、特に、地方におけるリカレント教育の推進の観点からも、大学やその他の高等教育機関と企業・産業界等との対話の場を構築し、産学連携によるプログラムの改善・充実を推進することができる体制の整備について検討すべきである。その際、こうした動きに柔軟に対応できるよう学内の組織・体制等を変えていくことも重要である。
- 大学にとって、リカレント教育の実施は、正規の学生への教育に加えて、更なるリソースを要するものであるため、今後、大学におけるリカレント教育を量的・質的に拡充していくためには、産学官が一体となってこれを支える仕組みを構築していくことが必要である。
- あわせて、この仕組みを構築する中で、受講者の受講費用の負担の軽減を図るとともに、産学が連携し、求められる職業能力の可視化を進め、例えば処遇等への反映など企業や業界において社会人の学んだ成果の活用や、仕事への接続が図られるような取組を進めていくことが求められる。
- さらに、より実践的なプログラムの実施が可能となるよう、実務家教員の育成プログラムを開発し、これから実務家教員になろうとする者に当該プログラムを受講することを促していくことが有効である。なお、当該プログラムを大学院教育の一環とし

⁴ 「ディグリー・アプレントイスシップ（見習制度）」 2015年にイギリスで開始された。大学と企業が共同で作成したカリキュラムの下、学生が実際の企業で働きながら学士号若しくは修士号を取得する。

て組み込むことも考えられる。加えて、その修了者の情報を大学等が共有できる仕組みを構築すべきであり、国もこうした取組を支援すべきである。

社会人が学びやすい環境の整備

- 社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担の更なる軽減方策について、関係省庁とも連携し、検討を行うとともに、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度⁵について、総授業時間数 120 時間以上という現行規定を 60 時間以上に見直す。
- また、より学びを深めたいという受講者のニーズに対応するため、履修証明プログラム全体に対して単位を授与することを可能とすることにより、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げや、複数の高等教育機関間で単位を積み重ねる単位累積加算⁶等に活用できるよう、必要な制度改正を行う。
- さらに、履修証明プログラムに対する社会的認知や評価の向上につなげるという観点から、履修証明プログラムについて各大学があらかじめ公表すべき事項を追加するとともに、留意事項や望ましい運用についても併せて周知する。
- 加えて、正規の学位課程の一部を修了した者に対する学修証明を法令上位置付ける。
- 社会人が遠隔地からもプログラムを受講できるよう、放送大学や通信教育、MOOC 等の一層の活用方策を検討する。
- なお、ICT 教育については、社会人学生だけでなく全ての学生に対する教育の在り方や教育内容、教育方法の変革につながることから、「8. 情報通信技術 (ICT) を活用した教育」でまとめて記載した。

プログラムへのアクセス改善

- 社会人や企業等が必要とするプログラムが、どの高等教育機関でどのように行われているのかという情報が十分に知られていないことから、多様な課題を抱える社会人・企業等が、高等教育機関のプログラムに関する情報へ効果的にアクセスすること

⁵ 平成 19 (2007) 年に、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技能取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応等多様な目的・内容のプログラムを想定し、職能団体や地方公共団体、企業等との連携を推奨した履修証明制度を創設し、社会人等に対する多様なニーズに応じた体系的な教育、学修機会の提供を促進してきた。

⁶ 複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。我が国では、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に 2 年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与できる。

ができるような仕組みを構築するとともに、プログラム受講による効果について発信する方策について検討する。

2. 留学生交流の推進

(1) 現行制度・現状

- 我が国における外国人留学生の受入れについて、平成 29 (2017) 年 5 月現在での高等教育機関及び日本語教育機関における在籍者数は、27 万人弱（高等教育機関では 19 万人弱）である。現在の受入数の伸びが続けば、今後 2～3 年のうちに、2020 年を達成目標とする 30 万人に到達する⁷とみられる。
- また、留学生の受入れにより諸外国との架け橋となる人材を育成するという観点から、多様な出身国からの受入れを図ることが必要であるが、留学生の 9 割以上がアジア諸国からの受入れとなっている。
- さらに、生産年齢人口の減少や産業界のグローバル競争の激化が進む中で、高度外国人材の卵としての留学生の我が国企業への就職の期待が高まっている。留学生のうち 6 割が日本での就職を希望しているが、大卒・大学院卒の留学生の国内就職率は 3 割にとどまっている。

(2) 課題

- 各国による優秀な留学生の獲得競争が激化する中で、学部や大学院の段階での受入れを推進するための環境の整備に課題がある。
- 留学生を我が国の大学に誘うに当たり、留学後、我が国企業へ就職する機会を得ることで更なるキャリアアップにつながることをアピールすることにより、より優秀な留学生の獲得につながると考えられる。しかしながら、卒業後の就職機会も含めた日本の大学への留学の魅力が十分に伝えられているとは言えない。
- 我が国の大学では、留学生に対し渡航後に面接試験や筆記試験により入学許可を出すことが一般的である。また、多くの留学生は、大学での学修のための日本語能力の獲得が必要であり、まず我が国の日本語学校に留学し必要な日本語能力を習得した後、大学の入学を目指すことになる。しかし、渡日段階で大学への進学が保証される訳ではないことから、優秀な学生を日本に招く上で阻害要因となっている。
- 我が国企業と就職を希望する留学生の間に、キャリア観、職種、ビジネス日本語な

⁷ 「留学生 30 万人計画」は、平成 20 (2008) 年 7 月に文部科学省が関係省庁（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）と連名で策定。「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020 年を目途に留学生受入れ 30 万人を目指す。」としたもの。

どのスキル等の面でミスマッチが見られる。大学・企業・関係行政機関が連携して、在学中の教育の段階から、これらのミスマッチを解消する取組を行うことが課題となっている。

- 日本の大学等への入学を希望する留学生や帰国子女の受入れを推進していく上で、法令上の大学入学資格が障害となり、受入れを諦めざるを得ない事例がある。

(3) 制度改正等の方向性

- 優秀な留学生を獲得するために、日本語教育や卒業後の就職機会も含めた日本留学情報を発信する海外拠点の構築や、渡日前の入学許可実施に向けた留学生の共通試験としての「日本留学試験」の海外での利用促進、大学における日本語準備教育（ファウンデーションコース）の設置を推進する。
- 高度外国人材としての留学生の我が国への定着を促進するため、産学官コンソーシアムで取り組まれている留学生の就職促進のプログラムの成果の横展開や、日本での就職を目指す留学生へのインセンティブとなるよう奨学金の重点化を進める。
- 18歳にならないと大学入学資格が認められない年齢要件の一部撤廃や、外国における12年未満の高校相当の教育課程の追加指定を推進するなど、大学入学資格の一部を見直す。

3. 学位等の国際的通用性の確保

(1) 現行制度・現状

- 国際的な人的流動性の高まりに伴い、諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が、日本の高等教育機関の入学者選抜に出願する件数が増加している。また、日本で学んだ日本人や留学生が、外国の高等教育機関へ進学したり、卒業後に外国で就職したりするケースも増加し、日本での学修履歴・学位等を他国の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加している。

専攻分野の名称の多様化

- 平成3（1991）年に学士が学位と認められた際に、29種類に限定列挙されていた学士・修士・博士の種類が廃止され、各大学において専攻分野を付記することとなった。その後、学位に付記する専攻分野の名称は増加⁸を続けている。また、1大学のみでしか用いられていない名称⁹も多い。

⁸ 平成6（1994）年：250 → 平成27（2015）年：723 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構調べ

⁹ 平成17（2005）年時点で約6割は専ら当該大学のみで用いられている。

- 平成 20 (2008) 年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて (中央教育審議会答申)」において「学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討するとともに学問の動向や国際的通用性に照らしたチェックがなされるようにする」ことや「ルール化の検討に当たっては、(科学者の代表機関である) 日本学術会議や学協会等との連携協力を図る」ことが提言された。

上記提言を踏まえ、日本学術会議は、平成 26 (2014) 年 9 月に報告「学士の学位に関する専攻分野の名称の在り方について」を取りまとめた¹⁰。

(2) 課題

- 日本で学んだ日本人や留学生が、諸外国で進学や就職を行う場合において、日本の学位等に関する必要な情報が不足していることなどにより、学位等の認証が円滑に行われない事例がある。例えば、日本で授与された学位等の認証のために、当該高等教育機関が日本政府によって認可されているか等、大使館等から公的証明書類の追加発行を求められたり、当該政府が作成する日本の大学一覧に当該校について掲載されていることが必須とされたりする事例や、日本特有の学位等 (例 「準学士」、「高度専門士」、「修士 (専門職)」、省庁大学校の課程修了者への学位等) について、外国機関の理解不足である事例等がある。
- このほか、日本での入学資格や編入学資格の評定を行う際、諸外国の高等教育に関する公式な情報を得ることが困難であるために、当該学生の諸外国における多様な学修履歴・学位等を円滑に認証することができない事例が多数存在する。

専攻分野の名称の多様化

- 学位に付記される専攻分野の名称が多様化しており、特に、諸外国での進学や就職に当たり、学位を見ても「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという指摘がある。

(3) 制度改正等の方向性

- ユネスコの枠組みの下で採択された「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約 (以下「東京規約」という。)」の発効を受け、質の保証を伴う流動性向上のための国際的枠組み作りへ参画するとともに、国内情報センター (National

¹⁰ 同報告では学位に付記する名称について以下のとおり提言。

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「〇〇学」と称する形を取る必要はなく、むしろ学修の主題自体を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学との教育課程とも共通性のある表現を用いる。

Information Centre:NIC) の設立準備を進める。

- 日本の学位等と外国の学位等との国際通用性を確保するため、東京規約の趣旨にも鑑み、日本の高等教育の仕組みや学位等の種類などについて、翻訳の際の基準となるような英語表記を整理する取組を進める。
- さらに、東京規約に則り、我が国の高等教育制度や高等教育機関の概要、高等教育機関の一覧、入学資格、質の保証の仕組み等の情報を国内情報センターのウェブサイトで発信することを念頭に、掲載内容の検討等を進める。

専攻分野の名称の多様化

- 学位の専攻分野の名称は、修得する学問の本質に従って定めるという考え方を徹底すべきである。その上で、学位プログラムごとに卒業認定・学位授与の方針にどのような分野でどのような能力を身に付けるプログラムなのか記載すること等の取組を推進していくことによって、当該学位に付記された専攻分野が何を示すのか明らかになる。
また、当該学位で修得した能力を明らかにする手法の一つとして、ディプロマサプリメント（学位証書補足資料）等を活用している事例について情報提供を行う。
- 全国の大学が学士の学位に付記する専攻分野の名称がどのような状況にあるのかについて、各大学が知ることができるようにすることは、各大学における専攻分野の名称の見直しに資すると考えられることから、国が大学団体や今後設立予定の国内情報センター等と連携し、状況の見える化の方策を引き続き検討する。
- 英文表記として、日本学術会議の提言を参考に、「Bachelor of（学術的に広く認知されている分野の名称） in（現在付記している名称）」とすることを国が推奨し、国際的な通用性を担保する。

4. 高等教育機関の国際展開

(1) 現行制度・現状

- 我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として社会から期待される役割を果たすとともに、18歳人口の減少を見据え、国内18歳のみを対象とする教育体制から脱却し、多様な学生を受け入れるためには、今まで以上に海外展開を促進することが求められている。
- 学修機会の国際化及び我が国の大学の海外展開の観点から、平成17（2005）年に大

学設置基準等が改正され、我が国の大学が外国において学部、研究科、学科等の組織を置いて教育活動を行う際、大学設置基準等を満たしたものについては我が国の大学の一部（海外校）と位置付けることが可能となったが、現状では、海外校の設置は進んでいない。

高等専門学校

- 高等専門学校は、我が国特有の教育制度として、アジアを中心に関心が高まり、独立行政法人国立高等専門学校機構を中心に、カリキュラムや教材の開発、現地教員の研修等、諸外国における日本型高専教育制度の導入支援に取り組んでいる。また、我が国の高専教育の国際化を図るため、海外インターンシップや単位互換協定校への留学等を一層推進する体制を構築するなど、海外で活躍できる技術者を育成する取組を進めている。

(2) 課題

- 海外校の設置が進んでいない背景としては、日本国内での教育活動を前提とした制度・基準（特に、校地・校舎の自己所有原則、平均入学定員超過率が一定以上の場合に学部設置等を認可しないとす措置等。）を、外国で教育活動を展開する際の条件として等しく適用する困難さ等の課題が指摘されている。
- また、大学の海外展開を図る上では、海外校の開設に限らず、海外展開の目的や展開先の状況等に応じて多様な形態の海外展開を促進することが重要である。

高等専門学校

- 高等専門学校では、進級に必要な科目を履修できない等の理由により、3か月以上の長期留学が進級の妨げになっている。

(3) 制度改正等の方向性

- 海外校を設置する際、校地・校舎の自己所有等が困難な場合について、どのような場合が自己所有原則の例外に当たり得るのかについて、具体的な例を明示¹¹する。
- 海外校の定員管理に関し、大きな不確定要素があることを踏まえ、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に定める定員超過の際の認可に係る規定を緩和する。なお、教育の質の低下を招かないようにする観点から、緩和の程度、期間等について検討する。また、専任教員の考え方、現地法人格の取扱いなどについても今後検討する。

¹¹ 例えば、契約慣行上土地・建物の長期借用が一般的でない国・地域において、土地・建物を借用して海外校を設置する場合。

- 我が国の大学が、教育の質を担保しつつも柔軟な形で海外展開を行うための、海外協定校との連携強化を通じた新しい海外展開方策のモデル（転入学や留学等との組合せ、単位互換や「多様なメディアを高度に利用した授業」を活用した教育プログラムの構築）を取りまとめ、大学に対して提示する。
- 我が国の大学の海外展開先候補となるような国の高等教育制度・事情や海外大学の当該国への展開状況についての調査及び我が国の大学の海外展開事例等の調査を通じて先進的な取組の普及を図る。

高等専門学校

- 高等専門学校設置基準に定められている「高等専門学校以外の教育施設等における学修等」の規定を緩和する。

5. 学位プログラムを中心とした大学制度

(1) 現行制度・現状

- 「学位プログラム」とは、「学生が学士・修士・博士・短期大学士・専門職学位といった学位を取得するに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力が明示され、それを修得するように体系的に設計された教育プログラム」である。
- 現行制度においては、大学には、教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされており、これが設置基準等の法令等に適合しているかどうかについて、設置認可審査、設置計画履行状況等調査、認証評価（第三者評価）等において継続的なチェックを受けることにより、大学の質保証が行われている。
- 本来、学部等の組織においては、教育研究を一体的に遂行されることが期待されており、学生・教員が所属する組織と、そこで提供される学位プログラムが、一対一の関係にあることが原則となっている。組織と一体となった従来の大学の学部等で実施される教育課程も、当然に学位プログラムとして機能するものである。

(2) 課題

- 「第4次産業革命」が進展し、産業構造の変化が激しくなる中、必要とされる分野の中長期的な予測に基づいて学部等を設置することが困難な時代になっていることから、将来生まれるニーズに応じて新たな学部等を迅速かつ柔軟に設置できるようにすることが必要となっている。
- しかしながら、現行の学部等という組織を前提とした大学の在り方には、研究上の要請と教育上の要請とが必ずしも一致しない場合がある点や、学部等の独立性を強調

する余り、組織間の協力や資源の結集が困難となり、例えば境界領域の分野等の教育に機動的に対応できない場合がある点が課題として指摘されている。

※ なお、特に工学分野においては、他の分野と比較して産業界との結びつきが強いこと等を勘案し、複数の工学の専攻分野を横断した教育課程の実施や、学部と大学院の連続性に配慮した教育課程を編成する際の工学以外の専攻分野に係る教育内容の導入の促進を図るため、平成 30 (2018) 年 6 月に大学設置基準等を先行して改正したところである。

○ また、現行の設置基準は、既存の学部等の学内組織同士が資源を持ち寄って新たな教育課程を編成・実施することが想定されていない。仮に大学が既存の複数の学部等の資源を結集して教育課程を実施することとした場合も、新たな学部等の設置と同様に、新たに専任教員や校地・校舎等の施設及び設備等の基準を満たすことが必要となり、大学全体としては新たな資源を用意することが求められる。このことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。

(3) 制度改正等の方向性

○ 大学においては、今後急速に進むであろう大学教育に対する社会的ニーズの変化や、学術研究を取り巻く環境の変化に対応できるように体制整備を図ることが必要である。

○ このためには、これまでの制度的課題を踏まえ、学部等の組織において提供される従来の学位プログラムの質を引き続き確保することを前提としつつ、大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう、制度を整える必要がある。

○ 具体的には、複数の学部や研究科等を設置する大学が学部・研究科等の組織の枠を越えた学位プログラムを、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度改正を行う。

○ このような学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの具体的な制度設計については、以下のとおり。

【教員組織】

・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するに当たっては、大学は当該学位プログラムの教育を十全に進めるために新たな学位プログラムを担当する教員を確保することが必要である。

・ その際、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの授業を一定単位数以上

担当し、その教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合に、学部等の専任教員を当該学位プログラムにおいても参入すること（ダブルカウント）ができることとする。

- ・ ただし、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの運営には、連携・協力する学部等との調整や、学位プログラムとしての管理業務等が生じるため、学部等の専任教員とは別に、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに専属しプログラム全体を運営する専任教員も置くこととする。
- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置するに当たっては、学部と当該学位プログラム双方に所属する教員の業務が複雑化することが想定される。大学教育の質保証の観点から、従事比率（エフォート）管理等を通じて、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理し、教育に関する業務負担の偏りが生じないよう十分配慮する必要がある。

【学生組織】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに所属する学生の数については、当該学位プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の収容定員数を合計した数の範囲内の数で学則において定めるものとする。当該学位プログラムが1年次から開講される場合には、入学者選抜を実施する単位とすることが望ましい旨を明示する。

学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに参加する学生が十分に所属意識を醸成できるように大学としても取り組むことが重要である。

【校地・校舎等の施設及び設備】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムが、学部等の緊密な連携・協力の下で、教育課程を実施する上で必要な施設設備その他の諸条件を整えることが可能な場合には、当該学位プログラムに連携・協力する複数の学部等がそれぞれ設置基準の要件を満たすことで新たな学位プログラムを設置することができるものとする。

【設置審査】

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムに係る設置審査については、通常の学部設置と同様、当該学位プログラムの設置が学位の種類変更や大学全体の収容定員の増加を伴う場合に限り、認可の対象とする。

【内部質保証と教学管理体制】

- ・ 現行制度において、大学、学部、学科又は課程ごとに卒業認定・学位授与の方針、

教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「三つの方針」という。）を定めることとされているが、学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムを設置する際には、各大学は、当該プログラムの「三つの方針」を一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を通じた不断の改善に取り組みつつ、実施することにより、社会のニーズに応じた質の高い学びを学生に提供していく必要がある。

- ・ 学部・研究科等の組織を越えた学位プログラムの設置に当たっては、当該プログラムの質保証の観点から、学生への入学及び卒業の判定や学位に関する審査、学生への履修指導・教育指導、成績評価、担当教員のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）等を実施する教学管理体制を整備することが極めて重要である。この際、当該学位プログラムと緊密に連携協力する学部が協力して教授会や管理運営組織を設け、教学管理体制を確立する必要がある。
- ・ 上記の学位プログラムごとの教学管理体制に加え、将来的には学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの編成や質保証の取組を一元的に進めていくことも考えられる。

【対象となる学位課程の範囲】

- ・ 対象となる学位課程の範囲については、学士、短期大学士、修士、博士の学位課程とする。
一方、学士（専門職）、短期大学士（専門職）及び修士（専門職）については、制度趣旨や教育内容等との整合性の観点から慎重に検討する。
また、医師・歯科医師・薬剤師・獣医師など、教育課程の大部分について、国家資格のための課程認定の対象となるものについては、対象から除外することも含め、個別に検討する。

6. 教育課程の改善、指導方法の改善等による学修の質の向上

（1） 現行制度・現状

教育課程の改善

- 大学設置基準上、大学は学生に対して、授業の方法・内容、一年間の授業計画をあらかじめ明示することとされており、一般的に、各大学においてはシラバスを通じてこれらを学生に示している。

学修に関する評価の厳格な運用

- 大学設置基準上、学生の卒業時における質の確保の観点から、各大学等においては、客観性・厳格性の確保のため、成績評価基準等¹²を明示した上で、当該基準に従って適切に成績評価を行うこととされている。

実践的な教育課程への改善

- 大学においては、企業等から毎年1,500人～2,000人（毎年の採用教員数の2～3割）が本務教員として採用¹³されており、専門職大学院（法科・教職を除く。）においては、約5割（平成30（2018）年度：688人／1,341人）が実務家教員¹⁴となっている。さらに、今般制度化された専門職大学・専門職短期大学においては、必要専任教員の概ね4割以上は実務家教員とすることとされている。

指導方法の改善

- 大学教員の資格・要件については、学校教育法及び大学設置基準等に規定されており、国による設置認可の際の教員審査、更に各大学における個別教員の選考・採用・昇進等が自主的・自律的に行われている。教員の研修に関しては、設置基準上にFDが位置付けられており、各大学において授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修・研究を行うこととされている。

(2) 課題

教育課程の改善

- 現状においては、ほとんどの大学でシラバスに基づいて学生に授業内容等が明示されているが、その記載内容に関してはばらつきが大きい。また、準備学修に必要な学修時間の目安（約9%（平成24（2012）年度）→約23%（平成27（2015）年度））、ナンバリング等の授業科目の教育課程内の位置付けや水準を表す数字や記号（約17%（平成24（2012）年度）→約31%（平成27（2015）年度））、人材養成の目的又は学位授与の方針と当該授業科目の関連（約23%（平成24（2012）年度）→約32%（平成27（2015）年度））等の項目は緩やかに進展しつつあるものの、依然として低い水準にとどまっている。

¹² 成績評価基準は、各授業科目を担当する教員が授業の目的等に沿って適切に進めるべきものであり、学期末の試験のみならず学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮して多面的な基準を設定することが望ましいとされている。「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（答申）」（平成10年10月26日 大学審議会）

¹³ 学校教員統計調査

¹⁴ 専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者。（「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日 文部科学省告示第53号）」）

学修に関する評価の厳格な運用

- 学生の成績評価の指標として、各授業科目の成績を元に算出される GPA¹⁵は有力なツールであると考えられ、また、履修上限単位数の設定や進級・卒業判定の基準等の様々な基準として活用することにより学生の学修の質向上に資するものと考えられる。しかし、GPAは、国際的にも統一的な運用方法が確立しているわけではなく、我が国においても GPA 制度を導入している大学の増加が見られる（約 62%（平成 23（2011）年度）→約 85%（平成 27（2015）年度））ものの、その算出方法には定まったルールがなく、現時点で進級・卒業判定の基準に活用している大学は低水準にとどまるなど、運用実態も様々であると考えられる。
- 成績評価の厳格な運用の前提として、カリキュラムが体系化され個々の教員の授業や成績評価の標準化が図られることが必要であるが、それらの取組が十分に行われていないとの指摘もあり、更なる取組の促進が各大学に求められる。

実践的な教育課程への改善

- 今後は、大学等の教育課程において職業に必要な実践的な能力を身に付けさせる機会を確保するという観点からも、企業等と有機的に連携した実践的な教育の更なる展開が期待される。一方で、大学等における教育に参画するだけの教授能力や知見を有し、かつ実務の能力を有する者は、人数が十分ではなく、企業等での勤務との兼ね合いから時間的な制約もあり、各大学が必要な実務の能力を有する者の参画を得られるかが課題である。

指導方法の改善

- 教員の質保証について、制度上は FD の実施が義務付けされているものの、その実施方法や内容、育成されるべき能力や知識等については具体化されておらず、各大学における取組内容のばらつきが大きい。また、専任教員の FD への参加率の現状（平成 27（2015）年度）については、全員（100%）が参加した大学が約 13%、4分の3以上（75%～99%）が参加した大学が約 43%となっており、今後、実務家教員の登用のニーズが高まり、大学外部の人材が教育に関与する機会が増加することが見込まれる中、どのように教員の質を確保するかが課題である。

¹⁵ アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種、一般的な取扱いの例は次のとおりである。

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階（A、B、C、D、F）で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均（GPA、グレード・ポイント・アベレージ）を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター（1年半）連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。（但し、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。）なお、このような取扱いには、1セメスター（半年）に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。（「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月24日 中央教育審議会）」）

(3) 制度改正等の方向性

教育課程の改善

- シラバスの記載の充実に向けて、大学が学生に明示することが望まれる事項として、人材養成の目的又は学位授与の方針と授業科目との関連、当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準などの情報、事前に必要な学修の時間の目安やその内容等について教学マネジメントに係る指針の中で示すこととする。

学修に関する評価の厳格な運用

- 平成20(2008)年12月の「学士課程教育の構築に向けて(中央教育審議会答申)」の中では、大学に期待される取組として、GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用することが挙げられており、GPAを導入・実施する際に留意すべき点について言及されている。国として、こうした提言を踏まえ、GPAの分布を共有・公表して成績評価の改善に活用することなど、GPA等の適切な運用の在り方や活用の好事例を教学マネジメントに係る指針の中で示すこととする。

実践的な教育課程への改善

- 大学教育がより社会のニーズを踏まえた教育を幅広く展開させることができるよう、実務の経験を有する者の大学教育への参画を促すために、大学において必要専任教員に上乗せで実務家教員を専任教員として配置することができる旨を規定する。
- また、実務家教員が自らの実務における経験を教育課程に反映することで教育の質を向上させるために、専任でない実務家教員であっても6単位以上の担当授業科目を持つ場合には、教育課程の編成等に対して責任を負う者とするよう努めるべきことを規定する。その際、実務家教員は現場に関わる豊富な知識・技能等を有する一方で、必ずしも授業を教えることに熟練しているわけではないため、FDの受講を促進する。
- さらに、質の高い実務家教員を確保することができるよう、実務家教員の育成プログラムを開発し、これから実務家教員になろうとする者に当該プログラムを受講することを促していくことが有効である。なお、当該プログラムを大学院教育の一環として組み込むことも考えられる。加えて、その修了者の情報を大学等が共有できる仕組みを構築すべきであり、国もこうした取組を支援すべきである。

指導方法の改善

- 実務家教員の増加等の状況の変化に対応しつつ、各大学のFDの取組を更に促進させるために、例えば、新規採用職員のFD研修の受講状況等、各大学の取組状況の公表の義務付けや、FDの実施に当たっての留意点を教学マネジメントに係る指針の中

で示すなどの方策が考えられる。

- また、教育関係共同利用拠点や大学コンソーシアムの活用を促すことや、大学院は大学教員の養成機能も担っていることに鑑み、大学院生を対象とした「プレFD」の機会の拡大や、TA（ティーチング・アシスタント）及びTF（ティーチング・フェロー）の職務を通じた実践的な教育経験の機会の活用等を各大学院に促すことも有効であると考えられる。これらについても、教学マネジメントに係る指針の中で望ましい在り方等について示すこととする。

7. 大学間の連携による教育プログラムの多様化

(1) 現行制度・現状

- 大学は、学生に対する教育を実施する際に、全ての局面にわたって責任を有すべきこととされている。一方で、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学において授業科目を履修し、単位を修得した場合等、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度¹⁶が設けられている。
- 現在、国内大学との単位互換制度を実施している大学は全体の83.0%（平成27（2015）年度）に達している。また、複数大学でコンソーシアムを形成し、共同開設した授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用や、放送大学と協定を締結し、放送大学の提供する授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用が行われている。

(2) 課題

- 教育課程をどのように編成するか、単位互換制度を活用するか否か、どのような場合に単位認定するかなどの具体的な運用は、各大学の判断に委ねられており、大学によって単位互換制度に対する認識や運用の幅に差が生じている。このため、体系的な教育課程を担保しつつ、大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実にを図る、という趣旨を踏まえた単位互換が、十分な水準で実現できていない場面が生じている懸念がある。

(3) 制度改正等の方向性

- 各大学間における単位互換制度の活用や、その延長上にある大学コンソーシアムの活用、単位互換を含む放送大学との連携は、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の観点からは、有用性があると考えられる。

一方で、単位互換制度の濫用により、卒業に必要な単位数を自大学が開設した授業

¹⁶ 4年制の学部の場合、卒業要件124単位のうち上限は60単位。

だけでは取得できない、大学が必修科目や専門科目を自ら開設しない等の不適切な運用が行われることも懸念される。

- このため、単位互換が大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、次の各観点について、基本的な考え方を改めて明示する。

【多様な学修ニーズに応じるための単位互換における柔軟な対応】

- ・ 今後各大学の持つ資源を最大限有効に活用するためにも、単位互換協定で事前に予定された学修でなくても、学生の申請に応じて各大学の教務委員会や教授会として適当と認めた場合には、単位認定をすることは差し支えない。
- ・ その際、他大学の授業科目を履修する場合には、事前に教務担当部門等に相談すべきことや、教務委員会や教授会の判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて、学内規則等において取扱いを明確にしておくべきである。
- ・ また、コンソーシアムや大学連合など、三以上の大学間による単位互換については、一対一の大学間の単位互換に準じて、参加大学間であらかじめ協議を行った上で、単位互換協定を締結し、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法その他の実施上必要とされる具体的な措置について事前に計画を作成するべきである。

【教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法】

- ・ 他大学等において修得した単位の中で、どれを自大学の単位と認定できるかの可否判断については、各大学の教授会や教務委員会での審議により決定されるべきものであり、国が具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、教育課程上の位置付けに応じた取扱いの在り方を以下のとおり明示する。

①必修科目（修得が義務付けられる科目）

他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準の点で一対一の対応関係がある場合に限り認定するべき。

②選択科目（特定の科目の中から選んで修得することが義務付けられる科目）

他大学の授業科目が、自大学の選択科目の選択の範囲内と見なせる程度の同等性がある場合には、必ずしも自大学の授業科目と内容について一体一の対応関係を要さない。

③自由科目（自由に選択できる科目）

①②以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する科目のうち、卒業要件に算入する科目については選択科目と同様の扱いとし、卒業要件に必要ではない科目については必ずしも自大学の授業科目と内容について一対一の対応関係を要さない。

- ・ なお、単位互換を行うに当たっては、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。

- 大学設置基準第 19 条第 1 項の「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させるような取扱いは許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限（卒業要件単位数）の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけ授業科目を開設する必要があることに留意が必要。
- 他方、本原則は各大学が開講する独自性の高い科目を含む学生が受講する全ての科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から今般の運用を行うことについては「自ら開設」の原則に抵触するものではない。
- また、今後、大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、共同で授業を開設するような運用の在り方について、引き続き検討を進める必要がある。

8. 情報通信技術（ICT）を活用した教育の促進

（1） 現行制度・現状

- 大学における通信教育は、昭和 22（1947）年、学校教育法の制定時に明確化されたものである。その後、昭和 56（1981）年には大学通信教育設置基準が制定され、大学において通信教育を行う場合に必要な基準が定められた。
- 一方、大学設置基準においては、当初、大学における授業の方法について、直接の対面授業により行うことが専ら想定されてきたが、通信情報技術の進展等を踏まえ、平成 10（1998）年に大学設置基準等が改正され、多様なメディアを高度に利用した授業（メディア授業）について、設置基準上の位置付けが明確化¹⁷された。
- 情報通信技術（ICT）の活用状況としては、学修管理システム（LMS : Learning

¹⁷ 現在、卒業に必要な単位数のうち、多様なメディアを利用した授業により修得可能な単位数は、通学制の大学学部の場合は卒業要件 124 単位のうち 60 単位まで、通信制の大学学部の場合は卒業要件 124 単位全てである。また、大学院の場合は修了要件 30 単位全てメディア授業により修得が可能である。

Management System)¹⁸を利用した事前・事後学習や、教室の講義と e-ラーニングによる自習の組合せ（いわゆるブレンディッド型学習¹⁹）について、全体の約半数の大学において導入、活用が進んでいる。

- また、放送大学をはじめとした通信制大学の課程においてオンライン授業の活用が進んでいるほか、不特定多数の受講者を対象としてインターネット上で講義を提供する MOOC (Massive Open Online Course) といった取組も国内外で行われるなど、高等教育におけるインターネットの活用が進んでいる。

(2) 課題

- ICT を活用した教育が一定程度広がりを見せている一方で、ビデオ・オン・デマンド・システムやテレビ会議システム等を利用した遠隔授業（当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業）を実施している大学数は全体の 4 分の 1 程度にとどまっている。
- 多くの大学が ICT の利活用が重要と考えているものの、予算の不足や技術的支援を行う人員の不足、ICT を活用した教育に関する情報不足といった課題が指摘されている。
- また、ICT を利用した教育の導入に対して、学生の修了率の向上やアクティブ・ラーニング型授業での利用促進など様々な効果が期待されているが、実際に得られた効果は限定的との声もある。

(3) 制度改正等の方向性

- ICT の活用は、教育の質の向上及び学生の学修効果の向上に資すると考えられることから、その促進に向けた方策を引き続き検討すべきである。その際、予算や人員の不足といった根本的な課題や、教育現場の実態の把握にどう対応するか考える必要がある。
- ICT を利用して授業を実施する場合の授業形態、指導方法や修得単位数など、授業実施に当たって留意すべき点について改めて整理した上で、広く周知を行い、大学等の授業における多様な ICT の利用を促進する。
 - ・ 同時双方向型（テレビ会議方式等）の授業の場合、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所で履修させることが可能である。授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、具体的には、

¹⁸ e-ラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学修者の登録や教材の配布、学修の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学修者との連絡等の機能がある。

¹⁹ 教室の講義と e-ラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

各大学においては、授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うことや、学生の教員に対する質問の機会を確保すること等について配慮することが望ましい。

- ・ オンデマンド型（インターネット配信方式等）の授業の場合、毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後速やか²⁰にインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導²¹を併せ行うことが必要である。また、当該授業に関する学生の意見交換の機会の確保も必要である。

- 高等教育全体での利活用促進を見据え、MOOC や放送大学の積極的活用など、小規模や中規模の大学等においても、利用が進む方策の検討が求められる。
- また、今後も、技術の進展や社会の変化に応じて、ICT をより高度に利用した授業形態が可能となり、また、学生のニーズも一層多様化することが想定されるため、このような変化に柔軟に対応できるよう、大学における通信教育の在り方も含め、ICT を利用した教育の促進について、不断の議論と検討が求められる。

9. 全学的な教学マネジメントの確立

(1) 現行制度・現状

- 学生が大学での学修を通じて様々な知識及び能力を修得し、主体的に学び、考える力を身に付けて社会で活躍することは、社会が求める人材が大学教育により養成され、社会の発展に寄与するという社会側の視点のみならず、学生が社会に進出した後も自己実現や幸福を追求できるという学生側の視点からも重要である。
- 学生が社会に通用する知識及び能力や主体的に学び、考える力を身に付けるためには、学士課程教育において、単位制度の趣旨を踏まえた教育の実質化を図り、学生の主体的な学修を促すような質的転換が重要であるが、質的転換を図るためには、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が、学長のリーダーシップの下で、三つの方針に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切な点検・評価を

²⁰ 「終了後速やか」の具体的な目安については、従来の通知等では必ずしも明示されていないが、①学生が疑問を直ちに提出できる環境にあること、②当該疑問が次の講義の学修の前提となる場合には、次の講義までに、若しくは次の講義の中で回答を行うこと、③②以外の場合には、講義期間中適切な時期に回答を行うこと、が目安として考えられる。

²¹ 「指導」には、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが含まれる。また、ICTの活用例として、将来的には例えば、よくある質問とそれに対する答えについてAIに蓄積し、学生からの質問があった場合にはAIが回答し、判断に迷う質問については担当教員若しくは指導補助者がフォローする、といった手法も考えられる。

通じた不断の改善に取り組みつつ実施すること（「教学マネジメント」の確立）が必要である。

（２） 課題

- 大学教育改革については積極的に改善の努力を行っている大学と努力が不十分な大学に二極化しているのではないかという指摘もあり、一律に取り組みられているとは言い難い状況にある。
- また、過去の答申等で示された内容や手法等は必ずしも「教学マネジメント」という観点から一元的に記載されたものとはなっておらず、過去の答申等が出された時期に比べて更に手法等が開発され、進化しているとも考えられる。
- このような中、大学が本来持っている組織としての力を十分発揮できるよう、大学の自主性の中で教育活動の不断の改善を図るための素材を提示し、国として教学マネジメントの確立を一層進めていく必要がある。

（３） 制度改正等の方向性

- 今後、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大学における取組に際してどのような点に留意しどのような点から充実を図っていくべきかなどを網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学分科会の下で作成し、各大学へ一括して示す必要がある。

【参考】 教学マネジメントに係る指針に盛り込むべき事項の例

- ・ プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定、全学的な教学マネジメントの確立について²²
- ・ カリキュラム編成の高度化、アクティブ・ラーニングや ICT を活用した教育の促進
- ・ 柔軟な学事暦の活用、主専攻・副専攻の活用、履修単位の上限定（CAP 制）の適切な運用、履修指導体制の確立、シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示、成績評価基準の適切な運用、学生個人の学修成果の把握、学修時間の確保と把握、学生による授業評価
- ・ FD の高度化、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の高度化
- ・ 教学 IR 体制の確立
- ・ 情報公表の項目や内容等に係る解説 等

²² 明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築（カリキュラムの構造化を含む）、アセスメント・ポリシー等を踏まえた内部質保証体制や教育改善に関する PDCA サイクルの確立、適切な資源配分の在り方等に関する内容が考えられる。

- これらで示す内容は、全ての大学で一律に取り組みられることが望ましいものがある一方で、学内の体制の整備等を要し、全ての大学で一律に取り組むことが難しいものも含まれると考えられることから、単に在るべき姿を提示するのではなく、各大学の取組の実態を考慮した提示の仕方を考える必要がある。
- また、教学マネジメントに係る指針は教学面での改善・改革に係る取組を促していくための一つの拠り所として大学関係者を中心に参照・活用されるものとの位置付けが考えられるが、教学マネジメントは大学が自らの責任の下、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであり、教学マネジメントに係る指針は特定の取組を大学に強制するものではないこと、また、他の大学の取組の模倣や当指針を咀嚼することなく学内で実施しようとすることは大学としてふさわしい主体性を発揮したものとは言えず、各大学が創意工夫を行い学士課程の質的転換に向けた取組を確立することが重要であることも併せて周知する必要がある。
- 教学マネジメントに係る指針の策定に当たっては、教学面での改善・改革に係る取組の観点のほか、各大学の好事例なども併せて周知を図ることにより、各大学が現実の大学改革に活用することができるものとする必要がある。
- なお、教学マネジメントに係る指針に基づいた各大学の取組が定着した暁には、教学マネジメントに係る指針で示す事項の一部を、認証評価や設置審査等の業務に携わる者が参照し留意することも期待される。

10. 学修成果の可視化と情報公表の促進

(1) 現行制度・現状

- 平成 11 (1999) 年に大学の教育研究活動等の状況の公表が義務となった (大学設置基準の改正)。
- 平成 19 (2007) 年に大学の基本的な役割として「教育研究成果の社会への提供」が位置付けられたことに併せて、情報公表の義務も法律上明記された (学校教育法の改正。同時に大学設置基準の規定は削除)。
 その際に、全ての大学が公表すべき事項として、「進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」といった進路に関する情報、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」に関する情報等が定められた (学校教育法施行規則の改正)。
- 平成 27 (2015) 年に大学団体等による自主・自律的な取組として、大学の教育情報の公表・活用のための共通的な仕組みである大学ポートレートの運用が開始された。

- 平成 28 (2016) 年に学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な三つの方針 (①卒業認定・学位授与の方針=ディプロマ・ポリシー ②教育課程編成・実施の方針=カリキュラム・ポリシー ③入学者受入れの方針=アドミッション・ポリシー) の一体的な策定・公表を義務付ける規定の整備を行った (学校教育法施行規則の改正)²³。

(2) 課題

- 各大学が教学マネジメントを確立し、三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けた PDCA サイクルを適切に機能させるためには、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し (すなわち可視化し)、当該情報を、アセスメント・ポリシー等を踏まえ、点検・評価に適切に活用し、各大学や学部等が取り組むべき目標の設定、目標の到達に向けた既存のカリキュラムや教育手法の見直し等の不
断の改善につなげていくことが必要である。

- 現在の公表が義務化されている事項では、人材養成目的等の大学教育の目的・目標に関する事項はあるものの、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていない。

また、学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化にとどまらず、教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を積極的に把握・公表していくことも重要である。

各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくためにも、各大学の取組の充実に向けて国としても何らかの方策を講ずることが必要であると考えられる。

(3) 制度改正等の方向

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用することが求められる。また、各大学が、地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化や教学に係る取組状況等の大学教育の質の向上に関する情報の把握・公表が求められる。

- 学生の学修成果や大学全体の教育成果の可視化に関する情報、教学に係る取組状況

²³ 「卒業認定・学位授与の方針」の策定大学数 (割合) 736 大学 (98.7%)

「教育課程編成・実施の方針」の策定大学数 (割合) 738 大学 (98.9%)

「入学者受入れの方針」の策定大学数 (割合) 744 大学 (99.7%) ※全て学部段階

「大学における教育内容等の改革状況について」(平成 27 (2015) 年度)

等の大学教育の質に関する情報について、情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメントに係る指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

【参考①】 把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ 単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率など）、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ 入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SDの実施状況 等

【参考②】 把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

- ・ アセスメントテストの結果、TOEIC や TOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

- ・ ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

- 法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法についても、各大学の実態等を踏まえた上で教学マネジメントに係る指針において示す必要がある。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、その把握の仕方や情報の具体的な内容は様々な在り方が考えられる。

「学生の成長実感、満足度」については、学生は大学が提供する教育研究活動の受け手であると同時に、大学の運営や教育研究活動の改善のきっかけとなり得る参画者であることに鑑み、各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要と考えられる。

- 学修成果の可視化に関する情報を公表・検証する際には、アセスメント・ポリシーに照らしつつ、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針と学修成果がどのように関連しているかに特に留意する必要がある。
- これらの情報を大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全

国的な学生調査²⁴や大学調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を設けることが必要と考えられる。その際は、大学ポートレートの活用も含めて検討する。

1 1. 教育の質保証システムの確立

(1) 現行制度・現状

- 大学における教育研究の質保証については、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学自らが学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて積極的に改革できるよう、設置認可制度の弾力化や事前規制から事後チェックへの移行、各大学の自律的な改善サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度への転換を図ってきた。
- 現在の大学における教育研究の質保証システムとしては、①設置認可審査（開設前に実施）、②設置計画履行状況等調査（原則開設時から完成年度までの間に実施）、③認証評価（開設時から一定期間以内ごとに定期的に実施）を設けることにより、大学設置基準等の法令等に適合しているかどうかについて、継続的に確認を行っている。

(2) 課題

- 大学における教育研究の質保証を行う基準となる大学設置基準については、設置認可審査や認証評価を行う者などから、定性的な指標は解釈しづらいため、審査や評価を行うに当たって支障が出ているとの指摘がある。
- 設置計画履行状況等調査や認証評価については、受審が義務化されているにも関わらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。
- また、認証評価については、より効率的・効果的に行うために国立大学法人評価など他評価との関係や機関別評価と分野別評価の在り方などを整理する必要がある。

(3) 制度改正等の方向性

- 大学設置基準については、定性的な規定については解釈の明確化を図り、当該解釈に基づいた設置申請や設置認可審査、認証評価を行うことができるようにするため、解釈に関する通知を発出することが必要である。

²⁴ 英国では、大学への公財政の配分を担うイングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE: Higher Education Funding Council for England）と大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS: Universities and Colleges Admission Service）が、各大学が提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの情報を一元的に提供する”Unistats”を構築・運営している。そのデータは全国学生調査（NSS: National Student Survey）や英国高等教育統計機構（HESA: Higher Education Statistics Agency）が行う就職状況調査（DLHE: Destinations of Leavers from Higher Education Survey）等を基にしている。

今後、時代の変化や情報技術・大学における教育研究の進展等を踏まえた大学設置基準とするため、抜本的な見直しを検討する。具体的には、定員管理、教育手法、施設整備等について、学生／教員比率の設定や、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方などを含め、検討に着手する。

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育研究の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第 15 条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることが必要である。

また、評価結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることによって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることが必要である。

また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

(別添2) 中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議経過報告

(2040年頃に直面する社会の変化と「知のプロフェッショナル」)

- 今後、第4次産業革命や更なるグローバル化が進展し、2040年には、Society5.0や人生100年時代の到来が予想されるなど、世界や日本社会全体の構造が大きく不可逆的に変化することが予想される。2040年の社会を支える人材には、論理性や批判的思考力、文理の枠を超えた広い視野、コミュニケーション能力や他者と共生する力に加え、創造力、変化への適応力、主体性と責任感を備えた行動力、データ処理能力などが、普遍的なスキル、リテラシーとして求められている。
- さらに、国連が提唱した「持続可能な開発目標」(SDGs)やCreating Social Value(社会的価値の創造)、多様性を尊重した社会などの考え方が重視されるようになってきている中で、企業経営者等のリーダー的立場に就く者やソーシャルビジネスの領域も含む起業家、国際機関などで地球規模の課題に取り組む者、新たな知の創造に専門的に従事する研究者・大学教員など、2040年の社会を先導する人材は、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する「知のプロフェッショナル」であることが求められる。
- 「知のプロフェッショナル」は、上記に示した普遍的なスキル、リテラシーのいずれをも高い水準で備えていることに加えて、最先端の知にアクセスする能力、自ら課題を発見し設定する力、自ら仮説を構築する力、社会的・市場的価値を判断する能力、グローバル化に対応したコミュニケーション能力、倫理観など2040年の社会を先導できる力を備えていることが求められる。また、そうした揺るぎない基盤的な能力の上に、各セクターを先導できるような高度な専門的知識を養うことが必要である。この高度な専門的知識も、複雑化した社会における諸課題を様々な角度から理解し、解決する観点から、特定の狭い領域だけにとどまらないものとなることが一般的な姿とならなければならない¹。
- 18歳人口が減少する中においても、諸外国と比べても遜色ない水準で「知のプロフェッショナル」が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。

¹ 複数の学問領域を修めた、いわゆる「二刀流」の人材なども想定される。

- 大学院は、「創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能を担っており、2040年の社会を先導する「知のプロフェッショナル」を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。特に、博士課程においては、新たな知の創造と活用を主導し、2040年の社会を牽引する高度な「知のプロフェッショナル」の養成が求められている。

(大学院教育が2040年の需要に応えるために)

- 研究活動の成果を社会に提供しその発展に寄与する使命を持つ大学の活性化という意味でも、大学教員と学生が集い、さらには外部の様々な機関の連携が行われる「場」である大学院の果たすべき役割は重要であり、その活性化に対する社会的な要請は大きい。大学院生についても、単なる学生としてだけではなく、教員の研究指導を受けつつ、学位論文等を執筆するための研究活動を行い、大学が行う研究プロジェクト等に、研究補助者として参画するなど、教育研究を一体不可分として行う大学全体の活性化の観点からその構成員として重要な役割を有している。
- 諸外国は、社会全体の大きな構造変化に対応するために「知のプロフェッショナル」の育成に力を注いでいる。直近のデータにおける²人口100万人当たりの学位取得者を比較してみると、修士、博士のいずれについても、諸外国に比べて人文・社会科学分野の取得者の割合が極端に低く、全分野でみても、修士はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツに対して、我が国は3分の1程度の水準にとどまり、博士についても、アメリカ、イギリス、ドイツに対して2分の1程度の水準にとどまっているという現状にある。このままでは、2040年の社会を先導・牽引する「知のプロフェッショナル」の確保に大いに問題を生じる可能性がある。
- 一方、我が国の大学院の現状に目を向けてみると、定員の充足していない専攻が常態化しているケースが見受けられる。これは、学問分野の継承の観点から設定されたごく小規模の専攻においてやむを得ず未充足が発生するケースのみならず、比較的規模の大きい専攻においても未充足の発生が見られる。諸外国と比較して大学院修了者の割

² 修士については我が国は平成25(2013)年度、アメリカは平成26(2014)年、イギリス、フランス、ドイツは平成25(2013)年の数値、博士については全て平成25(2013)年(度)の数値で比較。

合が極めて低いにも関わらず、なぜ現在このような状況となっているのかについて、改めて真剣に検討し、早急に改善を図る必要がある。

- これまで、21 世紀 COE プログラムを皮切りに、博士課程教育リーディングプログラムに至るまで、大学院の振興に関する施策を展開してきた。各種施策の対象となった大学院においては、博士課程（後期）を含めて、体系的な大学院教育への改善³、リサーチ・アシスタント等の経済的支援や国際経験を積む機会の充実、産業界等と連携した研究の進展などが進んだものと評価できる。一方で、現状において、いまだ各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて機能を各々選択し、比重を置いた上で、養成すべき人材像に向けて焦点を当てた教育を展開しているとは必ずしも言えないという指摘がある。特に、博士課程（後期）については、課程を通じて身に付けられる能力が特定の専門分野の知識や方法論であるのに対し、学生の主たる進路先の一つである企業は、大学院修了者に対して専門分野以外も含めた幅広い能力も求めており、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じているとの指摘もある⁴。こうした課題が、若手研究者ポストの確保の困難さという問題と相まって、大学院修了者のキャリアパスに対する不安を招き、修士課程への学士課程卒業者の進学や学生の博士課程（後期）への修士・博士課程（前期）修了者の進学を躊躇させる原因の一つともなっている。

- 今後、我が国に求められる「知のプロフェッショナル」の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、2040 年の社会の需要に応じていくためにも、まずは早急に、社会のニーズへのより一層の対応をはじめとした大学院教育の体質の改善とも言えるような取組を力強く進めていく必要がある⁵。大学院における教育が社会のニーズへ積極的に対応していくことが、学生を引き付け、大学院が 2040 年の社会の需要に応えるための好循環を生み出す出発点となる。

³ 大学院学生が個々の研究室の研究の実質的な担い手となっていた状況は、こうした大学院教育の改善が進展する中で、変化しつつあるものと考えられるが、研究活動の基礎となる研究室等における研究支援体制の確立（研究活動の担い手の確保を含む）については、こうした変化を踏まえて、総合的な検討が進められる必要がある。

⁴ ただし、実際に博士課程修了者を採用した企業のうち約 8 割が、採用後の印象として「期待を上回る」又は「ほぼ期待通り」と回答しており、これは学士や修士の割合を総じて上回っている。したがって、企業が博士課程修了者の能力を適正に評価できる機会が不足していることも課題の一つと考えられる。

⁵ 将来、各大学院の定員の再設定が進んだ暁には、各大学院において自ら教育研究の質を担保している場合、すなわち内部質保証が機能している場合に、国は、例えば、必要な研究指導教員が確保できている前提で、研究科において専攻単位の定員の設定を自由化できるなど大学院定員の柔軟化を検討することも考えられる。

(大学院教育の改善方策)

- 大学院において、その教育の質の向上を図るためには、各大学院が四つの人材養成機能を踏まえつつ、人材養成目的を明確に意識し、「卒業認定・学位授与の方針」から順次「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」(以下「三つの方針」という。)を明確に設定すること、三つの方針に照らして、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修することで、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力を培うコースワーク⁶と専門的な観点から行われる研究指導を適切に組み合わせる行うことが引き続いて必要となる。このため、国は、今後、「三つの方針」を出発点として、大学院教育の充実を図るために、その策定と公表を法令上義務付けるべきである。
- あわせて、各大学は、改めて、質の向上を図るために、
- ・三つの方針に位置付けられた専攻の性格に応じて最適な定員の設定や社会のニーズへより一層対応する観点から教育組織(課程)や教育研究体制、入試や学位授与の在り方の再点検を行い、必要な場合は見直しを図ること
 - ・人材養成目的と課程(「修士課程」「博士課程(区分制・一貫制)」「専門職大学院の課程)」との関係性についても、再点検を行うこと
- が必要である。国にはこのような大学の改革を促進する観点から、大学院設置基準をはじめとする法令や、認証評価の在り方についても、不断の検討を進め、必要に応じて大胆な見直しを行うことが求められる。
- また、「知のプロフェッショナル」にふさわしい高度な専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を学生に身に付けさせるために、従来の研究科の組織の枠を越えた幅広い分野の力を結集した横断的なコースワークのより一層の充実などが求められていることを踏まえ、主専攻分野以外の授業科目を体系的に履修させる複数専攻制(いわゆるダブルメジャーやメジャー・マイナー)の積極的な導入も含め、各研究科・専攻を超えた連携を進めるとともに、今後新たに措置される学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムや、国立大学法人における一法人複数大学も含めた大学間の連携の仕組み等を、大学院において活用する方法についても、積極的な検討を進めることが重要である。

⁶ コースワークについても、「博士課程教育リーディングプログラム」等の施策の実施を通じ、着実に広がりを見せているものの、いまだ取組が全国的に広がっているとは言えず、課程制大学院の本旨に照らした実質化についても道半ばの状況にある。

- さらに、留学生などの多様なバックグラウンドを有する優秀な人材を結集させ、切磋琢磨することで自らレベルアップしていける環境の構築や、海外大学とのジョイントディグリー、ダブルディグリーといった取組も、高度な専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を学生に身に付けさせる観点から効果的である。
- 各大学は、学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムを活用するに当たっては、「博士課程教育リーディングプログラム」における優れた取組や成果（組織横断的な取組により専門的な知識と俯瞰的な能力の涵養を両立する仕組みを確立したこと等）を参考にするとともに、新たなタイプの学位プログラムの開発・導入を進めていくことが強く期待される。国は引き続き、諸外国の先進的な取組⁷も含め大学のニーズに寄り添った調査や情報提供を進めていくことが必要である。
- 加えて、大学院におけるリカレント教育の在り方についても、大学院が、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人を養成する機能を有していることを踏まえ、社会へのニーズの対応、さらに、社会において求められる新たな能力や複数の専門性を身に付けるという観点から、各大学は、高等教育全体のリカレント教育の在り方との関係を十分踏まえつつ、大学院の課程を活用したリカレント教育の在り方を積極的に検討していくことが必要である。その際、学位を授与する課程にとどまることなく、社会人の多様なニーズに対応する学位を授与しない履修証明プログラムの開発・提供を行っていくことに極めて大きな社会の期待があることにも留意すべきである。
- 各大学は、社会人学生や学生を派遣する産業界等のニーズを踏まえて、継続的にカリキュラム等を検証・改善することにより実践的な教育プログラムを展開し、夜間・土日における授業科目の開設や高度なメディアの活用や通信教育といった取組を促進するとともに、国は、履修証明制度の見直し等を通じて、多忙な社会人の時間的・空間的な障壁を低下させる各大学の取組を後押しすべきである。
- 一方、大学院固有の課題として、優秀な日本人学生が博士課程（後期）に進学せず、将来において国際競争力の地盤沈下をもたらしかねない状況が生じているという課題が挙げられる。

⁷ 例えば、米国などにおいては理系の素養や専門的知識とビジネススキル・能力を併せ持つ人材育成を志向する PSM (Professional Science Master's) と呼ばれるプログラムが存在する。科学分野で修了後すぐに産業界で通用するよう、修士レベルの科学、技術、工学、数学（いわゆる STEM 分野）を中心としたカリキュラムにおいて、特定の産業界固有のマネジメント・技術スキルなども取得できる学際的なプログラムであり、米国 NPSMA (National Professional Science Master's Association) の認証を受ける必要がある。

- 優秀な日本人学生が博士課程（後期）に進学しないという大学院固有の課題については、これまでもキャリアパスの多様化や経済的支援に取り組んできたが、今後、各大学は、各大学院の教育内容の見直しを図るとともに、
- ・企業との人材獲得競争という意識を持って組織的・戦略的に学生に対する情報発信や優秀な学生の獲得（多様かつ具体的なロールモデルの提供等）
 - ・博士課程・博士号取得者と企業との間のミスマッチを解消するため、企業と大学との相互理解が進むような取組（企業等と協働したカリキュラムの作成、共同研究、長期的なインターンシップ等）
 - ・民間の取組も活用した、博士人材のキャリア構築に係る各大学における組織的な支援（民間の就職支援企業の活用や専門的なメンターの配置等）
- を進める必要があり、国は、これらの取組を支援するとともに、新たに
- ・文部科学省の経済的支援に関する施策（授業料減免、奨学金、日本学術振興会の特別研究員等）について、学生の進学の意味決定のタイミングを踏まえた制度の見直し
 - ・各大学によるファイナンシャル・プラン（大学院在学を通じて必要な学生納付金等や就学上の支援等に対する見直し）の提示に努めることについて法令上位置付けることの検討
 - ・企業における博士号取得者の活用・処遇の改善の促進（諸外国における博士号取得者や能力に見合った処遇についての情報収集、優れた取組を行っている企業等の取組の発掘と顕彰等）
- に着手することが必要である。
- これらに加え、大学院は、個々の教員のレベルを超えた組織として、学生の進路や就職などに対する意識が十分とは言えないという指摘があることから、各大学は、学生の進路に対して責任を負うという観点からも、各専攻で養成する人材の需要について調査・把握するとともに、修了者の状況を追跡しその状況を踏まえた上で人材育成を進めていく必要がある。
- また、国は、これまでの政策により蓄積された人材や研究の強みを活かし、引き続き「卓越大学院プログラム」を通じて、各大学の優れた取組を支援するべきである。「卓越大学院プログラム」は、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果を生かし、国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ、世界最高水準の教育力・研究力を結集した5年一貫の博士課程学位プログラムを構築することで、

あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材を育成するとともに、人材育成・交流及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される卓越した拠点を形成することを目的とした事業であり、政府の成長戦略にも位置付けられるなど、社会から寄せられる期待は大きい。国には、「卓越大学院プログラム」を、個別プログラムの取組に終始させることなく、我が国全体の大学院改革、すなわち大学院システム全体の見直しや各大学院における教育改革の加速化につなげていくことが求められる。

- さらに、今後も、大きな社会構造の変化に対応する観点から、博士課程（後期）レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程や大学院で教育に携わる教員の在り方も含め、大学院全体の課程の在り方について、引き続き検討を続けていく必要がある。

(補論1) 中央教育審議会等と関連政策の歩み

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日 中央教育審議会）」（以下「グランドデザイン答申」という。）の「はじめに」でも記載されているとおり、中央教育審議会等では、過去幾度も高等教育に関する提言がなされてきた。「グランドデザイン答申」の契機となった諮問においては、これまでの取組の成果と課題について検証した上で、これからの時代の高等教育の将来構想について検討することの必要性が示されており、中央教育審議会ではその点を踏まえた議論が行われてきた。

「グランドデザイン答申」を受けた政策や取組については、答申の考え方に照らして適切に進める必要がある。そこで、特に関連が深いとされる中央教育審議会答申等と、それに基づいた政策の推移を概観した本資料を「グランドデザイン答申」に係る参考として整理した。

1. 中央教育審議会、臨時教育審議会、大学審議会

(1) 中央教育審議会

昭和23（1948）年に新制大学が発足した後、大学の設置は学科の設置を含め、認可事項であったが、昭和36（1961）年に科学技術庁長官から文部大臣に出された勧告¹の趣旨も踏まえて、学科増設等が届出事項となった。この時期、大学は大幅な拡大期に入っていた。

そのような時期に、戦後の高等教育の方向性を示す答申として、「大学教育の改善について（昭和38年1月28日 中央教育審議会）」（以下「38答申」という。）が出された。戦後の教育改革により、我が国の学校制度が単線体系となり、旧制の高等教育諸機関を単一の四年制の新制大学に改編したことを受け、「38答申」では、大学の種別化を含めた目的・性格の明確化、大学の規模、配置についての考え方（大学の設置については計画的な整備の必要性を提案している）、大学の管理運営の考え方等、大学の基本的な在り方等が総合的に提言された。

一方、大学・短期大学は極めて速いスピードで量的拡大を果たした。昭和35（1960）年に10.3%であった大学・短期大学進学率が10年後の昭和45（1970）年には約2.3倍の23.6%になり、「エリート段階」から「マス段階」²に移行した高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となった。このような問題意識を持って、学校教育制度全体の改革構想をまとめた昭和46（1971）年の中央教育審議会答申（「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（昭和46年6月11日）」以下「46答申」という。）は、高等教育の弾力化や開放化、高等教育機関の制度的な種別化を提唱するとともに、国が高等教育の規模等について計画し、管理した上で、高等教育に対して財政措置を行うことにより教育水準を確保し、同時に、教育の機会均等を図ることを提言した。

「46答申」の提言は、昭和51（1976）年以降に、5度にわたって国が策定した「高等教育

¹ 昭和36（1961）年に、当時の池田正之輔科学技術庁長官が、荒木萬壽夫文部大臣に対して、科学技術庁設置法第11条の各省庁への勧告権に基づき、大学設置基準の運用内規の緩和を求めた勧告

² アメリカの社会学者マーチン・トロウは、高等教育への進学率が15%を超えると、高等教育は「エリート教育」から「マス段階」へ移行するとし、さらに、進学率が50%を超えると「ユニバーサル段階」と呼んでいる。

計画」³や同年に施行された私立学校振興助成法に基づく私学助成のスタート等の形で結実した。

また、昭和 45（1970）年には総合科目の開設や単位数の弾力化等、一般教育科目に関する教育課程の編成を弾力化するための大学設置基準の改正、昭和 47（1972）年には国内外の大学との単位互換の制度化、昭和 48（1973）年には学部以外の教育研究の基本となる組織を置くことができるようにするための学校教育法の改正、昭和 56（1981）年には伝統的な履修形態以外の方法による教育の機会の拡充として、大学通信教育設置基準の制定など、高等教育の弾力化や開放化が進められた。

なお、高等教育機関の制度的な種別化として、昭和 22（1947）年の学校教育法制定当初は大学のみであった高等教育機関には、「46 答申」を挟んで、「高等専門学校」（昭和 36（1961）年）、「短期大学」（昭和 25（1950）年、制度として恒久化されたのは昭和 39（1964）年）、「専門学校」（昭和 50（1975）年）が加わった。

さらに、「46 答申」で提案された教育研究組織の機能的な分離等を実現する、これまでの大学とは異なった新しい試みを取り入れた初の新構想大学として、昭和 48（1973）年に筑波大学が設置されるとともに、昭和 58（1983）年には放送を利用して広く大学教育を提供する放送大学が設置された。

（2）臨時教育審議会

高等教育の質と量の確保を、従来の行財政の手法によって、行政計画や財政支出を中心に行うという政策は、一方において、社会における価値観や人材需要をめぐる変化、他方において、財政事情の悪化等を背景として転機を迎えていく。

内閣総理大臣の諮問に応じ教育等に関連する分野に係る諸施策に関し調査審議する臨時教育審議会は、昭和 59（1984）年から昭和 62（1987）年にかけて第 1 次～第 4 次答申を取りまとめた⁴。臨時教育審議会では、前提として生涯学習社会への移行を示すとともに、高等教育については①大学教育が個性的ではなく、また、教育・研究には国際的に評価されるものが多いこと、②大学は概して閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的及び国際的要請に十分応えていないことを課題として挙げ、その積極的改革を推進する必要があると指摘した。

具体的には、一般教育や専門教育の内容や在り方の検討や教育方法の多様化を促進するための大学設置基準等の大綱化（大学教育の充実と個性化）、修士課程・博士課程の位置付けの明確化や修業年限の見直し、飛び入学の制度化（大学院の飛躍的充実と改革）、アクリディテーションや教育内容等の情報提供の重要性（大学の評価と大学情報の公開）等の提言を行った。その上で、これらの提言をより詳細に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に勧告権を持つ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会）」の創設を提言することで、高等教育改革を大学審議会に引き継ぐこととなった。

³ 「高等教育の計画的整備について（高等教育懇談会 昭和 51 年 3 月 15 日）」「高等教育の計画的整備について（大学設置審議会大学設置計画分科会 昭和 54 年 12 月 14 日）」「昭和 61 年度以降の高等教育の計画的整備について（大学設置審議会大学設置計画分科会 昭和 59 年 6 月 6 日）」「平成 5 年度以降の高等教育の計画的整備について（大学審議会 平成 3 年 5 月 17 日）」「平成 12 年度以降の高等教育の将来構想について（大学審議会 平成 9 年 1 月 29 日）」

⁴ それぞれ第 1 次答申は昭和 60 年 6 月 26 日、第 2 次答申は昭和 61 年 4 月 23 日、第 3 次答申は昭和 62 年 4 月 1 日、第 4 次答申は昭和 62 年 8 月 7 日に出された。

(3) 大学審議会

①全体

臨時教育審議会の提言に基づき、昭和 62 (1987) 年 9 月、学校教育法の改正によって文部省に大学審議会が創設された。大学審議会では、臨時教育審議会で提言された高等教育改革の方向性を踏まえ、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」の三つの柱で審議を行った。

(教育研究の高度化)

「教育研究の高度化」の観点からは、機能として脆弱であると指摘された我が国の大学院の質的・量的な整備や通信制大学院制度、修士課程 1 年制コース、専門大学院制度等の創設が提言された。提言に基づき、順次、大学院設置基準等を改正し、大学院制度の弾力化や大学院の質的・量的充実を進め、その結果として平成 3 (1991) 年に大学院の在学者数は 98,650 人であったものが、平成 12 (2000) 年には 205,311 人となり、9 年間で 2 倍超となった。

(高等教育の個性化)

「高等教育の個性化」の観点からは、高等教育の質の確保の仕組みを転換するための大学設置基準の大綱化(カリキュラム編成の弾力化)、ファカルティ・ディベロップメントや履修科目登録上限制、教員資格における教育能力の重視等責任ある授業運営と厳格な成績評価、情報通信技術の活用促進等の提言が行われた。特に、平成 3 (1991) 年の答申「大学教育の改善について」を受けた大学設置基準の改正は、昭和 31 (1956) 年に基準が制定されて以来の大幅な改正となった。その狙いは、各大学が、自らの教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に対応しながら、多様で特色ある教育課程を編成することができるよう教育課程に係る制度を大幅に大綱化するものであった。具体的には、一般教育と専門教育の科目区分や区分ごとの単位数・専任教員数の制約を廃止し総枠での取扱いにとどめることにより大学の裁量を大きく拡大するなど、大学教育の基本的枠組みを定めている基準を大幅に大綱化した。

(組織運営の活性化)

「組織運営の活性化」の観点からは、自己点検・評価や外部評価の実施、教員の流動性を高め高等教育を活性化するための教員の選択的任期制の導入、国立大学における組織運営体制の明確化や学外意見の反映等が提案された。

これらの各種答申や制度改正は、各大学の改革の推進に大きな役割を果たした。特に、自己点検・評価の実施、シラバスの作成、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメントの実施など、それまで大学においては必ずしも重要視されてこなかった大学教育の質を改善するための地道な取組が確実に進展したと言える。また、教育の質を担保する方策としての大学評価については、その重要性の認識が高まり、自己点検・評価の実施、外国人研究者を含む学外の有識者による外部評価などが確実に進展したところであるが、大学の学術研究や人材養成機能に対する社会の関心が高まるにつれ、より客観的で透明性の高い「多元的な第三者評価」の必要性が議論されるようになってきた。

② 「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」

「バブル経済」やその崩壊等の様々な社会経済の変化を経つつ、1990 年代後半に入り、知識基盤社会への移行等により大学の教育・研究機能に対する期待が極めて大きくなってきた一方で、大学教育は 18 歳人口の急激な減少に伴う大衆化（進学率の急激な上昇）や高等学校教育の多様化等に直面しており、時代の変化を踏まえた高等教育の質の確保が改めて大きな課題になった。これまでは、大学の人材養成機能については、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを前提に、企業が大学に求めているのは入試を軸としたふり分けにすぎないとの指摘もあった。しかし、企業内教育機能の低下が指摘されるようになると同時に、知識基盤社会においては企業で活躍する上でも汎用性の高い知識を持ち自ら課題を探索し解決できる能力がますます必要となる中で、そのような要請により応えられる大学の人材養成機能に対する社会の期待が高まる状況となった。

大学審議会は、このような課題に対する政策の方向を示す形で、平成 10（1998）年に「21 世紀の大学像と今後の改革方策について（平成 10 年 10 月 26 日 大学審議会）」（以下「21 世紀答申」という。）を答申し、①「課題探求能力の育成」という大学教育の目標の明確化、②各大学が特色ある教育研究を自ら創意工夫して展開できるようにその裁量を拡大、③拡大した裁量をしっかりと使いこなせる責任ある組織運営システムの確立、④各大学に対する多元的な評価システムの確立という 4 本の改革サイクルを提言した。

この「21 世紀答申」では、これまでの大学審議会を軸とした大学改革の展開や問題点が整理され、大学改革がよりダイナミックに進展するための今後の改革方策が、構造的に体系化して示されている。

この総合的な答申を受け、平成 11（1999）年には学士課程を 3 年以上の在学で終わることを可能とする学校教育法の改正、国立大学の組織運営体制の確立を図るための国立学校設置法の改正、また、平成 12（2000）年には大学の教育研究の特性に十分配慮した第三者評価を行うための専門的な機関としての「大学評価・学位授与機構（現：大学改革支援・学位授与機構）」の創設など、様々な制度改正が行われた。

なお、大学審議会として最後の答申となった「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（平成 12 年 11 月 22 日）」においては、グローバル化時代に求められる人材や、情報通信技術の活用を含めた大学教育の在り方等について提言された。

「21 世紀答申」以降、大学の教育・研究機能への高い期待を背景に、「21 世紀答申」の基本的な考え方を踏まえるとともに、行政改革等の社会の状況変化の影響も受けつつ、国立大学制度や学校法人制度、設置認可、大学院制度といった大学制度の根幹についての根本的な見直しが行われた。この結果、大学制度の基本にかかる構造的な改革が、平成 16（2004）年度から一斉にスタートすることとなった。

（4）高等教育計画

（1）に記載したとおり、「46 答申」を踏まえ、昭和 51（1976）年から高等教育の規模に関する高等教育計画が策定された。5 度にわたって策定された高等教育計画は、各計画において

若干の変遷はあるものの、大枠としては、特に必要性の強い場合においてのみ大学、学部等の新設や定員増を認めることとしており（大学等の新設の原則抑制）、加えて、工業（場）等制限区域や政令市や都市部においては、地域間格差是正の観点から大学等の新設は抑制することとしていた。

その後は、18歳人口の増加に沿って大学、短期大学の新增設が進むこととなり、昭和50（1975）年代から平成初期にかけて大学・短期大学の進学率は37%前後で安定的に推移するとともに、都道府県ごとの進学率の格差は縮小した。

その一方で、昭和60（1985）年頃から18歳人口が急激に増加すること、また、平成4（1992）年をピークにその後急激に減少することを踏まえ、昭和59（1984）年に出された高等教育計画においては、設置認可における原則抑制という方針は維持しつつ、期限を限った定員増（いわゆる「臨時的定員」の措置）を行うことが提言された。この臨時的定員は、当初平成11（1999）年度末で全て解消することとされていたが、平成9（1997）年の最後の高等教育計画では、平成16（2004）年度までの間に、私立大学については臨時的定員の5割程度の恒常的定員化を認める方針を打ち出した。このような臨時的定員の取扱いとともに、平成5（1993）年度以降、18歳人口が急激に減少したことと相まって、大学・短期大学進学率は40%を超えて、ほぼ右上がりに上昇した。現在は58%となっており、全都道府県で進学率が上昇した一方、都道府県ごとの格差は拡大した。

また、従来、高等教育計画として位置付けられてきた答申の最後のものは、「計画」ではなく「将来構想」として位置付けられた。ここには、国が計画を策定し、それに基づいて量的規制を行うという政策方針からの方向転換が表れている。

2. 中央教育審議会への審議会再編後の推移

平成13（2001）年の省庁再編に伴い、大学審議会は、他の多くの審議会同様、中央教育審議会に一元化され、その果たしていた役割は中央教育審議会の下に置かれた大学分科会が担うこととなった。大学分科会では、大学審議会での審議を引き継ぎ、平成14（2002）年に三つの答申を同時に提言した⁵。これらの答申では、①「事前規制から事後チェックへ」という行政全体を通じた流れの下、大学等の設置認可の抑制方針の廃止と第三者評価の義務化、②法科大学院を含む専門職大学院制度の創設が提言されている。

まず、設置認可制度は、大学の教育研究水準や学位等の国際的な通用性等を確保する上で一定の役割を果たしていると評価しつつ、あくまでもこれから行われる教育研究の前提としての枠組みのチェックであり、実際にどのような教育が行われるかについて直接的な保証を行うものではないという面を踏まえ、設置後も含めて大学の質保証システムを確立していく必要があるとされた。より具体的には、国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色ある教育研究活動を展開できるようにするとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備（認証評価制度）することとした。特に認証評価制度は、臨時教育審議会以来志

⁵ 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」「大学院における高度専門職業人養成について」「法科大学院の設置基準等について」（平成14年8月5日 中央教育審議会）

向されてきた大学の評価と大学情報の公表を軸にした高等教育の質の維持・保証システムへ一歩踏み出した大きな改革と受け止められた。

答申を受けて、国による事前規制である設置認可については、より多様で機動的な大学教育の展開を行いうるよう、事前審査が真に必要な場合に限定するとともに、大学設置・学校法人審議会が定めていた詳細で多岐にわたる審査内規については、審査の透明性を高める観点から必要な事項を精選して法令に盛り込むこととして内規を廃止した。また、大学が設置された以降については、設置計画の履行をチェックする設置計画履行状況等調査に加えて、大学の自主性・自律性を尊重しながら恒常的に質を保証する仕組みとして、国が認証する第三者評価機関による評価を定期的に受ける制度を導入した。更に設置基準違反など、違法状態にある大学については、適時適切に是正を行いうるよう、文部科学大臣が改善勧告や報告等を求める措置を取り得ることとした。

また、法科大学院を含む専門職大学院制度は、我が国の大学院が、研究者だけではなく高度専門職業人を育てるためのしっかりとした教育課程を有する「課程制」のスクールの機能を果たせるようになることを目指して、平成 11（1999）年から始まった専門大学院制度をより発展・充実させる方向で提案されたものである。専門職大学院は、平成 15（2003）年から制度化され、現在 119 大学、167 研究科（169 専攻）が設置され、多様な専攻分野に広がっている。既存の修士課程・博士課程との役割分担や、分野の拡大への対応、質の保証など課題は存在するが、「高度専門職業人の養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う」ことを目指した専門職大学院制度の考え方は、その後も引き継がれて今日に至っている。

平成 16（2004）年、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、学校法人制度の改善のための私立学校法改正など、大学の組織運営改革のための制度改正が国公私を通じ出揃った。特に国立大学については、高度な教育研究を担う大学の自律性とそれに伴う自己責任の確立といった観点から、過去何度も法人化が検討されてきたが（「46 答申」でも提言されている）、その実現を見なかつたところ、行政改革、独立行政法人改革が政府全体として進んでいたことを背景の一つとしつつ、法人化を契機とした国立大学の「改革」と「新生」を目指し、平成 16（2004）年に大学の「教育研究の特性」に配慮した形態としての法人化が実現した⁶。国立大学の法人化は、従来、国立大学関係者等から、硬直的、画一的との問題が指摘されていた人事・会計上の規制を撤廃するとともに、学外有識者も参画した学長中心の責任ある意思決定が可能な経営体制を確立した上で、第三者評価や情報発信の徹底を図る等、約 130 年続いた国の行政機関の一部としての国立大学について、「21 世紀答申」で提言された 4 本の改革サイクルを取り入れるものともなった。

（1）「我が国の高等教育の将来像」

「今後の高等教育改革の推進方策について（平成 13 年 4 月 11 日）」の包括諮問に加え、国立大学法人法が成立した際の附帯決議等に「高等教育のグランドデザイン」策定の必要性について言及されていることを受け、中央教育審議会大学分科会では平成 15（2003）年より高等

⁶ 「新しい『国立大学法人』像について」（平成 14 年 3 月 26 日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）

教育の将来像の議論が開始され、約2年間の審議を経て平成17(2005)年に「我が国の高等教育の将来像(平成17年1月28日)」(以下「将来像答申」という。)として取りまとめられた。

「将来像答申」の大きな方向性は、答申の中の「高等教育計画から将来像へ」という文言から端的に読み取ることができる。右上がりの成長期に採られてきた政策手法の終焉に触れた後、「今後は、高等教育の将来像といったものが提示され、各高等教育機関・学生個人・各企業・地方公共団体等がそれぞれの行動を戦略的に選択する中で、高等教育の規模や配置等が決ま」としており、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行が提唱されている。具体的には、高等教育の量的変化への動向として、全体規模の面からすれば高等教育への量的側面での需要はほぼ充足されてきているということに加え、18歳人口の減少に伴い以前の推計よりも2年前倒しで収容力が100%になると推計したが、答申全体の方針を踏まえ、それに対応した計画や規制は示されなかった。その一方で、「ユニバーサル段階の高等教育が真に内実を伴ったものとなるためには、単に全体規模だけでなく分野や水準の面においても、…学習機会に着目した『ユニバーサル・アクセス』の実現が重要な課題」として、今後の新規参入は、個性・特色を明確にしつつ高い質を持ってなされることが重要であるとの方向性を提示している。

なお、「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行は、高等教育の全体規模の面にとどまらず、今後は機関間が個性を競い合うことによって高等教育の質を高めていくという方向性の提示でもあった。

また、大学の機能別分化にも触れている。この問題意識は古くから存在し、「38答申」や「46答申」では高等教育機関の制度的な種別化や大学間の種別化を提案していたが、特に大学間の種別化について、「将来像答申」では固定的な種別化ではなく、保有する幾つかの機能⁷の間の比重の置き方の違い(大学の選択に基づく個性・特色の表れ)に基づいて大学は緩やかに機能分化するとした。加えて、高等教育への支援に関しても、各高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各高等教育機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確化するにしても適切な評価に基づいてふさわしい支援がなされるよう、「多元的できめ細やかなファンディング・システム」が必要であると提案している。

なお、「将来像答申」では、他に「各高等教育機関の教育・研究の質の向上」や「国公立大学の特色ある発展」、「高等教育の質の保証」等について触れており、これらは大きな方向性としては、これまでの大学審議会での議論や、平成14(2002)年の中央教育審議会の答申と軌を一にした提言となっている。

また、「将来像答申」は、大学を「学位を与える課程(プログラム)中心の考え方に再整理」すべきと述べており、その取扱いには以後の中央教育審議会でも継続的に検討され、「グランドデザイン答申」に結びついた。

更に、従来の教員の職の構造の見直し及び講座・学科目制の廃止等、教員組織の見直しを提言し、これに関連する法令改正が行われた。

⁷ 大学の機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)の七つを挙げている。

「将来像答申」は、これまでの答申や制度改正等の流れを踏まえて、高等教育に関して幅広く提言しているが、個々の大学ではなく高等教育全体の構造としてのあるべき姿を想定することに主眼が置かれており、今後の大学教育の在り方や手法等に係る事項については、その後の更なる検討を経て、学士課程教育に関する二つの答申⁸が出されることとなった。

(2) 「我が国の高等教育の将来像」後の課題と成果

設置認可による規制が緩和されたことにより、大学は一層新しい分野への挑戦や機動的な組織改編を行うことができるようになり、認可・届出を合わせた新增設は活発に行われるようになった。一方で、大学設置に求められる基本的な姿勢に欠けていたり、数値基準さえ満たせばよいという意識の低い場合が一部にみられたりして、大学設置・学校法人審議会からは審査方針・基準の見直しや厳正な審査を求める指摘もなされ、対応した見直しも行われつつある。

事後的な質保証である認証評価制度は、大学として備えるべき要件を満たしているかどうかの確認だけではなく、各大学の自主的・主体的な改善を支援し、質の向上を図っていくことが期待されているものであるが、その運用においては、評価に係る作業の負担の軽減を図るべき、適合性の審査が中心となり、大学の主体的な改善システムとの連動が十分でない等の指摘もなされた。そこで、大学内の「内部質保証システム」を重視した評価に見直すなど、改善に向けた取組が行われている。

先に述べたとおり、平成3（1991）年の中央教育審議会答申での設置基準の大綱化、「21世紀答申」での課題探求能力育成のための学部教育の再構築等を受けて、多様な教育研究組織が生まれ、また、多くの大学で教育課程の改革が行われた。その一方で、教養教育が弱体化している、体系的な教育課程の編成には十分につながっていない等の指摘もなされるとともに、教育手法の改善への関心も高まった。

このような状況下で、教育の充実に焦点を当てた「学士課程教育の構築に向けて」及び「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の二つの答申が出された。これらの答申は、それぞれの大学における卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの三つの方針を明確にし、学位プログラムとしての体系的な教育の展開を求めることを提言した。

答申を受け、大学では、ナンバリングやルーブリック、アクティブ・ラーニング等も活用した教育課程の体系化や教育手法の新たな工夫の導入も進められてきている。また、各大学の努力により、教養教育についても、近年充実強化を図る流れも見られる。設置基準の大綱化が狙いとした、大学の自主性による特色ある多様な教育の展開は、更なる実質化の段階を迎えていると言える。

高度な教育研究が一体的な知的探求活動として行われる大学の在り方にとって、大学院の果たす役割は極めて重要である。大学院については、平成17（2005）年に出された答申「新

⁸ 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日 中央教育審議会）、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日 中央教育審議会）

時代の大学院教育（平成17年9月5日 中央教育審議会）」や、その後の累次にわたる「大学院教育振興施策要綱」を通じて、その充実が図られているが、今後の在り方については、更に検討が進められているところである。

また、平成26（2014）年度には、高大接続に関する答申⁹が出され、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革が提言された。これに基づき、平成30（2018）年度から「高校生のための学びの基礎診断」の運用を開始するとともに、2020年度から「大学入試センター試験」に替わり、「大学入学共通テスト」が開始されることとなった。

高等教育の規模については、「将来像答申」では量的側面での需要はほぼ充足してきているとした上で、入学者数が減少する予想の下、高等教育を取り巻く経営環境は厳しさを増すとし、経営改善への支援、経営が困難となった場合の在学者の就学機会の確保について触れている。

結果としては予想を超えて、大学・短期大学の入学者数は横ばいで進んだため、18歳人口がなだらかに減少する中で、進学率はほぼ上昇を続けた。また、予想を超えて大学・短期大学への志願者数が多かったため、収容力が100%を上回るという状況にはなっていない。

また、平成26（2014）年にガバナンスに関する審議まとめ¹⁰が出された。ガバナンスに関する審議まとめでは、学長補佐体制の強化や、学長の選考基準や教授会の役割の明確化等について整理され、これに基づいた所要の制度改正がなされた。

以上、「グランドデザイン答申」の前提という面に重点を置きつつ、これまでの成果と課題を振り返った。高等教育は、世界的にみても、あるときを境に全く新しいものに生まれ変わるという性質のものではない。過去から連綿と続く、先達やそのときの世代が作り上げてきた流れの中で構築され、活性化し、更には次の世代に向けた真剣な取組が実施されていくことで、社会の安定と革新につながる基盤となる。

我が国の高等教育改革には、戦後の新制度への移行や、高度経済成長下での基礎的な在り方の構築、発展期、その後の社会変化等を踏まえ、「計画（規制）」から「構想（策定）」、「ビジョン（提示）」へと進む流れなど、時代の変化の中で形作られた大きな方向性がある。

また、その中で、中央教育審議会答申等のこれまでの提言は、広範多岐にわたっている。既に実現されたり、定着してきているものも多くある一方、道半ばのもの、取組の進展に困難を伴っているものや、追及していくべき長期的目標として提示されているもの等が含まれており、更には社会変化等の中で位置付けが変わると思われるものもある。また、国の政策について提言されているものや、主として高等教育機関の取組に資するものなどが併せて述べられて

⁹ 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成26年12月22日 中央教育審議会）」

¹⁰ 「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日 中央教育審議会大学分科会）」

いることも多い。

それぞれの答申においては、それ以前の政策や取組の蓄積を前提として、時期や状況に応じて重点を置いた提言がなされている。このため、例えば取組が十分でないと思われるものについても、改めてその必要性が強調される場合や、過去の答申に基づいて取組中と整理しているため改めて言及されていない場合もある。いずれにしても、取組や課題はその達成を見るまでの間継続していると考えられる。

「グランドデザイン答申」も同様の立場から、また、諮問に応じて、従来の答申や国の政策、各高等教育機関の取組等の成果や課題との関係を前提としつつ、2040年という22年先を見据えて、逆算的に検討がなされ、重点を置いた提言が行われている。

これまでに答申を通じて繰り返しなされてきた提言と今日の時代変化に応じて提言されている新たな取組や課題が相まって、今後の高等教育の改革の実を結ぶよう、国及び高等教育機関、関係方面の努力が必要となっている。¹¹

¹¹ 本資料の記述は、『我が国の高等教育の将来像』答申の基本的性格と位置づけ（IDE2005年3月号 石川明（文部科学省高等教育局長：当時））及び「規制緩和と質保証」（IDE2018年5月号 板東久美子（日本司法支援センター理事長：当時））を参照している。

(補論 2) 諸外国の高等教育改革の動向

(1) アメリカ合衆国

2006年に公表された連邦教育長官諮問委員会報告書(通称スペリングス報告)は、10~20年先の米国高等教育の将来像を検討し、これに基づく改善への提言を示した。同報告書の検討対象となったアクセス、経費と学費負担、奨学金、学習、透明性と説明責任、革新の6項目は、現在も高等教育政策の優先課題となっている。連邦、州、及び各高等教育機関はこれらの優先課題について、時代の変化に対応した取組が求められるようになってきている。更に近年は、労働需要の将来予測や就職時の学歴要件の上昇等から高等教育の学位・資格取得者に関する目標比率を設定する州が増えている。

1) 高等教育機関の役割と財政負担

カリフォルニア州は、1960年、州立高等教育機関におけるアクセスと研究・教育の質の維持・向上を効率的に実現するため、開放入学制と安価な授業料を特徴とするコミュニティカレッジ、学士・修士レベルの教育を行う4年制大学、研究と博士課程までの大学院教育に重点を置いた研究大学という大学(システム)別の機能・役割を規定した「マスタープラン」を策定した。これ以後、同様の考え方は他州にも広がり、現在ではほとんどの州立機関が上述の役割のいずれかを担っている。

これら州立高等教育機関は元来、広く州民に高等教育の機会を提供するために公財政負担により授業料を低額に設定してきたが、規模拡大や州財政の逼迫により、近年は多くの州立機関で授業料の引上げが続いている。一方で、労働需要の変化から高等教育の重要性が増しており、クリントン・オバマ両民主党政権はコミュニティカレッジを中心とするハイスクール卒業後2年間の教育を全ての人々が履修する必要を訴えた。このような状況の下、一部の州では州立機関における準学士課程や学士課程を公財政の負担により無償化する取組を始めている。

例えば、テネシー州(2014年)やオレゴン州(2015年)は州内学生を対象にコミュニティカレッジの授業料を無償にする取組を開始した。さらに、ニューヨーク州(2017年)では4年制大学を含む全ての州立機関の学士課程を、ミシガン州(2017年)では一部の4年制大学の学士課程を対象とする無償化措置が導入された。実現に至らなかったものの、オバマ政権も連邦と州のマッチングファンドによるコミュニティカレッジ無償化策を提案した。

2) 情報公開の推進

ただし、上述の例を除いて、ほとんどの州立及び私立の高等教育機関では授業料の値上げが続いており、現在、4年制大学の平均額は州立で8,543ドル、私立で2万6,740ドル(いずれも2014年)に達している。多くの学生は、これを連邦政府

の貸与奨学金等で賄っているが、卒業後の高額な負債や返還を困難にする就職難が社会問題となっている。このため、連邦政府は各高等教育機関に関する情報の公表を通じて、授業料引上げの抑制や学生の大学選択の支援を図っている。

例えば、連邦教育省は「高等教育機会法」(2008年)に基づき、インターネット上に専用ポータルサイト(College Affordability and Transparency Center)を開設し、所在地や在学者数、学位授与数など個別大学の基本情報検索サイト(College Navigator)や高額・低額授業料の大学リスト(College Affordability and Transparency List)、各州の高等教育予算前年度比推移(State Spending Charts)などの情報にアクセスできるようにしている。2013年に開設された専用サイト(College Scorecard。上記専用ポータルサイトからのアクセスが可能。)は大学名や学位・専攻のほか、卒業後の就職先や年間学費、卒業率、連邦貸与奨学金の債務不履行率や平均返還額など、進学希望者の大学選択支援に焦点を当てた内容となっている。2015年には、卒業生の平均年収や連邦貸与奨学金の返還完了者の比率などの情報が追加されたほか、モバイル機器対応デザインが採用されるなど、同サイトの機能強化が図られている。

3) 革新的な取組と質保証システムの対応

学費負担の軽減やアクセスの確保とともに注目されているのは、MOOCや「コンピテンシーに基づく教育」のような革新的な取組と、これら新しい取組への質保証システムの対応である。米国における質保証システムとして第一に挙げられるのは、連邦奨学金事業の利用要件にもなっている、高等教育機関が相互に価値を評価する accreditation (以下「適格認定」とする。)であるが、評価者と被評価者がいずれも高等教育機関関係者であるため評価の厳格さを損なわれる可能性があること、伝統的な大学を前提として確立した制度であるため革新的なアプローチに対して消極的であることなどが問題点として指摘されてきた。これらを解消する取組が連邦政府や適格認定団体自身によって行われている。

例えば、連邦教育省が2015年から開始したEQUIP(Educational Quality through Innovative Partnership)と呼ばれる事業は、低所得層の学生に就職に有利な知識・技能を習得させることを目的として、伝統的な大学とMOOCなどの非伝統的な教育提供者とのパートナーシップの下で学ぶ学生に連邦奨学金の利用を認めるものである。パイロット事業であり、パートナーシップの数は8件に限られているが、特徴的なのは、各パートナーシップが取組の有効性を評価するために第三者機関を質保証機関として参画させている点である。パートナーシップの一つには適格認定団体の全国協議会(CHEA)が質保証機関として参加している。また、EQUIPにみられるような新たな取組に対応するため、地域適格認定団体では重要変更事項への対応マニュアル等を作成するようになっている。

4) 高等教育に関する「達成目標」の設定

知識基盤型経済や技術革新が主導する経済の進展を背景とする労働需要の変化

に伴い、入職時の学歴要件が上昇している。大学の研究機関の分析によれば、2020年には全米の労働需要の65%が高等教育水準の学位・資格を必要とするものになるという予測もある。このため近年は、「2030年までに25～64歳人口の60%が学位や中等後教育水準の資格を取得しているようにする」（アリゾナ州）というように、高等教育水準の資格・学位取得者の目標比率を「達成目標」(attainment goal)として設定する州が増えている。こうした州の動きを先導する民間の高等教育関係団体によれば、2017年には全米50州のうち41州が「達成目標」を設定しているという。これらの州では目標の達成に向けてAPプログラムのようなハイスクール段階における高等教育水準の教育機会の提供やメンター制度等の履修継続支援などの取組が実施されている。

(2) イギリス

1992年継続教育・高等教育法により、大学とポリテクニク（高等専門学校）から成る二元的な体制をポリテクニクの大学昇格によって一元化を図る、高等教育の規模拡大方針が打ち出された。これにより大学進学率は、1990年には約30%であったものが、2015年には60%を超えるまでに上昇したが、大学進学者の増大は政府の高等教育財政を逼迫させることとなった。このため、政府は授業料無償方針を転換し、1998年から授業料徴収を認めるとともに、2006年には準政府機関として設置された学生ローン管理運営機関（SLC）が授業料ローンを開始し、ローンを基礎として大学を維持する高等教育財政の仕組みが形成されていった。

こうした仕組みを確立していく過程において、政府から大学への公財政の配分方法の見直しが課題となっている。また、規模拡大が進められる一方で、教育の質を向上させるとともに、社会的流動性を高めるための施策も模索されている。

1) 政府による規模拡大方針

1992年継続教育・高等教育法が成立し、1992年以前に設置されていた、いわゆる旧大学とポリテクニク（高等専門学校）で構成される従来の二元的な高等教育制度を、ポリテクニクの大学昇格によって一元化することにし、大学数が飛躍的に伸びることとなった。その後も政府は高等教育の規模拡大策を推進し、2011年公表の高等教育白書『高等教育を中心に学生を置く』において、入学定員管理を弾力化する方向を打ち出した。2012年にはイングランドにおける補助金配分機関である「イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）」（当時）がイングランドにある大学の定員管理の弾力化を段階的に進めていった。さらに、財務大臣による2013年の秋季財政演説において、2015年度以降大学の定員管理を全面的に廃止し、定員については全て各大学の判断とすることが発表された。

2) 高等教育機関の役割と財政負担

イギリスでは従来大学進学率が低く、給付型の奨学金制度によって、大学生に対する授業料負担は原則求められてこなかったが、緊縮財政や学生数の増加、奨学金

に係る財政負担が要因となり、近年、奨学金制度の見直しが図られるようになってきている。

1998年度から1,000ポンドを上限に大学による授業料徴収が認められるようになり、2006年度には上限3,000ポンドまで引き上げられるとともに、全専攻一律の授業料設定も撤廃された。以後も上限額の引上げは続けられ、2012年度には上限9,000ポンド、2017年度には9,250ポンドとなっている。このような現状に対し、1990年から運営を開始していた学生ローン会社（SLC）が、高騰する授業料の支払を支援しており、特に2012年度以降は、学生は在学中、政府によるローンによって授業料を支払い、卒業後に一定の所得を得るようになった後に所得に応じて返還する「授業料後払い制」が徹底されるようになった。

授業料の引上げと学生ローンの仕組みの確立及び拡充を通じて、高等教育に関する国の公的補助は、機関補助から授業料支援（学生ローン会社を通じた授業料ローン）による個人補助（受益者負担）へと転換してきている。それに伴い、高等教育の質の維持・向上や運営交付金配分方法の見直し等を目的とする2017年高等教育・研究法が制定された。これにより2018年4月から、従来運営交付金配分業務を担ってきたHEFCEが廃止され、HEFCEの役割のうち、主に教育補助金については、学生局（OfS）が、主に研究補助金については、英国リサーチイノベーション機構（UKRI）内に組織されたリサーチイングランド（RE）に配分業務が移管された。こうした体制の変更により、大学教育の質保証の強化や、より効果的かつ効率的な研究費支援が期待されている。

3) 質保証システムについて

2016年5月、高等教育を所管していた当時のビジネス革新技能省（現在は、ビジネスエネルギー産業戦略省に改編）が、教育の質、社会的流動性、及び学生の選択の改善をキーワードとする高等教育白書『知識基盤型経済で勝ち抜くために』を公表した。同白書では、▽進学困難地域からの高等教育進学者を更に増加させ、社会的流動性を一層高める、▽高等教育市場への参入を容易にして学生の選択の幅を広げる、▽イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）と入学調整局（OFFA）を統合してこれらの施策を促進する、▽高等教育の質と情報の普及を一層高めるために、学生満足度、留年率、就職などの教育評価の枠組み（高等教育改善評価枠組み（Teaching Excellence Framework: TEF））を新たに設ける、が提案された。

現在、高等教育における質保証の面で大きな役割を果たしているのは1997年に設立された非政府機関である高等教育審査機関（QAA）であるが、白書で提案されたTEFはQAAが実施する主にレビューとしての教育評価とは異なり、イングランドの大学にインセンティブを持たせる新しい評価システムである。学生局（OfS）が実施するTEFの評価結果では、現在試行段階であるが、評価基準に照らして高等教育機関が金賞、銀賞、銅賞に等級分けして示され、一定基準を満たした大学に限定して授業料の値上げが認められる。また、大学進学を希望する生徒の大学選択の判断材料としても役立つものとなっている。2018年現在、イングランドのみで

義務とされており、他の3地域(ウェールズ、スコットランド、北部アイルランド)については、各地に導入の選択権が委ねられている。

(3) ドイツ

ドイツでは、近年の大学進学熱に加え、各州における8年制ギムナジウムの導入・普及あるいは9年制ギムナジウムへの回帰、また満18歳以上の男子に課せられていた兵役の停止により急増する大学入学志願者を、いかに適切に高等教育機関に受け入れていくかが問題となっている。他方で、国際競争に対する意識の高まりとともに、高等教育の質の維持・向上が重要な課題として認識されるようになった。このような高等教育の量的拡大と質の維持・向上の問題に、連邦政府や各州政府は、各高等教育機関の学生の受入れ規模を調整し拡大することで、他方で高等教育界に競争的な環境を醸成するとともに、質保証のシステムを開発・導入することで対処してきた。

1) 大学の量的規模の拡大と質の維持――「大学協定 2020」

長期在学者の増大と大学進学熱の高まりに加え、近年、従来の9年制ギムナジウムの卒業生と新制の8年制ギムナジウムの卒業生が一度に進学する状況がしばらく続いたことや、満18歳以上の男子に課せられていた兵役が2011年7月をもって停止されたことにより高等教育人口の急増し、大学入学資格(アビトゥア)を優秀な成績で取得しても希望する学修課程に入れないといった問題が生じるようになった。こうした状況を前に、連邦と各州は、高等教育機関の学生定員の拡大と大学教育の質の向上に際して連邦が州を財政的に補助することを定めた「大学協定 2020」を締結し、▽学生定員の追加的な創出、▽大学の研究プロジェクトに対する追加的な財政支援、▽学修条件と大学教育の質の向上、の3つを柱に諸策を講じてきた。

これにより、大学入学者数は2015年には2005年時よりも4割増となり、とりわけ応用的実務志向型の高等教育を提供する専門大学は78%と顕著な増加率を示した(伝統的な研究重点大学である総合大学は25%増)。また、受入れ定員の拡大により、入学制限を行う学修課程の割合が、2005年度には64%であったのが2010年度には52%、2015年度には47%へと減少した。加えて、学生数の増加に合わせて教員数が2005年と比べて2015年は24%増、大学教授全体に占める女性の割合も、同様に14%から23%へと上昇した。

2014年10月には、最後となる第3次「大学協定」が締結され、2005年比最大約76万人分の定員をもたらすため、連邦と州は2023年まで共同で予算措置していくこととなった。2007～2023年の全期間の負担総額は、連邦が202億ユーロ、州が183億ユーロに上る予定であるが、2018年3月に発足した第4次メルケル政権は、同協定を継続して維持し、そのための連邦の予算を恒常化することを表明している。

2) 高等教育分野における連邦の恒常的な財政支援――基本法の改正

2006年の連邦制度改革により、連邦は大学外の研究機関に対しては機関レベルで助成することが認められている一方、高等教育分野における連邦の関わりは、全州の同意を前提に、「高等教育のためのエクセレンス構想」「大学協定2020」「女性教授プログラム」といった特定のテーマを有するプロジェクトに期限付で財政支援することに制限されてきた。しかし、国際競争が激化する中で教育、特に高等教育に関して地域を越えた取組が多く求められるようになったものの、州単位では十分には対応していけないとの声が多方面から上がり、2014年12月、連邦の憲法である基本法の改正により、連邦は地域を越えて意義のある高等教育関連の計画を恒常的に助成していけるようになった。これによって、従来は連邦が65%、州が35%負担していた連邦教育助成法に基づく奨学金(BAföG)の経費を、2016年度からは連邦が100%負担することとなった。

3) 大学間の競争を通じた質の向上――「エクセレンス構想」／「エクセレンス戦略」

ドイツでは伝統的に、大学入学資格(アビトゥア)を有する全ての者に、どの高等教育機関においても同質の教育と研究機会を提供することが保証されてきたが、国際競争に対する意識が高まる中、連邦と各州の共同先端研究助成プログラムとして「エクセレンス構想」が2005年に立ち上げられた。これは、卓越した高等教育機関に研究費を重点配分するもので、これまで、「大学院」「エクセレンス・クラスター」「将来的構想」の3つのプログラムにおいて選ばれた大学や研究チームが助成されてきた。

同プロジェクトが2017年に終了するに当たっては、第2次「エクセレンス構想」がドイツの学術システムに与えた影響などが、▽総合大学の専門分化、▽総合大学のガバナンス、▽学生数と大学教育の質、▽若手研究者、▽学術システムへの総合大学の融合、▽国際化、の6つの視点から国際的な有識者らによって分析・評価された。評価結果においては、「エクセレンス構想」の成果が高く評価されつつも、研究者のキャリアパスの形成や、資格取得及び労働・雇用の条件といった点については問題を解決したどころか、むしろ深刻化させたと批判がなされている。

これを受け、2017年からは、後継事業として「エクセレンス戦略」がスタートし、「エクセレンス・クラスター」と「エクセレンス大学」の2つのプログラムの下で選ばれた大学及び研究チームが、2019年1月から助成を受けることとなった。同プロジェクトの資金(初年度8,000万ユーロ、2018年度以降は年間総額5億3,300万ユーロ)の75%を連邦政府が、25%を助成対象に選ばれた大学が置かれた、あるいは研究チームの拠点が置かれた州が負担することとなっている。第4次メルケル政権は、同プロジェクトにより、国内のトップレベルの研究者をドイツにとどめるとともに海外のトップレベルの研究者を獲得したいとしている。

4) 質の保証と情報の公開ーアクレディテーション制度

欧州連合 (EU) のエラスムス・プログラムやボローニャ・プロセスによる国境を越えた人的移動を促進する動きを背景に、ドイツでも 1998 年より国際的に通用度の高い学士・修士の学修課程の導入が始まった。それから 20 年近く経った 2017 年度冬学期、この新たな課程の普及率は、学士、修士合わせて総合大学で 88.2%、専門大学で 99.1%に上る。

従来、伝統的な学修課程については、各大学が各州文部大臣会議によって定められた大綱試験規定に従って専攻課程ごとに試験規定を設け、学位の水準を維持してきた。しかし、この新たな課程の質の維持については、大綱試験規程を作成せず、替わって課程の質を認定するプログラム・アクレディテーション制度を導入することで質の維持が図られることとなった。これにより、州立大学も私立大学も学士・修士課程の新設・改組に際してはプログラム・アクレディテーションが行われており、州によっては、それまでは州が独自に行っていた私立大学の設置認可の条件にもなっている。なお、アクレディテーションを受けた学修課程は、専用ポータルで公表されている。

(4) フランス

フランスでは、高等教育入学資格であるバカロレアの取得者が年々増加 (同一世代におけるバカロレア取得者の割合は 1990 年には 43.5%であったが 2018 年は 79.9%に達している) する中で、高等教育に進学した学生をいかに学位・資格の取得に至らせ「成功」させるかが課題となっている。高等教育においては、▽学業の成功が社会的出自により左右されること、▽学士課程における高い落第率 (第 2 学年に進級するのは約 4 割)、▽バカロレアの種類による進学機会の不平等などが問題となっている。こうした状況を改善するため、政府は 2017 年 10 月、「学生計画」を発表し、その法的裏付けとして 2018 年 3 月に学生の進路及び成功に関する法律が制定された。同計画では、大学入学制度の改革、進路指導や学習支援の充実、また学生生活の条件を改善することを中心に、全ての学生が高等教育に進学するだけでなく、「成功」することを目指した施策が打ち出された。出自や取得バカロレアの種類にかかわらず、学生を「成功」させ、若者の取得する資格レベルの引上げを図ることが目指されている。

1) 大学入学制度改革

高等教育は、大学をはじめ、グランゼコール、短期高等教育機関など多様な機関で行われているが、このうち大学は、原則として全てのバカロレア (中等教育修了資格及び高等教育入学資格を併せて認定する国家資格) 取得者に開かれたものとして、無選抜で受入れが行われている。ただし、従来の大学入学者の受入れ制度では、定員を超えた場合はコンピュータによる抽選により入学者が決定されていた (抽選に外れた生徒は、順次希望順位に基づき同様の方法により進学先が決定する)。このような受入れ制度により、進学希望先に受け入れられず不本意な学部・

課程に進んでいる学生や、進学したものの、大教室での講義できめ細やかな指導を実施することが少ない大学環境の中で挫折する学生も多くみられるのが課題であった。

「学生計画」に基づき、2018年度から、抽選の廃止を含めた入学制度の改革が行われ、定員を超える学部・課程における入学者の決定に当たっては、応募者の履修計画、動機、知識・技能及び履修課程の特徴等が考慮されることとなった。また、バカロレア取得者が前年比約2万1,600人増となり、高等教育進学希望者が拡大する中で、学生が自ら選択した進路を選択できるよう、志願者の多い学部・課程を中心に、2018年度は高等教育機関の定員は前年から約3万人増やされた。

2) 進路指導・学習支援の充実

「学生計画」では、リセ（高校）から高等教育への円滑な接続を図るため、進路指導及び学習支援の充実を図ることとされている。リセ最終学年では、生徒の進路構築を個別に支援するために学級担任教員を2人配置することや、全ての生徒に対して2週間の進路支援オリエンテーションを実施すること、また中等教育段階と高等教育段階の連携の強化や大学生等によるリセの生徒に対する支援などが計画されている。高等教育においては、学士課程を通じて、学生の多様性及び特性を考慮しながら、一人一人のニーズに応じた学習支援を実施することや柔軟な履修方法を可能とすることなどが示されている。

3) 高等教育への平等なアクセス

バカロレア取得者が拡大したものの、教育制度に関する情報を得ている者や恵まれた社会階層の者がグランゼコール準備級や医学教育へ進学する割合が高い状況がみられる。また、専門性や職業を重視する短期高等教育課程は、技術バカロレアや職業バカロレア取得者に向けた課程であるが、これらのバカロレア取得者の進学率が低い。「学生計画」では、アクセスの平等を図るため、奨学金受給生の受入れの最低割合を定めることや技術バカロレア及び職業バカロレア取得者の受入れを更に奨励するための学習支援等の取組が示されている。

4) 情報公開

生徒・学生の進路選択を明確にするため、2013年高等教育研究法においては、高等教育機関が、学位・資格取得率及び取得後の就職に関する情報を公表することが規定された。生徒・学生は、高等教育に進学する際、又は上位課程に進学する際、これらの情報を得ることが義務とされた。

5) 学生生活支援

① 学生の経済負担の削減

国立大学は原則無償であり、学生納付金は毎年度の学籍登録料及び学生健康保険料となっている。毎年省令で定められる学籍登録料は、これまで引上げ額が抑制又

は据置きされていたが、2018年には引下げが行われた（2018年の学籍登録料：学士課程170ユーロ、修士243ユーロ、博士380ユーロ）。「学生計画」に基づき、学生健康保険料（2017年度は217ユーロ）は2018年度から廃止された。また、学士課程1年目で希望する大学・課程に進学できなかった学生で、地理的な移動を伴う大学に登録する者を対象とした移動手当が導入された。

② 学生生活の充実・学生宿舎の拡充

「学生計画」では、これまで学生生活における諸活動のために徴収されていた各種納付金（予防医療、学生活動、任意の文化・スポーツ活動費）が「学生生活及びキャンパスのための納付金（CVEC）」として一本化された（2018年度は90ユーロ。奨学金受給生は免除）。これは、学生の生活及びキャンパスにおける活動のために使用され、大学に保健センターが設置されるほか、大学におけるスポーツ及び文化活動は全ての学生に開かれたものとなる。また、2018年9月に政府が発表した「学生宿舎6万戸計画」の下、2022年までに6万戸の学生宿舎が新たに建設される予定となっている。

(5) 中国

経済・社会が急速に発展している中国では、その発展に貢献する高度人材を育成するため、教育改革を進めている。その方向性は、21世紀の知識基盤型社会に対応するため、高等教育人材の規模を拡大し、「人的資源大国」を目指した1999年から2010年までの第1期、規模の拡大から質の向上に政策の重点を移し、「人的資源強国」を目指した2010年以降の第2期に分けられる。ただし、近年では、「一帯一路」「中国製造2025」「インターネット+」等の政府の発展戦略に基づいて高等教育人材が以前にも増して必要とされており、高等教育の質を向上させるための各種施策が実施されている。

1) 高等教育の規模拡大

21世紀の知識基盤型社会やグローバル社会への対応を見据えて、高等教育人材の規模拡大を目指した政府は1999年より、高等教育の規模拡大策を実施した。既存の高等教育機関の規模拡大とともに短期高等教育機関の4年制大学化や私立大学の新設が進み、1999年当時、10.5%であった高等教育総在学率は、2009年に24.2%に達するなど、2倍以上拡大した。2010年に公表された2020年までの教育中長期計画では、2020年における高等教育総在学率を40.0%と計画していたが、同目標を2015年に前倒しで達成し、2017年現在では45.7%となった。

こうした急速な規模拡大を支えたのは、公立及び私立大学の増加である（2002年の機関数は国立111校、公立1,154校、私立131校であったが、2017年は、国立119校、公立1,766校、私立746校となっている）。もともと中央政府の各部・委員会と省レベルの政府によって管理されていた高等教育機関は、1990年代半ばから始まる管理体制改革により、ほぼ教育部が管理することとなるとともに、多くの

高等教育機関が地方に移管されるか中央と地方との共同管理となり、高等教育機関の再編の中で公立大学の規模が拡大していった。同時に社会経済の発展による人材不足の中で、民間の資金を利用した高等教育の必要が高まり、私立大学の設置が進むとともに、国公立大学が民間の資金を利用して別組織の大学を建設する「独立学院」の設置等が進み、私立大学の規模が拡大した。

中国の高等教育機関は、国立は国レベルで貢献する人材の育成、公立は地方の社会経済の発展に貢献する人材の育成、私立は地方のより実践的な分野で経済社会の発展に貢献する人材の育成を担っている。財政負担については、国公立は政府の財政投入が機関の収入の5割を占めるが、私立は授業料等の事業による収入が財政収入の9割近くを占め、政府からの投入はほとんどない。

2) 国公立機関に対する法人格の付与と質保証システムの導入

経済社会の発展に伴う高等教育人材の需要が拡大する中、1998年に高等教育法が制定され、国公立の高等教育機関に「法人格」が付与されることとなった。同法制定により、高等教育の自主権が拡大された。また、非効率な高等教育機関の管理体制を改めるため、中央所管機関の地方政府への移管が1990年代半ばから開始され、2000年までにほぼ完成した。

自主権の拡大と地方所管大学の増加等に対応した質保証システムが必要になった政府は、1994～2002年にかけて254校に対する実験的な大学評価（学部の教育の質に関する評価）を実施した後、2003～2008年にかけて5年周期の大学評価第1ラウンドを開始し、589校を評価した。2011年からは第2ラウンドの評価が実施された。

3) 拠点校の設定による質の向上

高等教育の質を向上させるための政策が1990年代半ばから行われており、100校前後の特定大学及び一部の学科へ重点投資を行う211プロジェクトを1996年から、世界トップレベルの大学づくりを目指して一部の大学に重点投資をする985プロジェクトを1998年から、高等教育機関、科学研究機関、企業等が連携した協同的イノベーションを積極的に推進する「2011計画」を2012年から、世界ランキングで常に上位に位置する世界一流レベルの大学や学科（「2つの一流」）を構築するための取組を2016年から実施している。

そのほか、「一帯一路」政策と連動した留学生受入れなどによる国際交流、「中国製造2025」に対応したワシントン協定参入等による技術系人材育成、「インターネット+」政策に対応したAI人材育成推進計画による高等教育の質の向上が図られている。

4) 情報公開

高等教育の規模拡大に伴う質保証や財務の健全性の観点からも情報公開が重視されており、2010年4月教育部は「高等教育機関情報公開規程」を発表し、機関

の発展計画や年度計画、学生募集や学生管理、施設・設備の状況、学生支援、研究者や職員の管理、財務管理体制や収支状況、入札状況などの12項目について情報公開の方針を規程した。

(6) 韓国

2000年代以降、大学構造改革が引き続いている。近年では、大学評価と連動した定員削減施策が一部緩和されるなど、政府の硬軟織り交ぜた対応がみられたものの、低評価大学を「締め出す」政策方針に変わりはない。もう一つ社会の注目を集めたのが、入試改革計画である。大学修学能力試験の評価方法の改革案が示されたが、受験生側の批判の高まりを受けて政府が案の見直しを迫られるなど、改革をめぐる動きは終始混乱した。そのほか、高等教育における職業教育について、専門大学を中心に改革・改善計画が発表され、引き続き重点政策課題に位置付けられている。学生の経済的負担の緩和をめぐっては、給付・貸与奨学金制度の充実が引き続き取り組まれているが、新たな動きとして大学入学金の廃止・縮小が推進された。

1) 大学の構造改革

① 大学構造改革への動き

大学構造改革は、大学や学部の特性化や統廃合を進める施策として、関連する計画の随時策定を経ながら、10年以上にわたって続いている。一連の計画に基づき、2004年から2014年までに50校が25校に統合され、7校が廃止された。背景には少子化があり、18歳人口が2023年に2013年より25万4,000人少ない43万3,000人になることが予想されており、政府は2023年までに大学の定員を16万人削減する計画を策定した。

② 大学評価と連動する支援事業

2017年11月、従来の大学構造改革の方針を改訂する「2018年大学基本能力診断推進計画」と「大学財政支援事業改編計画」が同時に発表された。同計画の骨子は、評価結果の基づく定員削減措置を縮小するとともに、政府の大学支援事業との連動方法について改善を図ることである。ただし新たに導入された基本能力診断で最低評価を受けた大学は、政府の財政支援事業や奨学金事業の対象から外されるなど、低評価の大学を「締め出す」政策の基本的な方向性に変更はない。2018年に公表された基本能力診断結果では、診断対象の323大学のうち、116の大学が定員削減などの対象となった。

③ 質保証システムの改善と情報公開

大学の質保証システムは、情報公開と自己点検評価、第三者機関による認証評価を基本とする。特に情報公開では、2008年11月、「教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令」が制定・施行され、2007年5月に制定された「教育関連機関

の「情報公開に関する特例法」が定める学校情報の公開に関する法的整備が完了した。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられた。2018年現在、14領域62指標の情報公開が義務付けられている。2014年からは、私立大学の財政・会計に関する5段階評価指標も公開されている。

2) 大学入試制度改革

2015年から新たな教育課程が学校現場に適用されたことに合わせ、大学入試改革が進められている。教育省は、2018年8月17日、改革案をめぐる混乱が続いていた2022年度（実施は2021年）大学入学試験の改革案を確定した（2018年現在の中学校3年生に適用）。改革案では、大学修学能力試験による選抜を30%以上にすることを推奨することが示され、同割合を競争的資金の公募条件と連動させることを発表した。大学修学能力試験とは別に各大学が実施する個別の面接や実技、論述テストによる選抜の比重を減らし、受験生の負担を軽減することが目指されている。

3) 財政負担

大学入学金の縮小・廃止の動きが強まっている。2017年8月、国公立大学総長協議会は、授業料とは別に徴収していた入学金の制度の廃止を決定した。さらに、同年10月には、私立大学総長協議会でも、入学金のうち入学手続などに実際に掛かる経費を除いた額を段階的に削減していく方針に合意した。一部の私立からは反発も出ているが、国は、入学金削減による収入の縮小に、国庫財政支援を拡大することで補てんする方針を示している。

奨学金制度は2018年に生活保護受給者を対象とする給付型奨学金制度が導入されて以降、拡大の一途を辿っている。既存の制度を再編する形で2012年に導入された国家奨学金制度は、より幅広い層を対象に、所得水準に応じた奨学金を給付してきた。2018年2月に発表された「2018年国家奨学金運営の基本計画」では、一部の所得層に対する大学の給付型奨学金の給付額を引き上げることや低所得層や障害のある学生を対象とする成績基準の緩和や廃止などが示されている。

4) 専門教育の強化

職業教育の国際化に重点を置き、留学生の誘致や韓国人学生の海外就職、第4次産業革命で求められる知識・技能の育成するプログラムを支援する補助金事業である「世界的水準の専門大学育成事業（World Class College）」や特定の産業や地域と連携したプログラム開発を支援する「特性化専門大学育成事業（Specialized College of Korea）」などを通して、高等職業教育機関としての専門大学の機能を高めるとともに、より優れたモデルの開発・普及を進めている。また専門大学では、National Competency Standards (NCS) に基づくカリキュラム改善を推進している。

用語解説

●略語（アルファベット順）

ASEAN+3学生交流と流動性に関するガイドライン

質保証を伴う学生交流のための基本的枠組みを提供し、ASEAN+3各国の高等教育制度の発展促進を目的として、域内を対象とする国際学生交流プログラムに盛り込まれるべき要素や、学生に対して情報として伝達すべき事項等を定め、プログラム構築や実施において参考とすべき指針を提示するもの。2016年5月26日に開催された第3回ASEAN+3教育大臣会合において承認された。

CAP制

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

我が国の大学制度は単位制度を基本としているが、大学設置基準上1単位の授業科目は、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する内容をもって構成することとされている。また、教育課程については各授業科目を各年次に配当して編成するものとされている。これらを前提に、大学の卒業要件は大学に4年以上在学し124単位以上を修得することとされている。

しかしながら、学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から、学生が過剰な単位登録をして、3年で安易に124近くの単位を修得し、結果として標準45時間相当に満たない学修量で単位が認定されているという現象が生じたことから、平成11年に、大学設置基準第27条の2第1項として、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」と規定された。

GPA

Grade Point Averageの略。学生の成績評価については、各設置基準において、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対して成績評価の基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に則して適切に評価を実施することが要求されている。GPA制度は、客観的な成績評価を行う方法として大学に導入されているもので、一般に授業科目ごとに5段階（例：A、B、C、D、F）で成績評価を行い、それぞれ4から0のグレード・ポイントを付し、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を卒業などの要件とする制度。

ICT

Information and Communication Technologyの略。

Internet of Things (IoT)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというものである。これにより、製品の販売にとどまらず、製

品を使ってサービスを提供するいわゆるモノのサービス化の進展にも寄与する。

IR (インスティテューショナル・リサーチ)

Institutional Researchの略。高等教育機関において、機関に関する情報の調査及び分析を実施する機能又は部門。機関情報を一元的に収集、分析することで、機関が計画立案、政策形成、意思決定を円滑に行うことを可能とさせる。また、必要に応じて内外に対し機関情報の提供を行う。

MOOC

Massive Open Online Courseの略。大規模公開オンライン講座。学士課程又は大学院課程レベルの授業科目をオンラインで対価なしにウェブ技術を活用して同時に大量の学習者に提供し、その学習履歴を記録することができるプラットフォーム。MOOCによって提供される授業科目の履修は、修了証の発行、単位としての認定などの形で既存の高等教育制度と整合的に扱われる場合もあるが、その位置付けは確定していない。

OECD

Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略。経済協力開発機構と訳される。①世界経済の発展に貢献すること、②経済発展の途上にある地域の健全な経済成長に貢献すること、③世界貿易の拡大に寄与すること、の三つを目的とする。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

Society5.0

サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) 。

狩猟社会 (Society 1.0) 、農耕社会 (Society 2.0) 、工業社会 (Society 3.0) 、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

●カナ (50音順)

アクティブ・ラーニング

大学等におけるアクティブ・ラーニングとは、一方向性による知識伝達型の学習方法ではなく、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習

等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

アセスメントテスト

学修到達度調査。学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等により学生の知識・能力等を測定する方法の総称で、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されているCLA, ETS®Proficiency Profile, CAAP, ETS®Major Field Tests等がこれに当たる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年・高学年双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々人の能力を判定するものとは異なる。

インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

科学技術基本計画

平成7（1995）年に制定された「科学技術基本法」により、政府は「科学技術基本計画」（以下基本計画という。）を策定し、長期的視野に立って体系的かつ一貫した科学技術政策を実行することとなった。これまで、第1期（平成8（1996）～12（2000）年度）、第2期（平成13（2001）～17（2005）年度）、第3期（平成18（2006）～22（2010）年度）、第4期（平成23（2011）～27（2015）年度）、第5期（平成28（2016）～2020年度）の基本計画を策定し、これらに沿って科学技術政策を推進してきている。

学位プログラム

大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。

学士力

平成20（2008）年12月24日の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において提言された学士課程共通の学習成果に関する参考指針。学士課程修了者が身に付けていることを期待されている能力として定義され、4分野13項目から構成されている。

学生／教員比率

当該機関における教員1人当たりの学生数。

学部

大学において学生や教職員が所属し、特定の学問領域ごとに教育研究を実施する基

本的組織。学科により構成される。なお、大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、例えば学際的・総合的な教育研究の実施に対応するため、学部に代えて「学部以外の基本組織」（例：学群、学系、学類）を、学科に代えて「課程」を置くことができる。

ガバナンス

高等教育機関内における組織・運営体制を示す総称。高等教育機関の教育研究等に関する目的の最大化のために、教学面と経営面それぞれに係る構成員及び内部組織の役割と責任の配分について方針を定め、意思決定プロセスの確立を図ること。高等教育機関を取り巻くステークホルダーとの関係を明確にし、公共的な存在として期待される役割を適切に実行するための内部の組織化と意思決定を図ることも含意する。

機関別評価

大学等の機関単位で実施する認証評価。対象機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価する。大学、短期大学及び高等専門学校は7年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。

キャリアパス

キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学習歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくかの経路を示したもの。

教育研究評議会

国立大学の教育研究に係る重要事項を審議する、国立大学法人に必置の機関。学長、学長が指名する理事、学部等の長などで構成される。

教学マネジメント

大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「三つの方針」）に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要である。

経営協議会

国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する、国立大学法人に必置の機関。学長、学長が指名する理事及び職員、学外の有識者で構成される。国立大学法人等の運営に学外者の意見を的確に反映するとともに、学長等の意思決定を支えるために審議を行うことを通じて、学長等が適切な意思決定を行う上で重要な役割を果たすことが期待されている。なお、構成員の過半数は当該大学の役員又は職員以外の有識者から選出しなければならない。

経営指導強化指標

学校法人を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営悪化傾向にあるものの、直ちに適切な経営改善に取り組めば改善の余地があるという状況の目安となる指標。具体的には①貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3か年の決算で連続マイナス、を設定。学校法人運営調査委員会においては、経営指導強化指標への該当状況等を勘案した上で、経営基盤の安定確保が必要とされた学校法人については、3年程度を目安に経営改善の実績を上げるよう、きめ細かい集中的な指導を行う。

研究科

大学院における教育研究上の基本となる組織。研究科の下には複数又は単一の専攻が置かれる。なお、研究科における学問分野の垣根を越えた学際的・総合的な教育研究の実施に柔軟に対応するため、研究科以外の教育研究上、基本となる組織を置くことができる。（例：〔教育組織〕教育部、学府、〔研究組織〕研究部、研究院）

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）

ユネスコの枠組みの下、平成23（2011）年11月に東京で開催された国際会議において採択された規約であり、平成30（2018）年2月1日に発効した。締約国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定。我が国は、平成29（2017）年12月6日に本規約を締結した。（平成30（2018）年12月1日時点の締約国はオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン市国※パーマネントオブザーバー）

高度専門職業人

「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

コースワーク

学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

質保証

高等教育機関が、大学設置基準等の法令に明記された最低基準としての要件や認証評価等で設定される評価基準に対する適合性の確保に加え、自らが意図する成果の達成や関係者のニーズの充足といった様々な質を確保すること。「内部質保証」参照。

実務家教員

専任教員のうち、専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員。

専門職大学、専門職短期大学、専門職大学院では、その特性から、設置基準や「専門職大学院に関し必要な事項について定める件(平成15年3月31日文科科学省告示第53号)」により、必置とされる専任教員には「専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」を一定割合以上含めることが義務付けられている。

主専攻・副専攻制

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組であって、学内で規定が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

ジョイント・ディグリー

連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。平成26(2014)年の大学設置基準等の改正により、所定のプログラムの修了者に対し、我が国の大学等と連携する外国の大学等との連名による学位を授与することが可能となった。

シラバス

学生が授業科目の履修を決める際の参考資料や準備学習を進めるために用いられる各授業科目の詳細な授業計画。一般に、授業科目、担当教員名、講義目的、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件などが記載されている。また、教員相互の授業内容の調整や、学生による授業評価などにも使われる。

新学習指導要領

子供たちが全国どこにいても一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。これまで、概ね10年ごとに改訂しており、平成29(2017)年3月に新しい小・中学校学習指導要領を、平成30(2018)年3月に新しい高等学校学習指導要領を公示しており、教科書の作成・検定・採択・供給等を経て、順次、新しい学習指導要領を実施することとしている。(小学校:2020年度より全面実施 中学校:2021年度より全面実施 高等学校:2022年度より年次進行で実施)

人工知能(AI)

AIは、artificial intelligenceの略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。

スタッフ・ディベロップメント(SD)

職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技

術職員等も含まれる。

スーパーグローバル大学創成支援事業

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を徹底して進める大学を重点支援する文部科学省の事業。平成26（2014）年度から実施。

生産年齢人口

経済学用語の一つで、国内で行われている生産活動に就いている中核の労働力となるような年齢の人口のことをいう。我が国では15歳以上65歳未満。

設置計画履行状況等調査

文部科学省令及び告示に基づき、大学等の設置認可及び届出後、原則として開設した年度に入学した学生が卒業する年度までの間、当該設置計画の履行状況について、各大学の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に「設置計画履行状況等調査委員会」を設けて実施している。

設置認可

大学、短期大学、高等専門学校を設置しようとする者が文部科学大臣に認可申請を行い、その設置の可否について大学設置・学校法人審議会の審査を経て、文部科学大臣が認可を行う。

専攻

大学院における教育研究上の目的を達成するための基本的組織で、研究科の下に置かれる。また、学生が主に学ぶ学問分野を指す場合を専攻ともいう。

専任教員

各設置基準により、「教員は、一の大学に限り専任教員となるものとする」、「専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとする」とされている。また、大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数と大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とすべきことが定められている。

第4次産業革命

2016年1月にスイス・ダボスで開催された第46回世界経済フォーラム（World Economic Forum（以下「WEF」という。））の年次総会（通称「ダボス会議」）の主要テーマとして取り上げられ、その定義をはじめ議論が行われた。WEFでは、「現在進行中で様々な側面を持ち、その一つがデジタルな世界と物理的な世界と人間が融合する

環境」と解釈しており、具体的には、あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる等としている。

卓越大学院プログラム

国内外のトップ大学や民間企業等の外部機関と組織的な連携を図り、世界最高水準の教育力と研究力を結集した5年一貫の学位プログラムの構築・実践を通じて、人材育成・交流、及び新たな共同研究の創出が持続的に展開される拠点を形成し、あらゆるセクターを牽引する卓越した博士人材の育成を進める文部科学省の事業。平成30（2018）年度から実施。

ダブル・ディグリー

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラム※を、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。※ただし、単位互換を通じてある程度の省略化は可能。

単位互換制度

学生が自ら所属する大学又は短期大学（以下「大学等」という。）以外の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、各大学等の定めるところにより、一定の範囲内で自らの大学等における授業科目の履修によって修得したものとみなすことを可能とする制度。

単位累積加算制度

複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。我が国では、平成3（1991）年以降の学校教育法及び学位規則の改正により、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に2年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与される制度として創設。

中期計画

国立大学法人等が中期目標を達成するために作成する計画。各国立大学法人等は中期計画を作成又は変更する場合には文部科学大臣の認可を受けなければならないが、当該認可を受けた場合は、遅滞なくその中期計画を公表することとなっている。なお、文部科学大臣が認可をする際には、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

中期目標

国立大学法人等が6年間で達成すべき業務運営に関する目標。文部科学大臣が定め、当該国立大学法人等に示すとともに公表する。なお、文部科学大臣は、中期目標を定

め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該国立大学法人等の意見を聴き、その意見に配慮するとともに、国立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

データサイエンス

データに関する研究を行う学問。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、又はその処理の手法に関する研究を行うこと。

内部質保証

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。「質保証」参照。

ナンバリング

ナンバリング、あるいはコース・ナンバリング。授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。①大学内における授業科目の分類、②複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つ。対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生が適切な授業科目を選択する助けとなる。また、科目同士の整理・統合と連携により教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

日本留学試験

独立行政法人日本学生支援機構が実施する、外国人留学生として、日本の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に実施する試験。平成14（2002）年より年2回（6月及び11月）日本国内と国外で実施。

認証評価

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学及び高等専門学校の研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとに自ら選択した認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別評価）と、専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の教育課程等の評価（分野別評価）の2種類がある。

ビッグデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等IoT関連機器の小型化・低コスト化によるIoTの進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータ。

ファカルティ・ディベロップメント (FD)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味でのFDの実施を各大学に求めているが、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDの語を用いる場合もある。

分野別参照基準

学士課程における各分野の専門教育が、その核として共有することが望まれる基本的な考え方を示し、各大学における教育課程編成の参考にしてもらうことを通じて、大学教育の質の保証に資することをその目的として、日本学術会議が作成したもの。(現在までに31分野の参照基準を公表)

分野別評価

専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の課程に係る分野を評価単位とする認証評価。教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価する。専門職大学等又は専門職大学院を置く大学は、機関別評価のほか、5年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。

「自ら開設」制度

各設置基準では、大学等は「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされており、教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることが明確化されている。

ミッション

社会への貢献や人材育成など法令で定められた、高等教育機関に対し共通に課せられる恒久的な役割及びこの共通の役割に基づき、各教育機関が掲げる建学の精神や個別の使命を指す。

三つの方針 (卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)

- ・卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) : 各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの。
- ・教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) : 卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。
- ・入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) : 各大学、学部・学科等の教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏ま

え、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

ユネスコ

国際連合教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization U.N.E.S.C.O）という国際連合の専門機関であり、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することを目的とする。

リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、一旦社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

履修系統図

学生が身に付けることが期待される知識・技能・態度と授業科目との間の対応関係や学修の道筋を示した図の総称。学生と教職員がカリキュラム全体の構造を俯瞰できるようにすることで、体系的な履修を促す意図を持つ。カリキュラム・マップ、カリキュラム・チャートとも呼ばれる。

履修証明制度

各高等教育機関が、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書（Certificate）を交付できる制度。各高等教育機関における社会人等の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会の提供を促進するため、平成19（2007）年の学校教育法の改正により創設。

※一部の用語について、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構「高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）」を参考に作成。http://www.niad.ac.jp/n_kokusai/publish/no17_glossary_4th_edition.pdf

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人々が平和と豊かさを享受できる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



2030年までに達成を目指す17の目標

● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代
を生きる人材像

- 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の
教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

「知識の共通基盤」

- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

- 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力・連携

- 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

- 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

● 全学的な教学マネジメントの確立

- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成

● 学修成果の可視化と情報公表の促進

- 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・ 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

● 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

● 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …

高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口:120万人(2017)
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
→ 51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討



V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
→ 必要な投資を得られる機運の醸成

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

【要旨】

I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿－学修者本位の教育への転換－

2040 年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を
生きる人材像

- 普遍的な知識・理解 **+** 汎用的技能 **/** 文理横断
- 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位
の教育への転換

- 「何を学び、身に付けることができたのか」 **+** 個々人の学修成果の可視化
(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
- 多様な高等教育機関(大学、短大、高専、専門学校、大学院)

2040 年を見据えた高等教育と社会の関係

高等教育は「知識の共通基盤」から更に進んで
「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的
に発展させていくことが重要

- 「建学の精神」「ミッション」は変わるべきものと変わらないものがある
➡ 「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信
- 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システム等を提案
➡ 社会からの評価と支援を得る好循環の確立
- 教育研究の自由が保障されていること
➡ 新しい「知」を生み出し、国力の源泉

II. 教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－

1. 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ

➡ リカレント教育、留学生交流、国際展開を充実

2. 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍

➡ 教員が不断にその多様な教育研究活動を充実できる環境や仕組みが必要
(研修、業績評価等)

3. 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断、学修の幅を広げる教育、多様で柔軟な教育プログラムの充実

➡ 学位プログラムの実現、教育資源の共有化

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有

➡ ➤ 「強み」を活かす連携・統合の仕組みの整備
(国立大学の一法人複数大学制、私立大学の連携・統合、撤退、
大学等連携推進法人(仮称))
➤ 学外理事の登用

5. 大学の多様な「強み」の強化

- 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築―

- 何を学び、身に付けることができるのかが明確か
- 学んでいる学生は成長しているのか
- 大学の個性が発揮できる多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

を確認する質保証システムへの転換

教育の質を保証することができない機関は、社会から厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることを覚悟しなければならない

設置基準の見直し、認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)、
教学マネジメントの確立、情報公表の更なる充実、学生調査・大学調査

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置

―あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」―

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- ✓ 2040年、大学進学者数は8割に(2017年:約63万人 → 2040年:約51万人)

➡ その規模を踏まえつつ、社会人、留学生を含めた多様性のあるキャンパスの実現へ
教育の質向上に資する適正な規模を各機関が見直す契機とすべき

2. 国公私の役割

- ✓ 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築
特に国立大学は、2040年を見据え、規模、分野等の在り方の見直しへ

3. 地域における高等教育

- ✓ 地域を支える高等教育は引き続き重要

➡ 地域の高等教育に関するデータを基に、その規模・分野を再検討、国公私を通じた連携で「知の基盤」を構築

V. 各高等教育機関の役割等－多様な機関による多様な教育の提供－

1. 各学校種における特有の検討課題

- 専門職大学・専門職短期大学

= 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引 **+** 新たな価値を創造

- 短期大学

= 幅広い教養を踏まえて職業又は實際生活に必要な能力を育成する教育
(幼稚園教諭、保育士、看護師、介護人材等) **+** 短期であること、地域でのアクセスの容易さ
という強みを活かし、リカレント教育を通じた地域貢献

- 高等専門学校

= 5年一貫の実践的な技術者教育 **+** 海外展開による国際化

- 専門学校

= 社会・産業ニーズに即応し、多様で柔軟な教育 **+** 産学連携による職業教育機能の強化
や留学生、社会人の積極的な受入れ

2. 大学院における特有の検討課題

= 高度な専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付けた、今後の社会を先導・牽引できる高度な人材を育成する教育

= 明確な人材養成目的と社会ニーズに基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けた体質改善

 三つの方針の義務化、教育組織や教育研究体制、入試や学位授与の在り方の再点検、分野横断的なコースワークの充実

VI. 高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充－

✓ 国力の源である高等教育には引き続き、必要な公的支援の確保が必要

+

✓ 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を享受することを踏まえた民間からの投資や支援も重要(財源の多源化)

✓ 教育・研究コストの可視化により、各機関がどれだけ学生にコストをかけて教育をしているかを明らかに

✓ 高等教育の社会的・経済的効果を明らかに

 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進

VII. 今後の検討課題

中央教育審議会における引き続きの検討事項

- 設置基準等の質保証システム全体についての見直しを行うこと
- 教学マネジメント指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方の検討を行うこと

着手すべき施策

- 「地域連携プラットフォーム(仮称)」の立ち上げに向けた各高等教育機関への助言、地方公共団体等との意見交換の実施と、議論すべき事項について「ガイドライン」の策定
- 「大学等連携推進法人制度(仮称)」について、認定する際の基準の内容、連携を推進するための制度的な見直し
- 国立大学において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討
- 大学間の連携・統合(国立大学の一法人複数大学制度、私立大学の学部単位等での事業譲渡の円滑化 等)に必要な制度改正
- 制度・教育改革 WG で議論された事項のうち、設置基準の抜本的な見直しや教学マネジメント指針の策定など引き続きの検討が必要とされたものを除いた、必要な制度改正(学位プログラムを中心とした大学制度、リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育機関の国際展開等)

おわりに - 中教審からのメッセージ -

✚ 全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる

高等教育改革の実現

✚ 「学び続けること」こそが価値であるという社会を、
全ての関係者とともにつくることを目指す

2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）

【概説】

I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換—

1. 2040 年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿

（2040 年に必要とされる人材）

2040 年を迎えるとき、どのような人材が、社会を支え、社会を牽引することが望まれるのかについては、社会の変化を前提として考える必要がある。これからの人材に必要とされる資質や能力については、これまで多くの提言が国内外でなされてきた。累次の中央教育審議会答申等において示されてきた社会の変化に対応するために獲得すべき能力は、いつの時代にも、基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等が中核とされている。

予測不可能な時代の到来を見据えた場合、専攻分野についての専門性を有するだけではなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材が多く誕生し、変化を受容し、ジレンマを克服しつつ、更に新しい価値を創造しながら、様々な分野で多様性を持って活躍していることが必要である。文理横断的にこうした知識、スキル、能力を身に付けることこそが、社会における課題の発見とそれを解決するための学問の成果の社会実装を推進する基盤となる。

（我が国の世界における位置付けと高等教育への期待）

成熟社会を迎える中で、直面する課題を解決することができるのは「知識」とそれを集約し、組み合わせることで生み出す新たな価値となる「新しい知」である。その基盤となるのが教育であり、特に高等教育は、我が国の社会や経済を支えることのみならず、世界が直面する課題の解決に貢献するという使命を持っている。特に、我が国のような課題先進国の高等教育機関が世界的課題解決に貢献することは重要であり、この貢献が各国との安定的な関係の構築にも資するという意識を持つことが必要である。

（高等教育が目指すべき姿）

2040 年に必要とされる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸ばす教育」に転換することが期待される。

予測不可能な時代にあって、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮するとともに、多様な価値観を持つ人材が協働して社会と世界に貢献していくため、学修者にとって

の「知の共通基盤」となるという視点に立ち、「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた多様性と柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要がある。また、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築していくためには、高等教育機関内のガバナンスも組織や教員を中心とするのではなく、学内外の資源を共有化し、連携を進め、学修者にとっての高等教育機関としての在り方に転換していく必要がある。

2. 2040年頃の社会変化の方向

(SDGsが目指す社会)

国連が提唱する持続可能な開発のための目標(SDGs)は、「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」という考え方の下、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人が平和と豊かさを楽しむ社会を目指している。

(Society5.0、第4次産業革命が目指す社会)

第4次産業革命とも言われる、AI、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられることで、日本の強みとリソースを最大限活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである Society5.0(超スマート社会)の実現に向けた取組が加速している。また、同時に、資源や物ではなく、知識を共有、集約することで、様々な社会課題を解決し、新たな価値が生み出される社会である知識集約型社会の到来が予想されている。

(人生100年時代を迎える社会)

健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、平成19(2007)年に日本で生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%あると言われている。こうした人生100年時代においては、人々は、「教育・仕事・老後」という3ステージの単線型の人生ではなく、教育と仕事の行き来、高等教育機関の間や産業界の間の行き来などのあるマルチステージの人生を送るようになり、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場がある社会となることが予想される。

(グローバル化が進んだ社会)

社会・経済・科学技術等の在り方が地球規模で連動する、広範で構造的な変容がグローバル化であり、人の国際的な移動が爆発的に拡大し、情報通信技術も劇的に進歩している。他方、グローバル化が進む時に、各国においては独自の社会の在り方、文化の在り方などの価値に着目するローカル化の動きも活発化することも想定される。また、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

(地方創生が目指す社会)

地方創生が実現すべき社会は、「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」である。都市に出なければ教育機関や働く場所がないということではなく、生まれ育った地域で、個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会の実現が期待される。

3. 2040 年を見据えた高等教育と社会の関係

(大学をはじめとした高等教育と社会との関係)

高等教育は、我が国のみならず世界が抱える課題に教育と研究を通じて真摯に向き合い、新たな社会・経済システム等の提案をしていくこと、その成果を社会に還元することを通じて、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することにより、「知識の共通基盤」から更に進んで「知と人材の集積拠点」としての機能を継続的に発展させていくことが重要である。その際、知識集約型社会への転換によって、知や情報が経済的な価値の源泉となることで、知の拠点である大学そのものが産業を支える基盤になることが期待される。そのためにも、高等教育機関自らが、「建学の精神」や「ミッション」、教育研究についての説明責任を果たしていくこと、さらにはその「強み」と「特色」を社会に分かりやすく発信していくことが重要である。

(研究力の強化と社会との関係)

多様で卓越した新しい「知」は、未知のものへ挑戦する全ての学術研究の中で生み出され、イノベーションの創出や科学技術の発展に大きく資するものであり、学術研究の成果を社会的・経済的価値の創造に結び付け、社会からのニーズに応えていくことは高等教育の役割の一つである。

(産業界との協力・連携)

通年採用導入による、ポテンシャル採用からジョブ型採用への転換や、大学教育の質と学修成果を活用した採用活動の拡大などは、産業界が取り組んでいくべき課題である。経済・社会の発展をもたらす高等教育の在り方について、人材を育成する側と人材を活用する側で議論と理解を深めていく必要がある。その際、今後更に重要性の増すリカレント教育については、産業界の雇用の在り方、働き方改革と、高等教育が提供する学びのマッチングが必要不可欠である。

(地域との連携)

人口減少下において「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」を実現するためには、地方の産業における生産性の向上、高付加価値化のみならず、公共交通や教育機関、

医療機関の提供、労働力の確保等、地域全体の維持・発展が必要である。そのいずれにおいても、高等教育が果たす役割は重要であり、知的な蓄積のある教員の存在や人材の育成、教育研究成果を活用した産学連携等により、地域の教育・医療・インフラ・防災・産業等を支えている。

Ⅱ. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—

AI時代やグローバル時代を生きていく能力を獲得するためには、画一的な、教育を提供する側が考える教育から脱却し、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」＝「多様な価値観が集まるキャンパス」になることが必要である。なお、高等教育機関には「多様性」と「柔軟性」が求められるとともに、高等教育機関で学ぶ学生や、教育研究を行う教員は、組織に縛られることなく、その「流動性」を確保していくことが重要である。

1. 多様な学生

今後、高等教育機関は、18歳で入学する日本人を主な対象として想定するという従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換を進める必要がある。

(リカレント教育)

高等教育機関でのリカレント教育が今以上に充実・拡大するためには、産業界、地方公共団体等と緊密に連携した実践的・専門的なリカレント・プログラムの開発や、実践的な教育を行う人材の育成プログラムの開発・実施などが必要である。産業界、地方公共団体をはじめとする関係者が高等教育機関での学びを積極的に支援するとともに、採用時や処遇に際して学修の成果を適正に評価することが求められる。そのためには、新卒一括採用や流動性の低さ等の雇用慣行にも変化が求められる。

(留学生交流の推進等)

多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生の受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である。加えて、優秀な留学生の、学部段階での受入れや多様な国・地域からの受入れを推進することが求められる。そのために、各高等教育機関は、自らの強みや特色を踏まえ、様々なニーズを持つ諸外国の留学生の動向を分析し、より優秀な留学生を引き付けることができる教育を、他機関との連携も含めて提供していくことが必要である。

(高等教育機関の国際展開)

我が国の高等教育機関の教育研究力の向上や国際通用性を強化し、海外からのアクセスを向上させることで、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすことが必要である。制度面での対応や情報提供を通じて、アジア各国を中心とした日本の高等教育へのニーズが高い国に対して、我が国の大学の海外校の設置、海外協定校との連携などを通じた国際展開を進めていく必要がある。

2. 多様な教員

今後、学部・研究科等の組織の枠を越えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性、外国籍など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討する必要がある。教員の採用については、教員組織全体を踏まえた教員の多様性を採用時に確保するとともに、採用後もその能力を更に伸ばし業績を重ねていくために、必要な研修や業績評価、教育研究活動を行うことができる環境の整備が行われていく必要がある。

3. 多様で柔軟な教育プログラム

(初等中等教育との接続)

新学習指導要領の実施など初等中等教育段階の変化も踏まえ、高等学校教育で育成を目指す資質・能力を前提に、アドミッションやその後の高等教育にどう生かしていくかという高大接続の観点と、入学段階からいかに学生の能力を伸ばすかという観点で高等教育における「学び」を再構築することが重要である。

(文理横断、学修の幅を広げる教育)

分野を越えた専門知の組合せが必要とされる時代であり、一般教育・共通教育においても従来の学部・研究科等の組織の枠を越えた幅広い分野からなる文理横断的なカリキュラムが必要となるとともに、専門教育においても従来の専攻を越えた幅広くかつ深いレベルの教育が求められる。特に、専門教育については、専門知の組合せの種類が大幅に増えることを踏まえ、主専攻・副専攻制の活用など、学生の学修の幅を広げるようなカリキュラムの工夫が求められる。

(多様で柔軟な教育プログラム)

各大学等が多様な教育プログラムの提供を実現するため、時代の変化に応じ、従来の学部・研究科等の組織の枠を越えて、迅速かつ柔軟なプログラム編成ができるようにすることが必要である。また、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することで、一つの

大学では成し得ない多様な教育プログラムを提供することができるよう、単位互換等の制度運用の改善を行うことも必要である。

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

今後、高等教育機関の中に「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現していくためには、大学内や大学を越えて人材や資源を結集する必要があり、それを支えるガバナンスが重要である。

各大学におけるマネジメント機能や経営力を強化する取組に加え、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有すると同時に教育研究機能の強化を図るため、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みについて検討することが必要である。

また、多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点に加え、高等教育機関は、客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たしていくことが考えられる。そのために、これからは学外理事を少なくとも複数名置くことが求められる。

5. 大学の多様な「強み」の強化

「将来像答申」で提示した機能別分化の考え方は、大学の多様性を踏まえたものであり、これからも維持していくべきものとする。一方で、各大学においては、「将来像答申」以降の社会全体の急速な変化や18歳人口の減少を踏まえるとともに、将来の更なる変化を見据え、大学が選択する機能と、その比重の置き方について改めて見直すことにより、自らの強みや特色を意識した上で、将来の発展の方向性を考えていくことが重要である。その際、大学として「強み」や「特色」を明確にした上で、それらを伸ばしていくために、大学間の連携・統合を進めていくことも一つの方策である。

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表－「学び」の質保証の再構築－

知識集約型社会の進展と、質の高い高等教育での人材育成を進める各国の状況等を踏まえると、できるだけ多くの人材が高等教育機関において社会のニーズも踏まえた質の高い教育を受け、自らの能力を高めることは重要であり、今後、高等教育機関は、入学時から修了時までの学修者の「伸び」、更に卒業後の成長をも意識した質の向上を図っていく必要がある。

（我が国における質保証の取組状況）

大学教育の質の保証については、多くの積極的な改善の努力が進められているが、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。諸外国においても、大

学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、各大学において公費を投入するに値する質の教育を行っているのか、説明責任が求められるようになっている。

（保証すべき教育の質）

どのような大学が学修者の視点から見た質の高い大学であるかについては、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階においても、認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素だと考えられる。

（大学が行う「教育の質の保証」と「情報公表」）

大学教育の質を保証するためには、第一義的には大学自らが率先して取り組むことが重要である。一方、国としては、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、教学マネジメントの確立の支援を一層進める必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては、大学が、学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する必要がある。

また、各大学が積極的に説明責任を果たしていくという観点からも大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する情報を把握・公表していくことが重要である。

教育の質の保証や情報公表に真摯に取り組まない大学は、社会からの厳しい評価を受けることとなり、その結果として撤退する事態に至ることがあり得ることも覚悟しなければならない。

産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。その際には、学修成果の中身について、高等教育機関と産業界が共通理解を持って進めていく必要がある。

（国が行う「質保証システム」の改善）

2040年に向けた高等教育の課題と方向性を踏まえ、現在の設置基準を時代に即したものととして、例えば、定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生／教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要がある。

なお、この見直しについては、新たに設置される大学のみならず、既存の大学も含んだ全ての大学を対象として、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から行うものであり、今後、専門的な審議を経た上で行うべきである。

これらの方向性を踏まえつつ、設置基準の解釈の明確化、設置計画履行状況等調査や認証評価の結果を踏まえた厳格な対応などについて質保証のための必要な見直しを行い、速やかな対応を行うことが必要である。

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置—あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」—

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

(学士課程への進学者数の増加)

高等教育機関への主たる進学者である18歳人口は平成4(1992)年の約205万人をピークに減少を続け、平成21(2009)年頃からは約120万人前後で推移しており、現在は約118万人にまで減少している。一方で、この間に大学進学率はほぼ右上がりになり、平成4(1992)年には26.4%であったものが現在は52.6%となっており、これに伴い、大学進学者数も平成4(1992)年の約54万人から現在は約63万人にまで増加している。

(高等教育機関の進学者数の推計)

本審議会においては、新たに2040年の高等教育機関への進学率を推計した。この推計によれば、高等教育機関への進学者数は2040年には約74万人となり、平成29(2017)年と比較すると約23万人減少することとなる。そのうち、大学進学者数は約51万人となり、平成29(2017)年と比較すると約12万人減少する。高等教育機関としても、大学としても現在の約80%の規模となる。今まで増え続けてきた高等教育機関への進学者数が、平成29(2017)年度をピークとし、これからは減少局面に入る計算となる。

(進学者数の規模を踏まえた高等教育機関全体の規模)

「将来像答申」では、「高等教育計画の策定と各種規制の時代」から、「将来像の提示と政策誘導」の時代への移行という考えを示した。2040年を見据えた高等教育の規模を考える際も、その方向性は変わらない。

各高等教育機関は、「18歳中心主義」を維持したままでは現在の規模を確保することができないということを認識した上で、いかに学生の可能性を伸ばすことができるかという教育改革を進め、その観点からの規模の適正化について検討する必要がある。他方、人生100年時代やグローバル化を踏まえて、高等教育を受ける学生の多様性を考えた際、これまで以上

に社会人や留学生を積極的に受け入れていくことが必要であり、その観点においては、社会人や留学生の規模が拡大することが期待される。

(大学院の規模)

今後、我が国に求められる社会を牽引する高度な人材の育成に大学院が果たす役割の重要性がますます高まることは明らかであり、諸外国と比べて遜色ない水準で 2040 年の社会を牽引する高度人材が活躍していかなければ、我が国の国際競争力にも大いに問題が生じる可能性がある。現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は2分の1から3分の1程度と低い水準にある。

まずは早急に、大学院教育の体質の改善とも言えるような取組を進めていくことで、大学院が 2040 年の社会で求められる需要に質的にも量的にも応えられる好循環を生み出していくべきである。

2. 国公私の役割

(国立大学の役割)

新しい役割の再整理として、例えば、

- ・世界及び我が国の「知」をリードする研究・教育を推進する役割
- ・イノベーション創造のための知と人材の集積拠点としての役割
- ・Society5.0の実現に向けた人材養成など計画的な人材養成の役割
- ・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展のため存続が必要な学問分野の維持や、理工系分野など教育研究の施設整備に多額の予算を要するため財政的な負担を伴う教育・研究を推進する役割

などが考えられる。

18歳人口の減少を踏まえた定員規模の検討を行うとともに、大学院機能の重視、文理横断的な学士課程への見直しなど Society5.0の実現を踏まえた人材育成を含め、役割を明確にし、その機能を伸長していく改革が求められる。

このため、国において、国立大学と議論を図りつつ、学士課程教育、大学院教育等において、それぞれの大学の強み・特色や地域の事情等にも留意しつつ、どのような課程や分野で、どのような規模で役割を果たしていくのか、という点について一定の方向性を検討することが必要である。

(公立大学の役割)

公立大学は、各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担うものであり、教育機会均等の実現、地域活性化の推進、行政課題の解決に向けて、公立大学がどのようにその役割を果たしていくかを、地域における高等教育機関全体の状況を踏まえて考えていく必要がある。

(私立大学の役割)

私立大学は、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割を担っている。また、私立大学の教育研究の多様性によって、複雑な社会の変化に対応できるより多くの国民を育成し、一人一人の労働生産性を大幅に引き上げるため、幅広い年齢層に及ぶ中核人材の教育機会を保障し、国民の知的水準を底上げする役割がある。私立大学は多様性の保持を明確にした上で、それぞれの「建学の精神」に基づき、学生／教員の比率等も踏まえた教育研究の更なる充実を図りつつ、その経営基盤の強化を図り、我が国の高等教育の中核基盤を支える方向で改革を進める必要がある。

(国公私全体での取組の重要性)

国公私のそれぞれの高等教育機関は、これまでの歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえた上で、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に活かして、地域における高等教育の在り方を再構築していく必要がある。

3. 地域における高等教育

(国が提示する将来像と地域で描く将来像)

今後、産業形態が一極集中型から遠隔分散型へと転換する想定の中では、地方における高い能力を持った人材の育成に期待がかかっている。高等教育の将来像を国が示すだけではなく、それぞれの地域において、高等教育機関が産業界や地方公共団体を巻き込んで、それぞれの将来像となる地域の高等教育のグランドデザインが議論されるべき時代を迎えていると考えられる。そのために、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築することが必要である。

「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築する際には、地域の高等教育機関を中心として、地方公共団体、産業界等が積極的に関わり、その果たせる役割も含め、当該地域の高等教育のグランドデザインを提示していくことも重要である。

地域における高等教育のグランドデザインを描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景など特有の事情を考慮する必要がある。国が直接関与するよりは、地域が「地域連携プラットフォーム（仮称）」を活用しつつ、検討を進めていくことが適当である。一方で、議論の前提としての各種データの網羅的な収集・整備、「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築への支援、連携・統合の仕組みの制度的整備などは国が担うべき役割である。

V. 各高等教育機関の役割等―多様な機関による多様な教育の提供―

1. 各学校種における特有の検討課題

学校種ごとに、制度目的、修業年限、学位を授与する機関であるか否か、教育内容として学術を重視しているか、職業ないし実際生活を重視しているかなどに違いがあり、多様な高等教育機関を形成している。

(専門職大学・専門職短期大学)

専門職大学・専門職短期大学は、理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして専門業務を牽引でき、かつ、変化に対応し新たな価値を創造できる人材を育成するため、産業界と密接に連携して教育を行う新たな高等教育機関として期待されている。

(短期大学)

短期大学は、今後は、短期であることや地域でのアクセスの容易さといった強みを活かし、高齢者も含めた社会人へのリカレント教育を通じた地域貢献などの役割も期待される所であり、地域に必要な高等教育機関として教育の質を高めていくことが重要である。

また、2040年に向けては、短期高等教育機関として、大学制度における短期大学の位置付けの再構築について検討することも必要である。

(高等専門学校)

高等専門学校は、今後は、新たな産業を牽引する人材育成の強化、大学との連携など高専教育の高度化、日本型高等専門学校制度の海外展開と一体的に我が国の高専教育の国際化を進めていくことにより、高等専門学校の教育の質を高めていくことが重要である。

(専門学校)

専門学校では、平成26(2014)年度から、企業等と連携してより実践的な職業教育に取り組む「職業実践専門課程」の認定制度が開始され、当該課程では、学校関係者評価や、情報公表等が要件として求められており、こうした質保証・向上の取組は、全ての専門学校でも進められていくことが必要である。今後は、地域等での産学連携による職業教育機能の強化や留学生の積極的な受入れ、リカレント教育にも大きな役割が期待され、地域に必要な高等教育機関として、教育の質を高めていくことが重要である。

2. 大学院における特有の検討課題

高等教育の中でもとりわけ大学院は知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在である。

一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて教育研究を展開しているとは必ずしも言えないという指摘がある。

こうした現状を改善し、2040年に向けた高等教育の課題と方向性に照らした転換を図るためには、人材養成目的を明確に意識し、「卒業認定・学位授与の方針」から順次「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」を明確に設定すること、三つの方針に照らして、コースワークと研究指導を適切に組み合わせて行うことが前提として必要となる。

VI. 高等教育を支える投資—コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充—

高等教育は国力の源であり、必要な公的な支援を確保しつつ、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担等の高等教育への投資活動を強化していくことが求められる。

民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方については、教育投資に対する投資効果をどう得たかという観点から再整理をしていく必要がある。

あわせて、各高等教育機関が生み出す経済効果や便益と、各高等教育機関にかかるコストを明確にすることが重要である。今後は、国公私別・大学別のコストを明らかにし、各高等教育機関がどれだけの教育コストをかけて学生に対する教育をしているのかを、学生と社会に対して情報公表していく必要がある。加えて、高等教育全体の社会的・経済的効果を社会に示すような試みを行っていくことも検討すべきである。

2040年を見据えた高等教育への公的支援の在り方については財政の在り方を含めて社会全体で検討し、将来世代への投資として、必要な公的支援を確保していく必要がある。

高等教育機関の財源を安定的に確保していくためには、国は寄附文化を醸成しつつ、大学も公的な支援だけに依存することなく、主体的な努力により、寄附等の支援を積極的に得るとともに、民間からの投資も意欲的に確保し、財源を多様化することが重要である。「知」を高度に集積する高等教育が投資を呼び込み、同時に資産マネジメントに関わる取組を速やかに進めていくことができるように、新しい資金循環メカニズムが構築されることが期待される。

広く公的・私的セクターが高等教育機関を支えることを、納得感を持って受け入れてもらうためには、まずは、高等教育機関が、現在の社会を支え、未来の社会に貢献していくとともに、時代に合わせた取組の重点化、効果の最大化を実施していくことが今まで以上に求められる。

高等教育における教育や研究への投資の在り方や、限られた財源の中で、公的な支援、民間からの投資と社会からの寄附等の支援、個人負担のバランスの在り方について、国のあるべき姿の一環として引き続き、議論をしていく必要がある。